

上尾市国土強靱化地域計画

令和4年3月

上尾市

上尾市国土強靱化地域計画の策定にあたって



東日本大震災の発生以降、平成 28 年（2016 年）熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震、平成 30 年 7 月西日本を中心とした記録的な大雨や令和元年房総半島台風の猛烈な風雨など全国各地で数十年に一度といわれる規模の自然災害が頻発化・激甚化しており、多くの尊い人命が失われ、経済的・社会的にも甚大な被害が発生しております。

本市でも令和元年東日本台風において、市西部の荒川沿川地域を中心に床上浸水や道路冠水等の甚大な被害が発生し、初めて災害救助法が適用されました。

改めて自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、大地震だけではなく水害リスクも念頭に置いた防災対策に取り組む必要性を再認識したところでございます。

さらに、令和元年末の中国において、世界で初めて感染が報告された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界に拡大し、人々の生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしております。

今後、過去の想定を超えるような災害も懸念される中で、市民の安心・安全を確保し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的・計画的に推進するため、新たに上尾市国土強靱化地域計画を策定いたしました。

本計画では、道路・河川及び上下水道施設等の都市インフラにおける防災対策をはじめ、地域コミュニティの活性化や地域の見守り活動への支援など、本市の特徴を踏まえた幅広い施策を位置づけています。

これらの計画の実現にあたっては市民の皆さまの協力は欠かせません。これまで以上に、市民の皆さまとの協働・連携のもとに、真に災害に強いまちづくりや第 6 次上尾市総合計画の将来都市像である「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現に向け、ともに歩み、成長し、創造していくために、さらなるご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、上尾市防災会議委員及び計画案に対し貴重な意見や提言をいただいた市民の皆さまをはじめとする関係各位に心から感謝を申し上げます。



令和4年3月

上尾市長 富山 稔

<<目 次>>

1. 計画策定の趣旨・位置づけ

1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 地域防災計画との違い	2
1.4 計画期間	3

2. 上尾市の特性と想定される災害

2.1 上尾市の特性	4
2.2 上尾市で想定される主な災害と過去の災害事例	14
2.3 計画で想定する災害	20

3. 計画の目標

3.1 基本目標	21
3.2 事前に備えるべき目標	22

4. 脆弱性評価と推進方針

4.1 脆弱性評価と推進方針の検討フロー	23
4.2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	24
4.3 施策分野の設定	26
4.4 脆弱性評価と推進方針	27
4.5 重点化	100
4.6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の回避に寄与する施策分野の対比	101

5. 計画推進の方策

5.1 推進体制の整備	104
5.2 計画の進捗管理	105
5.3 計画の見直し	105

用語解説	106
------	-----

【資料編】 1. 施策プログラムごとの推進事業数	資料編-1
2. 推進事業一覧	資料編-5
3. 重要業績指標一覧	資料編-36
4. 参考資料	資料編-38

1. 計画策定の趣旨・位置づけ

1.1 計画策定の背景

我が国は、急峻な地形特性や環太平洋変動帯に位置する地理的特性等の影響により、地震、台風、局地的な豪雨、火山の噴火等、これまで様々な大規模自然災害を経験し、その度に甚大な被害を受け、長期間にわたり復旧・復興を図る「事後対策」を余儀なくされてきました。

このような経験を通じて、事前防災・減災と迅速な復旧復興が着目され、災害に対する事前の備えとして、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また、経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指す「国土強靱化」の必要性が認識されました。

こうして、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が制定され、国においては、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」）を策定し、同計画に沿った強靱な国づくりを推進しているところです。

また、地方公共団体については、同法第 4 条で、国との役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有すること、第 13 条で、施策推進に向け国土強靱化地域計画を策定できることが定められています。

埼玉県では、基本計画との調和を図り、平成 29 年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」を策定し、県の強靱化に関わる施策を推進しています。

近年は、平成 28 年（2016 年）熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震等の震災のほか、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年房総半島台風等、気候変動により気象災害も頻発化、激甚化しています。特に広範囲に甚大な被害を及ぼした令和元年東日本台風では荒川沿川地域を中心に、死者 1 名、人命救助 19 名、道路冠水 49 件、床上浸水 47 件が発生しており、国土強靱化は本市においても喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、本市でも上尾市地域防災計画等に基づく従前からの防災対策に加えて、国土強靱化にも取り組むべく、上尾市国土強靱化地域計画を策定しました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。

また、基本計画、県地域計画との調和を図るとともに、市政全体が強靱化への寄与を果たし推進されるよう、本市の関連計画に対しては強靱化の指針として位置づけるとともに、本市の最上位計画である第 6 次上尾市総合計画と並列に位置づけ、双方に整合を図りつつ連携していくものとします。

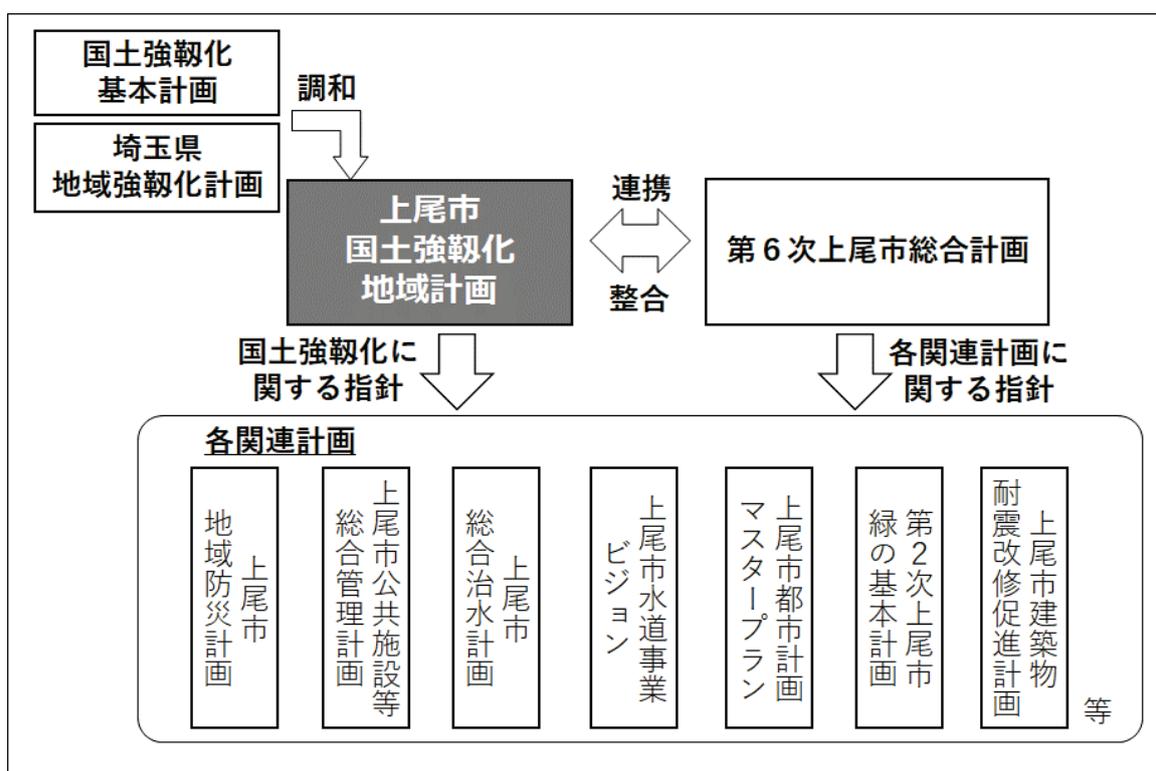


図 1-1 本計画の位置づけ

1.3 地域防災計画との違い

本計画は、上尾市地域防災計画に対しても強靱化の側面では指針性を有する上位計画です。

地域防災計画との大きな違いは、地域防災計画が災害種別に応じて発災前から発災後の防災対策を位置づけた計画であるのに対し、本計画はあらゆる最悪の事態に対して発災前における平常時の施策を位置づけた計画であることです。また、本計画に位置づける施策は対象分野を防災のみに限定せず、まちづくり・産業・環境・福祉等、多面的分野を対象を広げ、強靱化に寄与する施策を総合的にとりまとめたものであることに違いがあります。

1.4 計画期間

本計画の計画期間は、第6次上尾市総合計画と連動し、初年次は令和4年度から令和7年度までの4年間としますが、その後は総合計画と計画期間を合わせ、基本構想の半期である5年間を基本とすることとします。

上尾市国土強靱化地域計画	令和4年（初年次4年）	令和7年	令和8年（以降5年）	令和12年
第6次上尾市総合計画	令和3年（前期5年）	令和7年	令和8年（後期5年）	令和12年

図 1-2 基本とする計画期間(本計画と総合計画との対比)

2. 上尾市の特性と想定される災害

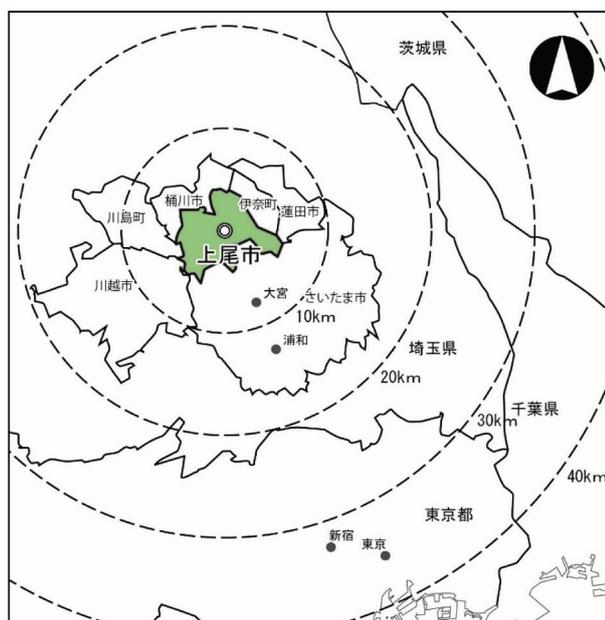
2.1 上尾市の特性

(1) 位置

本市は、埼玉県南東部に位置し、市域の延長距離は東西方向 10.48km、南北方向 9.32km、面積は 45.51km²を有しています。

また、商業などの拠点である大宮駅からは約 10km、東京駅からは約 35km の距離にあり、JR 高崎線で都心に直結するなどアクセス性に優れた位置にあります。

隣接自治体は、東は伊奈町及び蓮田市、南はさいたま市、西は川越市及び川島町、北は桶川市であり、本市はこれら自治体に囲まれています。



出典: 上尾市都市計画マスタープラン 2020

図 2-1 上尾市の位置

(2) 地勢

本市は、大宮台地のほぼ中央に位置する起伏の少ない地形で、海拔は約 17m です。市の中心部を鴨川と芝川が流れるほか、市の西境を荒川が、東境を原市沼川、綾瀬川が流れています。

また、本市の周辺部にはクヌギやコナラなどの雑木林が残り、豊かな自然環境が生態系基盤を形成していますが、市域の中央部を中心に都市化が進行しており、宅地が増加する一方で、農地や樹林地は減少傾向にあります。

(3) 気候

本市の気候は、夏は高温で雨が多く蒸し暑い日が続き、冬は乾燥した冷たい北西の季節風が吹く快晴の日が多く、内陸性気候を有しています。

近年5年間(平成27～令和元年)の気象について平均を算出すると、気温は約16.0℃、最高気温は約38.1℃、最低気温は-3.8℃、年平均降水量は1,145.3mmとなっています。

表 2-1 近年5年間の気象データ

区分 年	気温(℃)			平均湿度	風速(m/s)		総降雨量	総降雪量
	最高	最低	平均	(%)	最大	平均	(mm)	(cm)
平成27	38.0	-2.5	16.1	71.3	21.9	1.8	1,231.5	4
	8月1日	2月10日			2月15日			
平成28	37.0	-4.2	16.0	72.5	25.3	1.9	1,047.5	23
	8月17日	1月20日			8月22日			
平成29	37.5	-4.5	15.4	66.9	26.2	2.1	1,138.0	0
	8月9日	1月16日			9月18日			
平成30	39.9	-5.1	16.5	62.5	32.2	2.0	917.0	0
	7月23日	1月26日			10月1日			
平成31 令和元	38.2	-2.7	16.2	63.6	31.3	2.1	1,392.5	0
	8月2日	1月10日			10月12日			

出典: 消防年報 2020 あげお

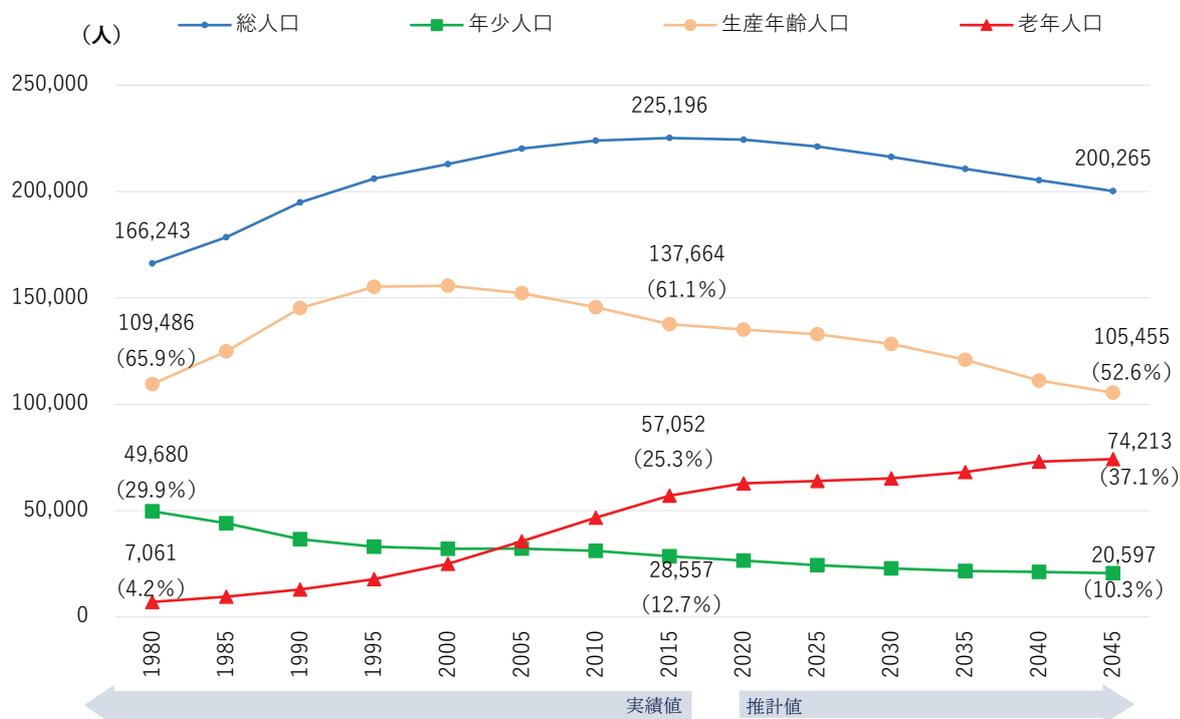
(4)人口

本市の令和3年4月1日現在の人口は229,729人です。

平成27(2015)年まで堅調に人口が増加してきましたが、その傾向は鈍化しています。将来的には減少傾向で推移し、令和27(2045)年には200,265人になると予測されています。

年齢区分別では、年少人口(0~14歳)は減少し続ける一方で、老年人口(65歳以上)は増加し続けており、令和27(2045)年には高齢化率が37.1%になると推計されています。

これまでのような総花的な計画ではなく、重要な施策に対して限られた予算・人員を優先的に投入していくという考え方に立った計画が求められていると言えます。



出典:第6次上尾市総合計画(令和3年3月/上尾市)

(国勢調査(総務省)・日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所))

※令和2(2020)年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30(2018)年3月)に基づく推計値

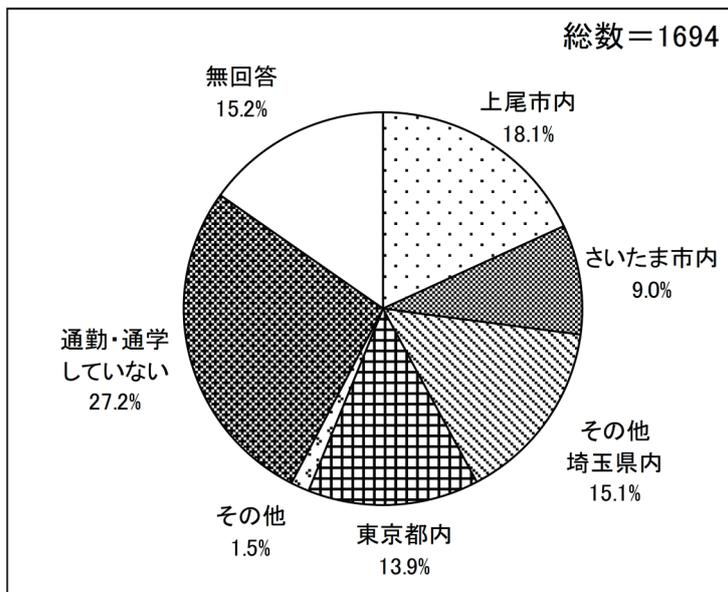
※年齢不詳者もいるため、年齢3区分別の構成比は必ずしも合計が100%になりません。

図 2-2 本市の人口の推移

(5) 通勤・通学

通勤・通学先は市外が市内を大きく上回ります。「上尾市内」への通勤・通学が 18.1%で最も多く、以下、「その他埼玉県内」が 15.1%、「東京都内」が 13.9%と続いています。

特に東京都特別区への本市の通勤・通学者数は、県内自治体のうち上位 11 位に位置し、県内では比較的多い傾向がみられます。



出典:平成 30 年度上尾市市民意識調査報告書(平成 31 年 3 月/上尾市)

図 2-3 本市の通勤・通学状況

表 2-2 東京都特別区への通勤通学人口(上位 20 自治体)

No.	自治体名	通勤・通学人口(人)	通勤・通学比率	行政人口(人)
1	さいたま市	175,232	14%	1,263,979
2	川口市	102,198	18%	578,112
3	越谷市	47,279	14%	337,498
4	草加市	45,901	19%	247,034
5	所沢市	43,991	13%	340,386
6	川越市	29,552	8%	350,745
7	新座市	28,244	17%	162,122
8	戸田市	28,053	21%	136,150
9	朝霞市	27,470	20%	136,299
10	春日部市	23,632	10%	232,709
11	上尾市	22,738	10%	225,196
12	和光市	22,105	27%	80,826
13	三郷市	20,305	15%	136,521
14	富士見市	16,788	16%	108,102
15	ふじみ野市	14,742	13%	110,970
16	蕨市	14,263	20%	72,260
17	八潮市	13,925	16%	86,717
18	志木市	13,062	18%	72,676
19	久喜市	12,615	8%	152,311
20	入間市	12,576	8%	148,390

出典:「平成 27 年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)第 6 表 従業・通学市区町村, 常住市区町村, 男女別自宅外就業者数及び通学者数 - 全国, 市区町村」を基に集計

(6) 産業

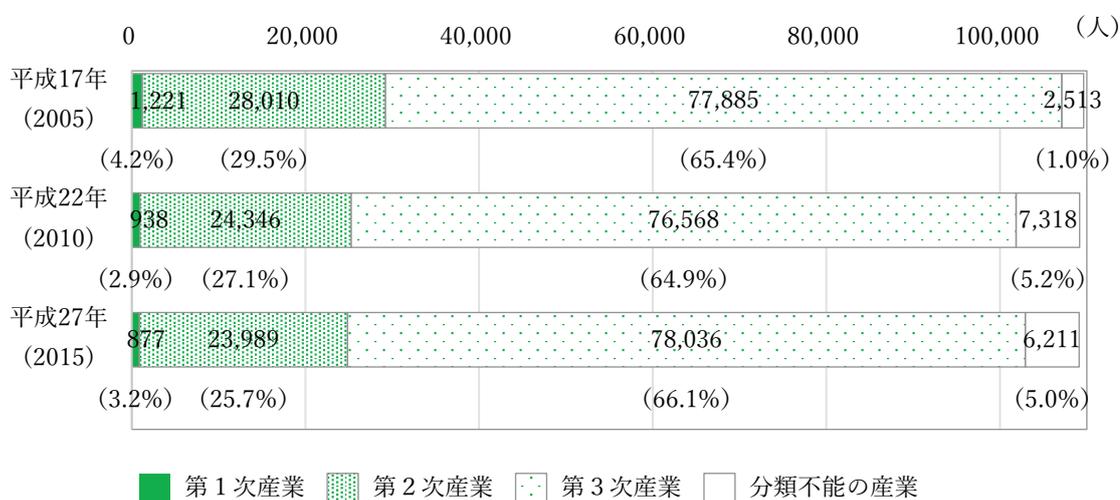
本市の主要な産業は第3次産業です。

第3次産業の就業人口の割合は全体の7割近くを占め、微増傾向にある一方で、第1次産業、第2次産業の就業者割合は微減傾向にあります。

第1次産業のうち、農業については、農家人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足、農地減少などが課題となっています。

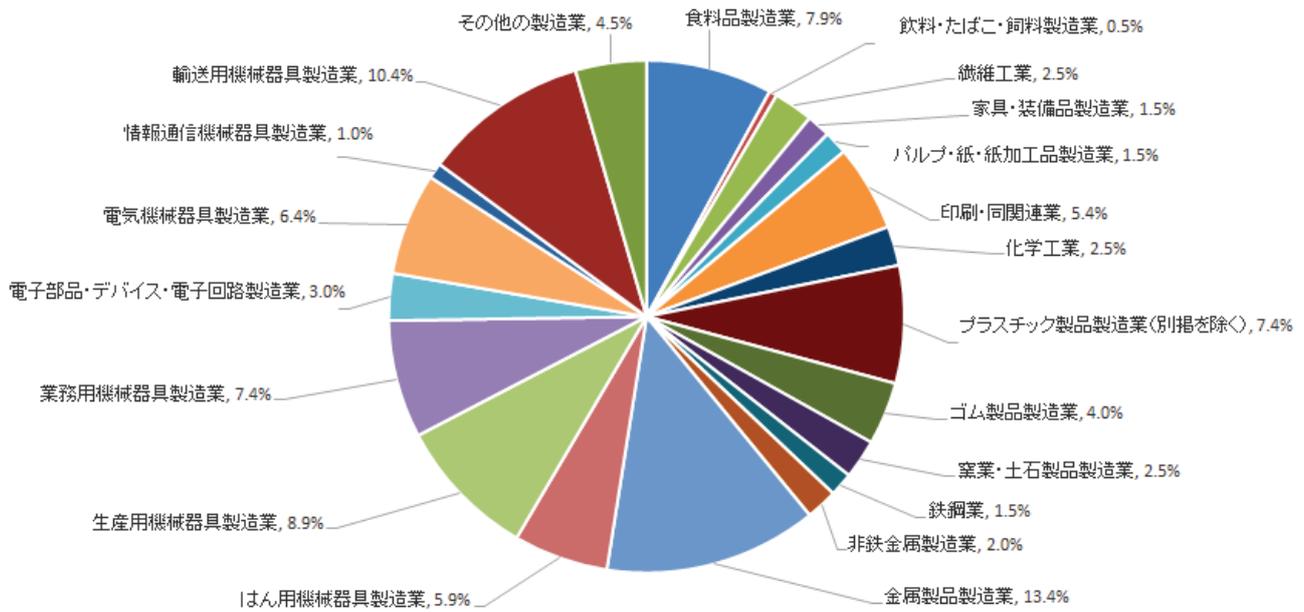
第2次産業については、埼玉県内で有数の工場集積地となっており、中小企業が大半を占めています。

第3次産業については、JR上尾駅の東西に商店街や大型商業施設が集積していますが、郊外型店舗の進出に伴い、中心市街地での消費の減少が課題となっています。



出典:第6次上尾市総合計画(令和3年3月/上尾市)(国勢調査(総務省))

図 2-4 産業別就業人口及び構成割合



出典：2020年工業統計調査(2019年実績) 地域別統計表(市区町村別産業中分類別統計表)

図 2-5 本市の事業所数の割合

表 2-3 本市の内従業者数別事業所数

	事業所数
内従業者 29 人以下	152
内従業者 30～299 人	43
内従業者 300 人以上	7
計	202

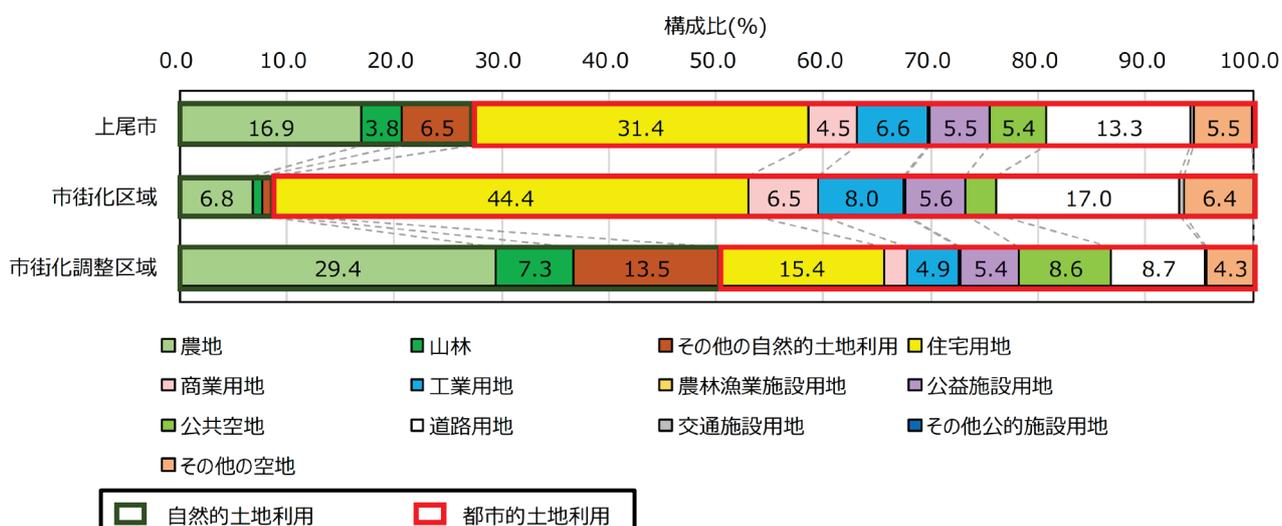
出典：2020年工業統計調査(2019年実績) 地域別統計表(市区町村別産業中分類別統計表)

(7) 土地利用

土地利用の面積を区域区別にみると、農地等の自然的土地利用が市街化区域面積に占める割合は6.8%である一方、住宅用地等の都市的土地利用の割合は91.4%となっており、大半を都市的土地利用が占めています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が50.3%、都市的土地利用が49.7%となっており、自然的土地利用の比率は市街化区域に比べて高いものの、市街化を抑制する区域としては都市的土地利用の比率が高いと言えます。

市域全体においても、自然的土地利用が27.2%である一方、都市的土地利用は72.8%となっており、全体においても都市的土地利用の比率が高くなっています。



出典: 都市計画基礎調査(平成28年度)、

上尾市都市計画マスタープラン2020(令和3年3月/上尾市都市整備部 都市計画課)に加筆

図 2-6 土地利用現況

(8)文化財

本市には、国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」をはじめ埼玉県または本市指定の文化財等が数多く継承されています。

文化財は、市の歴史や文化を現代に伝える貴重な財産であり、後世に伝えることは現在に生きる私達の役割と言えます。

表 2-4 市内の文化財件数

文化財の種類	件数(件)
国指定重要有形民俗文化財	1
埼玉県指定文化財	5
上尾市指定文化財	83
上尾市登録文化財	39
合計	128

令和3年4月1日現在



摘田・畑作用具の一部

図 2-7 国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」

(9)公共施設等

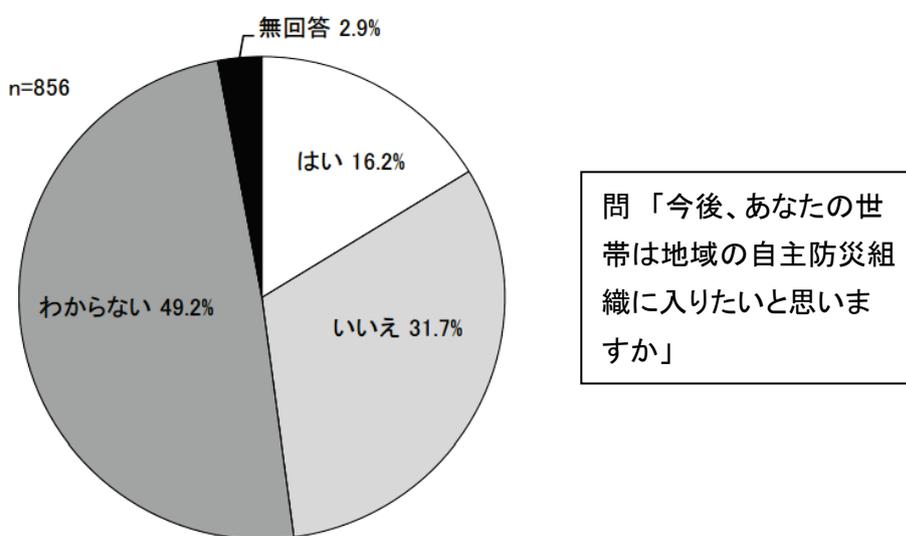
本市の公共施設等は、整備から30年以上経過する施設が約73%（令和2年4月1日現在）を占めています。

将来的な人口減少、財源縮小を鑑み、施設の耐用年数を延ばす長寿命化や点検等の結果を踏まえた経済的かつ適切な保全、優先順位を踏まえた更新時期の選定、民間活力の積極的な導入などの公共施設マネジメントの実施により運営費用の縮減を図りつつ、公共施設等にかかる安全を確保することが求められています。

(10) 自主防災組織

自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域の方々が連携し自発的に防災活動を行う団体（組織）です。災害時には、共助による地域防災を先導する組織として、この自主防災組織の活動が重要です。

本市では、全ての自治会等で自主防災会が組織されており（計 117 団体）、平常時から活発な活動を行っていますが、一方で、市民の自主防災組織への参加意向は低く（令和 2 年度の市民アンケート調査では、参加意向に対し「いいえ」、「わからない」の計が 80.9%）、地域防災組織を担う人材の高齢化が進んでいる状況です。



出典：第 3 次上尾市地域福祉計画及び第 6 次上尾市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査報告書
 （令和 3 年 3 月 / 上尾市・上尾市社会福祉協議会）

図 2-8 市民の自主防災組織への参加意向

2.2 上尾市で想定される主な災害と過去の災害事例

(1)地震

埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月/埼玉県）（以下、「埼玉県地震被害想定調査報告書」という。）では、本市で想定される地震として、海溝型の東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、活断層型の関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震が示されています。

このうち、関東平野北西縁断層帯地震は、震源断層の破壊開始点が本市に最も近い、震源断層の南を破壊開始点とするケースで、物的被害や人的被害等が最も大きくなると想定されています。

同ケースでは本市の一部地域で最大震度が 7 となり、冬午前 5 時の想定で、死者数 320 人、負傷者 1,852 人と推計されています。

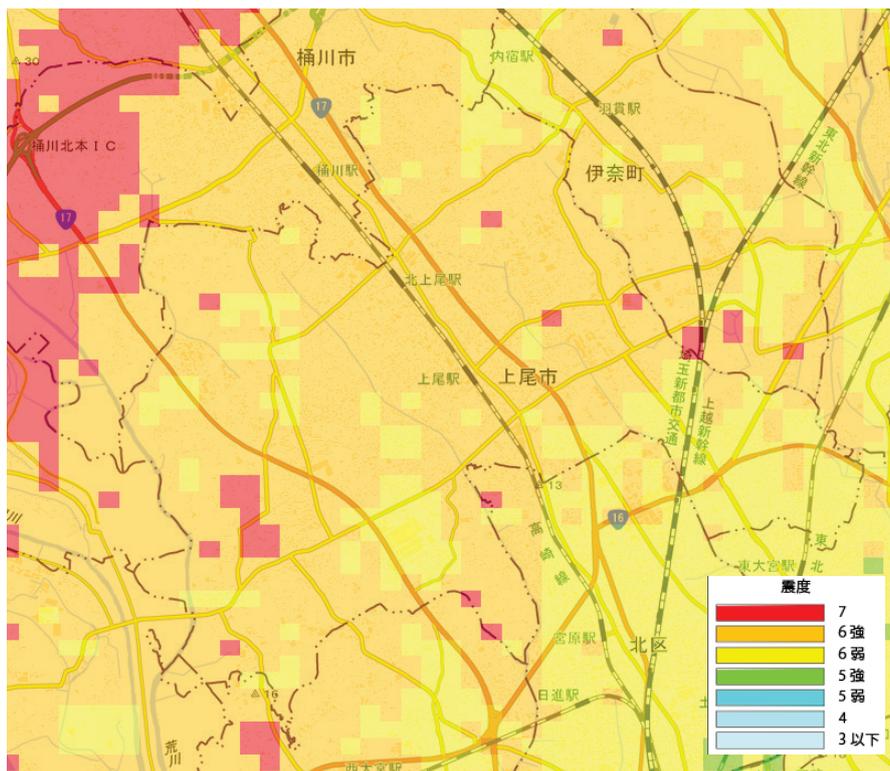
なお、平成 27 年 4 月に政府地震調査研究推進本部において「関東平野北西縁断層帯」は新たな知見に基づき「深谷断層帯・綾瀬川断層」として評価されていますが、最新の県の地震被害想定調査報告書はこれより前の平成 26 年 3 月の資料であり、本計画は同報告書に基づき検討しています。



出典: 上尾市地震ハザードマップ

断層面 断層線 破壊開始点

図 2-9 想定地震の断層位置図



出典: 埼玉県地震被害想定調査被害分布図

図 2-10 想定震度(関東平野北西縁断層帯地震で破壊開始点が最も近いケース)

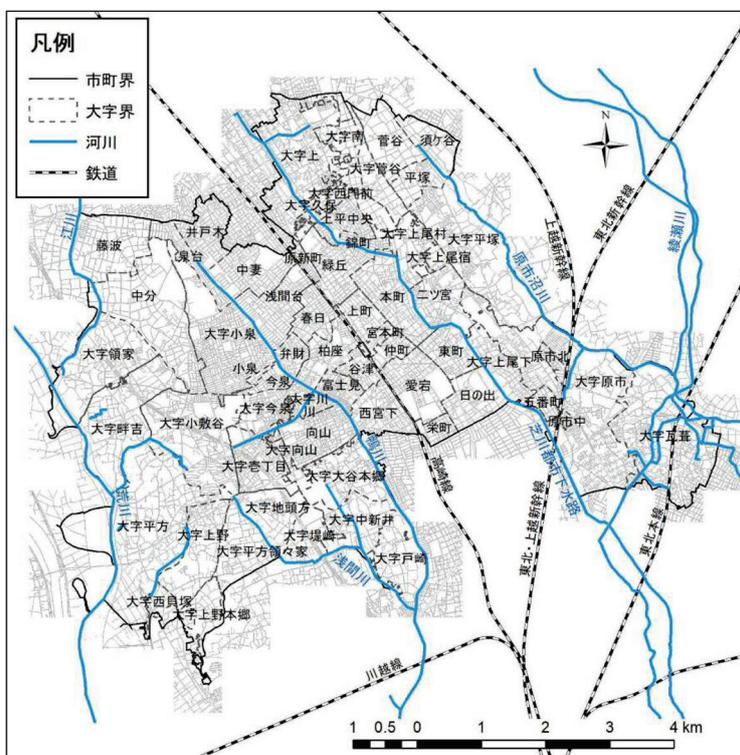
(2)洪水

本市を流下する河川等は、西から荒川、江川、鴨川、芝川、原市沼川、綾瀬川等があります（参照；図 2-11）。

荒川、利根川、鴨川については、想定最大規模降雨に伴う洪水浸水想定区域図が公表されています（作成主体：荒川は荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所、利根川は利根川上流河川事務所・利根川下流河川事務所、鴨川は埼玉県）。また、埼玉県では、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18 河川）以外の県管理河川について、水害リスク情報図として公表されており、本市を流下する鴨川、江川、芝川、原市沼川、綾瀬川については、水害リスク情報図があります。

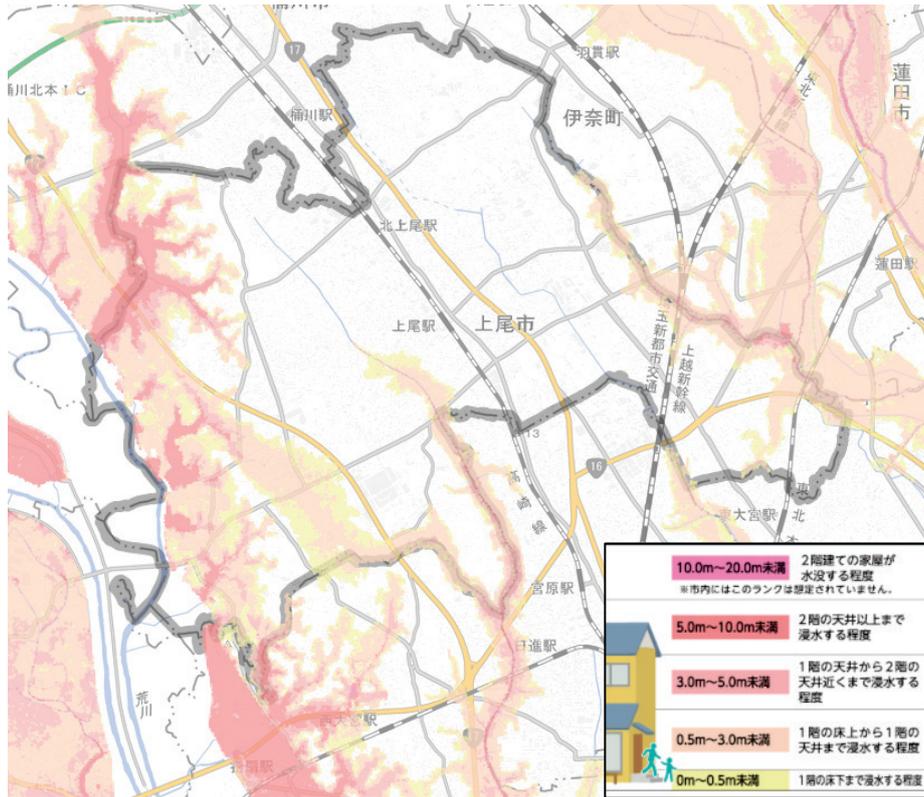
本市で最も広範囲に浸水が想定されるのは荒川であり、洪水浸水想定区域（荒川流域の 72 時間総雨量 632mm を前提）によれば、浸水が本市の河川沿川を中心に広がっています（参照；図 2-12）。浸水深の多くは 0.5m～3.0m 未満、3.0m～5.0m 未満となっていますが、特に江川や荒川沿いにある上尾丸山公園付近等では 5.0m～10.0m 未満の浸水深が大きいエリアもみられます。なお、3 日以上浸水継続、かつ 3.0m～5.0m 未満（居住階水没）のエリアに囲まれる地域は、多くが荒地・田の地域となっています（参照；図 2-13）。

その他、利根川や鴨川、江川、芝川、原市沼川、綾瀬川の氾濫により想定される浸水は、主に沿川に限定的であり、概ね 0.5m～3.0m 未満の浸水深が想定されています（参照；図 2-12）。



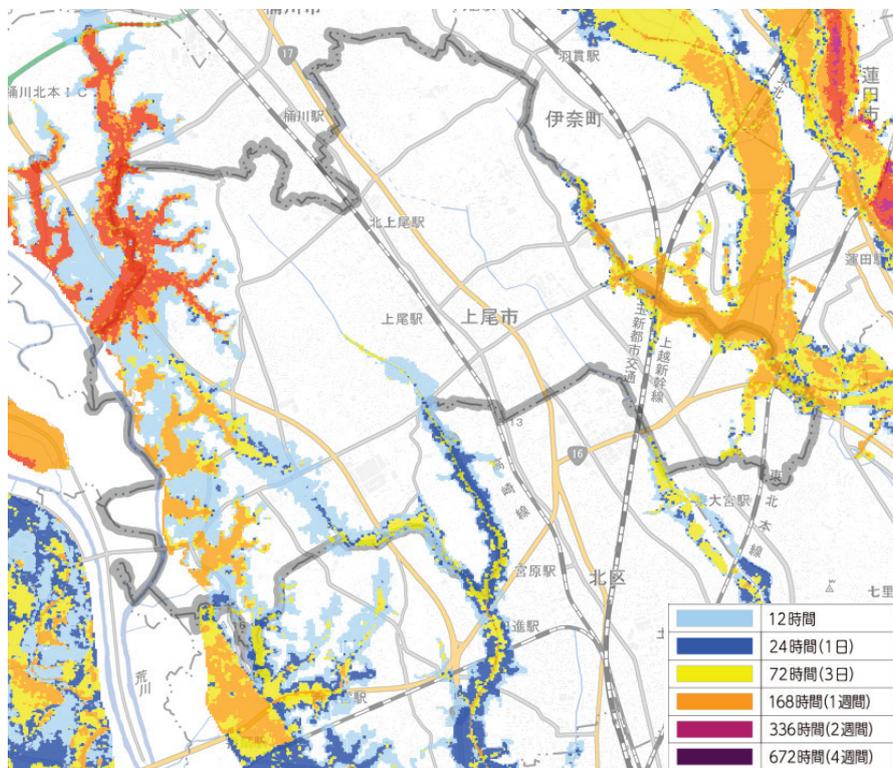
出典：上尾市総合治水計画（令和元年 12 月/上尾市）

図 2-11 本市を流下する河川等



出典:上尾市洪水ハザードマップ(各河川合成版 浸水想定区域図(最大規模))

図 2-12 洪水浸水想定区域



出典:上尾市洪水ハザードマップ(各河川合成版 浸水継続時間)

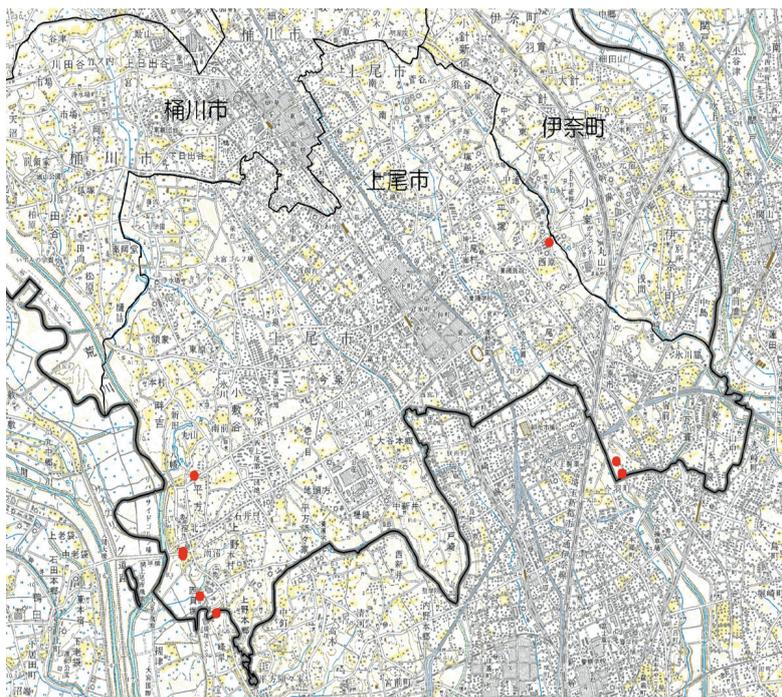
図 2-13 浸水継続時間

(3) 土砂災害

本市の土砂災害危険箇所は、全8か所の急傾斜地崩壊危険箇所のみであり、市内では土砂災害警戒区域等の指定はありません。

「土砂災害危険箇所」とは、埼玉県が実施した調査によって判明した土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりにより、土砂災害が発生するおそれのある箇所のことです。

これは土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」の基準には満たないものの、土砂災害の発生する可能性のある箇所として埼玉県が指定しているものです。



●:急傾斜地崩壊危険箇所

出典:埼玉県「土砂災害危険箇所マップ」

図 2-14 市内の土砂災害危険箇所

(4) 竜巻

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多いと言われています。

地域により発生確認数の違いがありますが、竜巻は北海道から沖縄にかけて広く確認されており、日本のいずれの場所でも発生する可能性があると考えられています。

竜巻の発現時間は数分から数十分と短い特徴があります。規模は直径数十～数百 m であり、数 km にわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状となる特性を有します。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされることなどにより、人的・物的被害を発生させる可能性があります。

(5)大雪

本市を含む県内は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となるケースが多い特性がみられます。

このほか近年では、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給すると考えられており、今後、大雪が頻発するおそれも想定されています。

大雪の被害としては、車両の立ち往生や交通途絶等が発生する積雪災害のほか、構造物破壊や農作物損耗等の雪圧災害、架線切断等を生じさせる着雪・着氷災害、列車事故等を引き起こす吹雪災害等の発生が想定されます。

(6)過去の災害

県内で大きな被害が発生した地震としては、江戸を震源域とする安政2年の安政江戸地震（M6.9、県内では大宮で推定震度5、荒川～利根川間で人家等被害多数）、関東南部を震源域とする大正12年の関東大震災（M7.9、県内で死者316名）、埼玉県北部を震源域とする昭和6年の西埼玉地震（M6.9、県内で死者11名）や、東日本大震災（M9.0、県内で最大震度6弱、負傷者104名）が挙げられます。

水害については、荒川などの大河川は、洪水調節用ダムや調節池などが建設され、昭和22年のカスリーン台風以降、荒川の氾濫は起きていません。

県内で発生した大きな水害として、カスリーン台風（県内で124か所が決壊。死者86名）、昭和57年台風18号（県内で死者1名）、平成27年9月関東・東北豪雨（県内で床上浸水880棟）、令和元年東日本台風（県内で死者4名、住家被害7,000棟以上）が挙げられます。特に令和元年東日本台風では、本市で床上浸水47件、床下浸水12件等の被害が発生しました。

竜巻については、近年において、本市での直接的な被害はありませんが、県内では平成25年9月に発生した2つの竜巻により被害を受けています。

大雪について、近年では平成26年の大雪、平成30年の大雪により県内で被害を受けました。このうち平成30年の大雪では、本市においても人的被害6人（うち重症1人）や道路通行止め等が発生しています。

このように、過去の災害では、本市は地震や洪水、大雪による被害を受けています。

2.3 計画で想定する災害

本計画で想定する自然災害は、市内で被害が生じる大規模自然災害とし、地震、風水害（洪水、竜巻）、大雪の3種類を基本とします。

【想定する自然災害】

上尾市内で被害が生じる大規模自然災害とし、地震、風水害、大雪の3種類を基本とする。

3. 計画の目標

3.1 基本目標

国土強靱化を推進する上で最も重要な目標である「基本目標」を設定しました。

災害時において、最も優先すべきことは市民の生命を守ることです。また、被災した場合でも「強さとしなやかさ」により迅速に復旧・復興を図ることが強靱化の主眼とするところです。そして、迅速な復旧・復興に向けては、地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること、また、市民の財産と公共サービスが展開される公共施設の被害をできる限り軽減することが前提として求められます。

これらを踏まえ、本市の基本目標は、基本計画や県地域計画の基本目標との調和を図り、以下の4つの目標を定めました。

【基本目標】

- ① 市民の生命を最大限守ること
- ② 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③ 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④ 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3.2 事前に備えるべき目標

大規模自然災害を想定するとともに、基本計画や県地域計画の事前に備えるべき目標との調和を図りつつ、本市の特性を踏まえ、4つの基本目標を基に、より具体化し、事前に備えるべき目標を設定しました。

本市の特性としては、以下の2つの視点を基本目標へ反映させました。

1つ目は、第6次上尾市総合計画において、10年後の将来都市像を「みんなでつくるみんなが輝くまち あげお」として市民同士のつながり、協働の重要性を位置づけているとともに、社会動向として、行政による「公助」の限界も想定し、自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織など地域の支え合いを基盤とした「共助」の重要性が再認識されていることを鑑み、自助、共助の視点を目標として追加することとしました。

2つ目は、本市が県内有数の工場集積地を有し、中小企業がその大半を占めている特徴があり、新潟県中越沖地震をはじめとする、製造業の被災に伴う事業の影響波及の教訓から、第二次産業をはじめとする経済活動機能の維持には、サプライチェーンの確保が重要と考え、「経済活動の機能維持」の目標にサプライチェーンの視点を追加しました。

【事前に備えるべき目標】

- 1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動（サプライチェーンを含む）の
機能維持する
- 7 二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- 9 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする

※下線部は本市の特性を踏まえて県地域計画に追加した内容

4. 脆弱性評価と推進方針

4.1 脆弱性評価と推進方針の検討フロー

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（国土強靱化基本法第9条第5項）、基本計画や県地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市においても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下のフローにより脆弱性評価と推進方針の検討を行いました。

○脆弱性評価と推進方針の検討フロー

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定】

- ・県地域計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と整合を図りつつも、本市の地域特性等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定します。



【脆弱性評価の実施】

- ・起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、本市の強靱化に関連する施策・事業の実施状況や現状の課題等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の回避への寄与の程度や今後の課題について分析・評価を行います。



【推進方針の検討】

- ・脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごと、かつ施策プログラム（施策・事業の束）ごとに、強靱化に寄与する対象事業と推進方針を検討し、整理します。



【重点化】

- ・脆弱性評価及び推進方針の検討結果を踏まえて、本市が今後、重点的に推進したい取組を、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）単位で選定します。

4.2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

大規模自然災害を念頭に、県地域計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と整合を図りつつも、本市の地域特性、近年の災害時における教訓や社会動向等を踏まえ、全36の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定しました。

表 4-1 本計画における起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	(参考) 県のリスクシナリオ※	備考	掲載ページ
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-1		28
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	1-2		31
	1-3 異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-3		35
	1-4 交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-5		38
	1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	1-6		40
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	2-1		42
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	2-2		45
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	2-3		46
	2-4 疫病・感染症等が大規模発生する事態	—	社会動向を踏まえて設定	48
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	3-1		50
	3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	3-2		53
	3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態	3-3		55
	3-4 物資の輸送が長期間停止する事態	3-4		56
	3-5 情報通信の輻輳・途絶や、誤った情報が拡散する事態	3-6、3-7		57
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	4-1		59
	4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	4-2		61

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	(参考) 県のリスクシナリオ※	備考	掲載ページ
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	5-1		64
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	5-2		66
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態	5-3		68
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	5-4		70
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動(サプライチェーンを含む)の機能を維持する	6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・農業の生産力が低下する事態	6-1		72
	6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	6-2		74
7 二次災害を発生させない	7-1 大規模延焼火災が発生する事態	7-1		75
	7-2 危険物・有害物質等が流出する事態	7-3		77
	7-3 膨大な帰宅困難者が発生する事態	9-1		79
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	8-1		81
	8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2		83
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	8-3		84
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	8-4		85
	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	8-5		86
	8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	8-6		88
	8-7 被害認定調査、り災証明交付、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態	—	災害教訓を踏まえて設定	90
	8-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・喪失	—	本市の特性を踏まえて設定	92
9 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	9-1 災害リスクや避難行動に関する知識・認識不足により、適切な避難行動ができず多くの被害が発生する事態	—	本市の特性、社会動向を踏まえて設定	94
	9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、被害(逃げ遅れ、延焼等)が拡大する事態	—	本市の特性、社会動向を踏まえて設定	96
	9-3 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	5-5		98

※:概ね相当する、県地域計画の「起きてはならない最悪の事態」

4.3 施策分野の設定

計画に位置づけた施策が推進されるよう、また、将来にわたって取り組むべき施策の意識づけが可能となるよう、施策分野を設定しました。

本市では、市の最上位計画である第6次上尾市総合計画と整合を図り、一体的な推進を可能とすべく、第6次上尾市総合計画で設定されている施策大項目と同一とし、8つの施策分野を定めました。

【施策分野】

- 1 明日を担う人が育つまちづくり
- 2 人生が楽しめるまちづくり
- 3 支え合う安心なまちづくり
- 4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり
- 5 安全な暮らしを守るまちづくり
- 6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり
- 7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり
- 8 持続可能な都市経営

事前に備えるべき目標 1 ; 被害の発生抑制により人命を保護する

重点

起きてはならない最悪の事態; 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、本市では最大で、震度 7 の揺れとなり、焼失棟数 792 棟、火災による死者 8 人、負傷者 45 人も被害が想定されており、被害軽減に向けた対策が求められます。

◆近年の災害を踏まえた課題

地震による建物倒壊や家具転倒等に伴う火災発生のほか、風水害によっても火災発生の危険性があります。

平成 27 年 9 月関東東北豪雨では、栃木県鹿沼市や茨城県常総市の危険物施設から、河川の氾濫により LP ガス容器が喪失・流失し、火災の発生が懸念されたほか、平成 30 年 7 月豪雨では、岡山県総社市の危険物施設に河川の氾濫水が流入し、実際に水蒸気爆発による火災が発生しています。

本市には工場等が多数存在し、危険物施設も少なくないこと、また、令和元年東日本台風では実際に、市内で道路冠水や床上・床下浸水等、多くの浸水被害が発生している状況にあることから、地震だけでなく、風水害に伴う火災の危険性があります。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)消防水利の維持管理

迅速かつ有効な消火活動には、消火栓や防火水槽等の消防水利の使用が有効です。

一方で、市内の消火栓は経年劣化が進み、耐震性貯水槽の整備が少ない地区もあり、また、賃貸借契約を行っている防火水槽は地権者より撤去依頼が増加しており、これまで以上に消防水利の維持管理が必要です。

(2)消防庁舎・消防車両の維持管理等

円滑な消火活動には、消防職員の活動拠点である消防庁舎や、消火活動に必須となる消防車両の維持管理が重要です。

しかし本市では、消防庁舎の老朽化や消防車両の経年変化、台数の不足が生じており、それぞれの適切な維持管理が必要です。このほか、女性職員のためにも執務環境の整備・改善が求められます。

(3)消防職員の消防力の維持向上

消防業務の円滑な推進に向け、職員の消防力の維持・向上が重要です。

本市では、研修や訓練等を通じて消防知識の習得を図るほか、消防関連の会議を通して関係機関との強固な連携を図っており、今後もこれら取組みの継続的な実施が必要です。

(4)地域の消防体制の強化

火災時には、地域での初期消火活動、避難誘導、救出活動が期待されています。

特に地域防災力の中核的組織としてその役割が期待される消防団は、現役団員の高齢化が進む中、新規入団希望者も減少しており、人員の確保が課題となっています。

また、地区のボランティアで構成される自警消防団も同様の問題を抱えています。

(5)火災予防の指導

学校や病院、飲食店等、多数の人が出入りする防火対象物や、引火・発火性物質等を保有する危険物施設の火災予防に向け、これらの施設に消防法令の遵守や、消防用設備の設置・維持、防火管理上の不備等について指導することが重要です。

本市では、防火対象物の消防同意や危険物施設許可申請等の審査、防火対象物及び危険物施設の立入検査やこれらに伴う指導を行っており、今後もこれらの取組みの継続的な実施が必要です。

(6)防火意識の啓発

市民への効果的な防火意識の普及・啓発に向け、本市では消防音楽隊及び市ホームページでの広報活動をはじめ、春・秋の火災予防運動や、歳末火災特別警戒、住宅用火災警報器の設置促進キャンペーン等の防火イベントを実施しています。また、昭和60年から小学生を対象とした体験学習（夏休み一日消防士）を毎年実施し、子供たちの防火意識の向上にも取り組んでいます。

今後も、市民の防火意識の普及、啓発に向け、継続的にこれらの取組みを行う必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1) 消防水利の維持管理	消防水利の適正配置に向け、水道事業等に併せて消火栓を整備するとともに、耐震性貯水槽の整備方針を検討します。 経年劣化した消火栓の補修等、消防水利の維持管理について、継続して実施します。	【消防本部】 警防課
(2) 消防庁舎・消防車両の維持管理等	円滑な消火活動に向け、老朽化した消防庁舎及び経年変化した消防車両について、計画的な修繕・維持管理を行うとともに、消防力の整備指針に基づいた消防車両の配備を行います。 このほか、最適な動員が可能となるよう、女性職員のための執務環境の整備・改善を行います（仮眠室の設置等）。	【消防本部】 消防総務課 警防課 【東消防署】 管理課

施策プログラム	推進方針	担当課
(3) 消防職員の消防力の維持向上	研修や訓練、消防救助技術指導会を通じて、知識及び技術の習得を図るほか、各種関係機関との強固な連携を図ります。 また、今後起こり得る災害に備えるため、破傷風ワクチンを含め、各種感染症に対する職員へのワクチン接種を進めます。	【消防本部】 消防総務課
(4) 地域の消防体制の強化	消防団については、各種制度等による入団促進、安全装備品の確保を行う等、消防団の円滑な活動に向けて更なる充実強化を図ります。 自警消防団については、同団及びその運営団体である上尾市自警消防団運営連絡協議会に補助を行います。	【消防本部】 消防総務課 警防課
(5) 火災予防の指導	防火対象物の消防同意や危険物施設許可申請等の審査、防火対象物及び危険物施設の立入検査やこれらに伴う指導を引き続き実施します。 危険物施設の風水害対策については、市ホームページ等を通じた啓発を行います（例：「危険物施設の風水害対策ガイドライン/総務省消防庁」等）。 このほか、市民への火災予防のアドバイスとして、希望者への住宅防火診断を今後も継続して実施します。	【消防本部】 予防課
(6) 防火意識の啓発	効果的な防火意識の普及・啓発に向け、火災予防運動や、小学生を対象とした体験学習（夏休み一日消防士）、住宅用火災警報器の設置促進キャンペーン、消防音楽隊、市ホームページでの広報等による取組みを継続的に実施します。	【消防本部】 消防総務課 予防課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
「上尾市消防水利施設等に関する設置基準」を満たす設置率	【2020年度】86%	【2025年度】87%
消防団員の定員に対する充足率	【2020年度】79.1%	【2025年度】85.9%
住宅用火災警報器設置率	【2020年度】75%	【2025年度】84%

事前に備えるべき目標 1 ; 被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態; 1-2 建築物の倒壊により、

多数の死者・負傷者等が発生する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、本市では最大で、震度 7 の揺れとなり、建物被害は全壊 4,575 棟、半壊 7,004 棟と想定されており、建物被害の軽減に向けた対策が求められます。

また、荒川洪水浸水想定区域図や鴨川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、江川水害リスク情報図によれば、想定最大規模の降雨が発生した場合、本市では荒川や鴨川、江川の沿川で、氾濫流や河岸浸食による家屋の倒壊・流出等が想定されています。

◆近年の災害を踏まえた課題

大きな建物被害を発生させた平成 28 年（2016 年）熊本地震では、益城町で震度 7 の揺れとなり、特に旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の木造建築物を中心に、甚大な被害が発生しました。

水害では、平成 27 年関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、決壊箇所周辺において氾濫流により多くの家屋が流出しました。

本市では、近年の災害で大きな建物被害は発生していませんが、東日本大震災では震度 5 弱の揺れとなり、半壊 2 戸、一部損壊 343 戸、負傷者 4 名の被害が発生しています。また、風水害では、平成 24 年の台風でブロック塀が崩壊、平成 26 年の大雪でカーポートが倒壊しています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)住宅の耐震化

地震による建物被害の軽減には、耐震化が大きく寄与します。

本市では旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の住宅への耐震診断・耐震改修への補助等の事業により、住宅の耐震化率は、令和 2 年度末で約 93%となっており、耐震化が進んでいます。今後も引き続き、耐震化の促進が必要です。

(2)多数の者が利用する民間建築物の耐震化

多数の者が利用する民間建築物（学校、病院、社会福祉施設等）の耐震化は進んでおり、耐震化率は令和 2 年度末で約 95%となっています。今後も耐震化の促進が必要です。

(3)公共施設の耐震化・老朽化対策

市有建築物の耐震化率は令和 2 年度末で、耐震化された建築物と、耐震改修工事中、移転及び解体等の耐震化の方向が決定されているものを合わせ 100%となっています。

一方で、本市の公共施設の老朽化は進んでおり、30 年以上経過する施設が約 73%（令和 2 年 4 月 1 日現在）を占めている状況です。施設の良好な状態を維持する予防保全の観点も踏まえて、計画的な維持管理が必要です。

(4)宅地における防災対策

地震による大規模盛土造成地での宅地被害の軽減・防止には宅地の耐震化が必要です。

本市では、埼玉県が実施した第一次スクリーニング調査により、宅地被害が想定される大規模盛土造成地が抽出されており、今後は抽出した大規模盛土造成地の危険度を詳細に把握する必要があります。

(5)屋内での被災回避

屋内においては、地震に伴う家具・家電の転倒による被災を防止する必要があります。

本市では、広報等を通じた家具・家電の転倒防止に関わる啓発等を行っており、今後もこれらの啓発等が必要です。

(6)屋外での被災回避

屋外においては、地震等に伴うブロック塀等の倒壊による被災を防止する必要があります。

本市では、危険ブロック塀等（高さ 80cm 以上の塀又は門柱（ブロック塀、石造その他の組積造、万年塀））の撤去及びフェンス等の築造に対する補助を行っており、今後もこれらの事業継続が必要です。

(7)住宅の倒壊・流出に伴う被災回避

河川の氾濫流や河岸浸食により家屋の倒壊・流出等が想定されている区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）では、被災回避に向け、適時適切な立ち退き避難が必要です。

本市では、当該区域について洪水ハザードマップを公表していますが、今後は当該区域における適切な避難行動の市民等への周知・啓発が課題です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)住宅の耐震化	上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、引き続き旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の木造住宅について、簡易耐震診断を無料で行うほか、耐震診断・耐震改修の補助を行います。 分譲マンションについては、耐震診断の補助を行います。	【都市整備部】 建築安全課
(2)多数の者が利用する民間建築物の耐震化	上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の多数の者が利用する民間建築物について、引き続き耐震診断の補助を行います。	【都市整備部】 建築安全課
(3)公共施設の耐震化・老朽化対策	相当量の老朽化した公共施設については、施設の良い状態を維持するために、上尾市公共施設等総合管理計画に基づき、現況及び将来の社会的な見通しを踏まえ、経営的視点から計画的に整備・修繕・更新・管理運営等を行います。	【行政経営部】 施設課 公共施設を所管する各課
(4)宅地における防災対策	大規模盛土造成地の危険度の把握に向け、埼玉県が実施した第一次スクリーニング調査結果に基づき、第二次スクリーニング調査を実施します。 また、得られた危険度を踏まえて、大規模盛土の造成地マップの更新を行います。	【都市整備部】 開発指導課
(5)屋内での被災回避	上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、家具の転倒及び落下・移動防止に関するパンフレットの配布を行い、家具固定の重要性を周知します。 また、建築物の倒壊時に一定の空間の確保をするための耐震シェルター等の対策についても実効性に配慮しつつ情報提供を行います。	【都市整備部】 建築安全課
(6)屋外での被災回避	公衆用道路等に面した危険なブロック塀等の倒壊未然防止に向け、引き続き、危険ブロック塀等（高さ 80cm 以上の塀又は門柱）の撤去及びフェンス等の築造に対する補助を行います。 また、外壁や窓ガラス、屋外広告物等の落下物対策として、所有者等への改善指導を行います。	【都市整備部】 建築安全課

施策プログラム	推進方針	担当課
(7)住宅の倒壊・流出に伴う被災回避	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域を含めた適切な避難のあり方について、洪水ハザードマップや市ホームページ等の活用による市民等への周知・啓発方法を検討します。</p> <p>このほか、市街化調整区域のうち上尾市洪水ハザードマップで想定浸水深 3.0m 以上の浸水想定区域において、建物の新築や用途変更を行う場合に、浸水想定水位以上の階層に居室を設けること等、安全上及び避難上の対策をとることを許可条件とする開発抑制を行います。</p>	<p>【総務部】 危機管理防災課</p> <p>【都市整備部】 開発指導課</p>

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	【2020 年度】 92.9%	【2025 年度】 95%
民間特定建築物の耐震化率	【2020 年度】 94.7%	【2025 年度】 概ね解消
大規模盛土造成地における第二次スクリーニング調査の実施箇所数	【2020 年度】 0 か所	【2025 年度】 4 か所

事前に備えるべき目標 1 ; 被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態; 1-3 異常気象(浸水・竜巻)等により、

多数の死者・負傷者が発生する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆自然・地勢特性に基づく課題

本市には、一級河川の荒川、江川、鴨川、綾瀬川、原市沼川、準用河川の上尾中堀川、浅間川、原市沼川、普通河川の逆川等の河川や都市下水路が多く流下しており、浸水リスクが高い特性があります。

また、近年は宅地化等、急激な都市化の進行により地盤の雨水浸透能力が低下し、雨水が短時間かつ多量に流出する傾向があります。

◆被害想定に基づく課題

想定最大規模の降雨が発生した場合、市内を流下する河川の沿川を中心に浸水被害が想定されていますが、中でも浸水深の大きい区域が最も広域と想定されるのは荒川です。荒川洪水浸水想定区域図によれば、想定最大規模の降雨が発生した場合、2階の軒下が浸かる5.0m以上の浸水想定区域が荒川や江川の沿川で想定されており、適切な避難行動に向けた対策が求められます。

◆近年の災害を踏まえた課題

気候変動に伴う異常気象により、今後、猛烈な台風の出現頻度の増加や、短時間豪雨の発生回数と降水量の増加が予測されています。

令和元年東日本台風では、荒川の治水橋観測所で氾濫危険水位を超過し、本市では荒川にそそぐ用水路で死者が1名発見されたほか、人命救助事案が平方や開平橋付近で19名、道路冠水が49件、床上浸水が47件も発生しました。

また、雪害では、平成30年の大雪により、市内で人的被害が6名発生しています。

風水害の激甚化・頻発化を考慮し、これまで以上に風水害対策を推進する必要があります。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)河川改修等の外水氾濫対策

外水氾濫対策(河川の氾濫対策)に向け、洪水時には安全に河川水を流下させることが重要です。

本市では、河道の掘削・拡幅等の改修や維持管理に関わる事業を行っており、今後も流下能力確保に向けた、これらの事業継続が必要です。

(2)下水道浸水対策事業等の内水氾濫対策

内水氾濫対策（市内の氾濫対策）に向け、下水道（雨水管）の整備や、内水の強制排除を行う排水機場等の整備が重要です。

本市では、排水機場や樋管の維持管理を行っています。現状では下水道計画（雨水管）については整備率が、計画面積全体のうち約 33%であり、全体として雨水管の整備促進が必要です。

(3)雨水流出抑制施設等の整備

河川の流下能力を超過しないよう、河川等への雨水の急激な流入を抑制することが重要です。

本市では、調整池等の貯留施設や、小学校等における校庭貯留・地下貯留施設、その他公共施設における貯留槽や浸透貯留施設を保有しており、雨水流出抑制施設等の整備は比較的進んでいます。

このほか、市民が行う対策について、住宅の敷地内に雨水タンクを設置する際の補助を行っています。

(4)風水害時における適時・適切な避難行動の啓発

本市では洪水ハザードマップの全戸配布や市ホームページ等により浸水リスク等の周知・啓発を行っています。

一方で、近年、計画規模降雨から想定最大規模降雨への降雨規模の拡大や、避難勧告・避難指示（緊急）の避難指示への一本化等、浸水想定区域の前提条件や避難情報等が改定されましたが、これらに関する市民等の理解は十分でない可能性があります。

今後は、市民等による適時・適切な避難行動が可能となるよう、リスクコミュニケーションを図ることが必要です。

(5)要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

本市の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に対しては、防災体制や避難誘導等を定めた避難確保計画の作成と避難訓練の実施が水防法等で義務付けされています。

本市では、避難確保計画作成のための雛形を市ホームページで公表し、作成を啓発していますが、策定状況は全体（市地域防災計画で定めた要配慮者利用施設全 83 施設が対象）のうち 24 施設が策定済みであり、引き続き作成のための啓発が必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)河川改修等の外水氾濫対策	流下能力確保に向け、引き続き河道の掘削・拡幅等の改修や維持管理に関わる事業を行います。また、江川流域内の遊水機能としての役割が期待できる農地等と協定締結し、遊水池として確保します。その他、一級河川について荒川堤防・調節池、芝川改修、原市沼川改修・調節池の整備促進を国や県に要請します。	【都市整備部】 河川課
(2)下水道浸水対策事業等の内水氾濫対策	下水道の流下能力確保に向け、下水道（雨水管）の整備促進や都市下水路の維持管理を行います。このほか、引き続き排水機場や樋管の維持管理を行い、内水の強制排除や本川からの逆流防止に備えます。 また、アンダーパスでの内水排除に向け、はなみずき通りの JR 高崎線の地下道部分及び小敷谷向山線、平方領々家のポンプ設備の管理を行います。	【都市整備部】 河川課 道路課 【上下水道部】 下水道施設課
(3)雨水流出抑制施設等の整備	雨水の一時貯留に向け、調整池等、市有の雨水流出抑制施設の維持管理を引き続き行います。 また、道路での更なる貯留効果を狙い、歩道について保水性の高い構造に変換します。 市民等による雨水タンクの設置促進に向けて、市民等への周知を行います。	【都市整備部】 河川課 道路課
(4)風水害時における適時・適切な避難行動の啓発	洪水ハザードマップの公表に留まらず、市民等が適時・適切な避難行動（例：高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保によりとるべき行動、居室の浸水・浸水継続時間・家屋倒壊等の条件に基づく避難行動）を理解できるよう、避難のあり方について市民等に説明する機会を設けるなど、十分なリスクコミュニケーションを図る方法を検討します。	【総務部】 危機管理防災課
(5)要配慮者利用施設における避難確保計画の作成	避難確保計画の策定促進に向け、市ホームページのほか、市広報誌等、他の啓発方法も含めて検討します。	【総務部】 危機管理防災課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
準用河川上尾中堀川改修事業	【2021年度】79.6%	【2024年度】100%

事前に備えるべき目標 1 ; 被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態; 1-4 交通機関の被害等により、
多数の死者・負傷者が発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

過去の災害では、平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震や平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震、平成 25 年の大雪（秋田県）で、人的被害の発生に至らなかったものの列車の脱線が発生しているほか、平成 17 年には突風により山形県で JR 羽越本線が脱線・横転し、死者 5 人、負傷者 32 人が発生しています。

◆交通特性に基づく課題

本市には上尾駅、北上尾駅を通る JR 高崎線があるほか、市東部には本市所有の原市駅、沼南駅を通る埼玉新都市交通（ニューシャトル）と JR 東北本線があります。特に JR 高崎線沿線は人口密度が高い傾向にあり、地震等により列車の転覆・脱線等が発生した場合、大きな被害が発生する可能性があります。

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、地震に伴う鉄道の脱線による被害が、震度 6 強以上の路線で想定されています。本市では最大で、JR 高崎線沿線で震度 6 強が想定されており、脱線の危険があることから、被害軽減に向けた対策が求められます。

なお、大雪や突風・竜巻に伴う鉄道の脱線は、公的調査等による想定が実施されていませんが、埼玉県内で発生した平成 26 年・平成 30 年の大雪や、平成 25 年に越谷市などで発生した竜巻被害等を振り返れば、今後の被害発生の可能性を否定できません。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1) 鉄道事業者等との連携強化

列車の転覆・脱線等の防止に向け、鉄道施設の耐震化や大雪対策としての除雪、突風対策としての強風警報システム導入等、災害特性に応じた適切な対策が必要です。

本市所有の原市駅、沼南駅については、協定に基づく貸付により埼玉新都市交通（株）が駅舎の点検・修繕・設備更新等を行っています。埼玉新都市交通（ニューシャトル）の鉄道施設の耐震化等の防災対策については、埼玉新都市交通（株）や埼玉県、沿線自治体等関係機関と連携して取り組むことが求められます。

このほか、本市では市地域防災計画を決定する防災会議の委員として鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）が参画しており、鉄道事業者と連携し鉄道事業者の防災対策を検討の上、市地域防災計画に除雪対策や関係機関等との連携・情報共有に係る対策を中心に位置づけています。

今後、対策の促進に向け、鉄道事業者等との連携が必要です。

3 推進方針

施策 プログラム	推進方針	担当課
(1)鉄道事業者等との連携強化	鉄道施設の災害対策が推進されるよう、鉄道事業者等関係機関と連携を図ります。また、市地域防災計画に位置づける防災対策について、災害特性を踏まえて具体化・充実化させます。	【総務部】 危機管理防災課 【市民生活部】 交通防犯課

事前に備えるべき目標 1 ; 被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態; 1-5 災害対応の遅延等により、

多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、本市では最大で、震度 7 の揺れとなり、要救助者数 1,413 人も被害が想定されており、被害軽減に向けた対策が求められます。

◆近年の災害を踏まえた課題

水害では、実際に本市でも令和元年東日本台風で、人命救助事案が平方や開平橋付近に 19 名、発生しています。

近年の災害では、自治体による避難情報発令の遅れが、住民避難の遅れや被害拡大を招いたとの教訓が挙げられており、適時の避難情報発令が課題となっています。

また、避難情報の一斉同報を可能とする防災行政無線は、豪雨時や窓を閉めている場合に聞こえにくさが生じ、これを補完する情報伝達体制の整備が求められています。

このほか、近年の災害では、全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の割合が、令和元年東日本台風では約 65%、令和 2 年 7 月豪雨で約 79%と高く、高齢者等の犠牲が特徴的となっており、高齢者等、避難支援を要する方の避難支援体制を整備することが重要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)災害活動体制の整備

市民等の安全な避難行動に向け、上尾市役所は適時適切な災害時の体制移行や避難情報発令等が必要です。

本市では、令和 3 年度に地域防災計画を改定し、災害時の体制移行や避難情報発令の対応等について見直すほか、令和 4 年度に業務継続計画を改定します。今後、地域防災計画や業務継続計画に基づいた訓練等の実施により災害活動の実効性を検証・確保することが必要です。

(2)情報伝達体制の整備

市民等の逃げ遅れ等を発生させないように、避難情報等、本市が発令・発表する情報を速やかに、また、理解可能な情報として、市民等へ届ける必要があります。

本市では情報伝達手段の多重化を推進しています。なお、防災行政無線については、通信ニーズ（データ伝送等）を考慮し、令和 2 年度までにデジタル化工事を完了しましたが、一部の地域では明瞭に聞こえない等の問題が生じており、逃げ遅れを発生させないための、速やかな避難等の情報提供に向け、当該地域を含めた情報伝達体制について検討が必要です。

(3)避難行動要支援者の把握・避難支援体制の整備

特に避難行動要支援者が適時に安否確認や避難支援を受け安全な避難が可能となるよう、平常時からの避難行動要支援者の名簿管理、個別避難計画の作成が重要です。

本市では、市ホームページを通して避難行動要支援者の名簿登録及び個別避難計画作成の申請を募っており、名簿の情報管理を令和2年度より導入した避難行動要支援者システムにより行っています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)災害活動体制の整備	地域防災計画や業務継続計画に基づき、適時適切な災害時の体制移行や避難情報発令等に向け、防災関係機関等と連携した訓練や研修を実施します。また、水害時に向け、常時河川監視カメラが稼働するよう、適切な維持管理を継続します。	【総務部】 危機管理防災課 【都市整備部】 河川課
(2)情報伝達体制の整備	防災行政無線のほか、引き続き広報車や報道機関への情報提供を通じたテレビ、Twitter等の市公式SNS、あげお防災ホットライン（自主防災会長等への自動音声による緊急電話）、デジタルサイネージ等、多様な情報伝達手段を活用し、あらゆる市民等へ速やかな避難等の情報提供が可能となるよう情報伝達体制を検討・整備します。	【総務部】 危機管理防災課 【市長政策室】 広報広聴課
(3)避難行動要支援者の把握・避難支援体制の整備	避難行動要支援者システムにおける地図情報の活用等により、平常時での避難行動要支援者の迅速な避難支援に向けた資料の作成及び避難支援等関係者への配布（情報提供に同意された方のみ対象）を進めます。 また、実効的な避難支援体制の整備に向け、避難支援等関係者への名簿情報・個別避難計画の提供に係る避難行動要支援者の同意や、避難支援等関係者（自主防災会・民生委員）の拡充に努めます。	【総務部】 危機管理防災課 【健康福祉部】 障害福祉課 高齢介護課 福祉総務課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
市公式 SNS のフォロワー数	【2020年度】 13,865 件	【2025年度】 28,000 件

事前に備えるべき目標 2 ; 救助・救急・医療活動により人命を保護する

重点

起きてはならない最悪の事態； 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、人的被害については最大で、死者数 320 人、負傷者数約 1,800 人、うち重傷者数が 397 人、また、要救助者数も 1,413 人にのぼり、多数の死傷者、要救助者数が発生することが想定されています。このような、人的被害の発生により、救助・捜索活動の需要の同時多発的な発生を見据えた対策が必要となっています。

◆近年の災害を踏まえた課題

阪神・淡路大震災では要救出者 35,000 人のうち約 8 割の 27,000 人が家族や近隣者により救助されたといわれています。また、東日本大震災においても、皆で協力して取り組む「共助」の重要性が再認識されました。過去の災害からも市民に対する、平常時からの正しい応急手当等の普及・啓発が重要であることが分かります。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)救急救助資器材の整備

迅速な救急救助活動を実施し、災害現場での人的被害の軽減を図るためには、資器材の整備及び維持管理は重要であり、資器材の不足等を防ぐことは必要不可欠です。

本市では、消防庁が定める「消防力の整備指針」に基づき、常備消防力の強化を実施しているほか、大規模災害や特殊災害、各種災害に的確に対応できるよう大規模災害用資器材や警防・救助資器材の整備及び維持管理を実施しているところです。併せて、新型コロナウイルス感染症に対する予防策として必要な消耗品を購入しています。

今後も資器材の保管場所を確保しつつ、計画的な配備が必要となっています。

(2)救急救助体制の整備

本市は埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会に所属しており、メディカルコントロール体制を構築することで、救急救命士に対する指示体制及び再教育体制、救急隊員に対する指導・助言体制、事後検証体制の充実を図っています。

また、職員の活動能力の向上に向け、職員訓練講習や資格取得に向けた職員の派遣を実施しているところですが、救急救命士の減少が課題となっている状況です。

その他、災害時の緊急消防援助隊合同訓練や 9 都県市防災訓練等への参加、県内全市町村との災害時相互応援に関する協定の締結、県外市町村との災害時相互応援協定の締結等、他自治体との協力体制の構築を図っているところです。

(3)通信指令システムの整備

平成 27 年より防災力向上に向け、消防救急デジタル無線システムを導入し、また、平成 25 年より、伊奈町と連携した消防指令システムを導入しており、GPS 機能を活用した各車両の位置情報把握により初動体制の強化、災害による被害の軽減や救命率の向上を図りました。このように一定程度の通信指令システムの整備ができていると評価していますが、一方でシステムの安定稼働に向けた維持管理及び計画的な更新が必要となっています。

(4)市民に対する正しい応急手当等の普及・啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地域住民が協力し、けが人などの救助や救護を行いました。本市では、応急手当の知識や技術の普及促進を目指し、救命講習会を実施しているところですが、受講者数の増加を目指し、更なる応急手当を学べる環境整備が必要となっています。

また、市内のコンビニエンスストアと連携し、24 時間いつでも使用可能な AED（自動体外式除細動器）を設置しているところですが、市内のコンビニエンスストアへの AED 設置率は 76%にとどまっています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)救急救助資器材の整備	現有資器材の維持・管理を徹底するとともに、日常的に使用する資器材の計画的な配備、大規模災害時に対応可能な資器材の十分な整備を継続します。	【東消防署】 管理課 【消防本部】 警防課 消防総務課
(2)救急救助体制の整備	救急救命士の技術向上や質の維持を図るため、病院実習や各種研修会を計画するとともに、職員の活動能力の向上に向けて、引き続き講習会等への職員の派遣や訓練等を実施します。 また、他自治体との交流や共同訓練を実施し、協力体制の向上、協定の実効性の確保を図ります。	【総務部】 危機管理防災課 【消防本部】 消防総務課 警防課 【東消防署】 管理課
(3)通信指令システムの整備	消防指令システムの維持管理及び計画的な更新を実施するとともに、災害時に指令システム本体の障害やライフラインの切断（電話回線等）により 119 番通報が入電できなくなる、または指令が行えなくなることを防ぐため、衛星電話を使用した予備指令システムの整備を目指します。	【消防本部】 指令課
(4)市民に対する正しい応急手当等の普及・啓発	市民に対し応急手当に関する正しい知識の周知・啓発に向け、市民が応急手当の知識や手技を学べる環境の整備を図ります。 また、AED の使いやすい環境づくりに向け、市内の全コンビニエンスストアへの AED 設置を目指します。	【東消防署】 管理課 【消防本部】 警防課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
市内のコンビニエンスストアへの AED 設置割合	【2020 年度】 76%	【2025 年度】 80%

事前に備えるべき目標2 ; 救助・救急・医療活動により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態; 2-2 医療需要が急激に増加し、

医療機能が麻痺・停止する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、人的被害については最大で、死者数 320 人、負傷者数約 1,800 人、うち重傷者数が 397 人となるなど、大量の負傷者が発生し、医療機関の受入れ体制がひっ迫することが予見されます。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)医薬品等医療救護資機材の整備

本市は、被害想定結果に基づく人的被害の数量、現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画を策定しており、調達計画に基づき、資機材、医薬品の備蓄、管理を実施しています。また、上尾市医師会や上尾伊奈地域薬剤師会、医療用医薬品卸売業の(株)スズケン大宮支店との協定を締結し、災害時における医薬品の調達体制の構築を図っており、引き続き、連携体制の向上が必要となっています。

(2)医療救護体制の整備

平常時から地域医療の充実を図るため、その中心となる上尾市医師会との連携や平日夜間及び休日急患診療所の運営体制の整備を実施しています。

災害時には、上尾市医師会が構成する医師会医療救護班との協力のもと医療救護所を設置するとしており、また、医療救護所設置運営マニュアルを整備しているところです。引き続き、災害発生時に医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、初動医療体制の整備を図るとともに、県や他自治体との連携のもと、後方医療支援体制の確立も求められます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1) 医薬品等医療救護資機材の整備	医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達計画をもとに、医薬品の備蓄、更新、メンテナンスを行うほか、協定の実効性確保に向けた協定団体との連携体制の向上を図ります。	【総務部】 危機管理防災課 【健康福祉部】 健康増進課
(2) 医療救護体制の整備	上尾市医師会との連携体制の向上等、地域医療体制を維持するとともに、迅速な医療救護活動ができるよう他自治体や医療関係機関との協力体制の構築を図ります。	【健康福祉部】 健康増進課

事前に備えるべき目標2 ; 救助・救急・医療活動により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態; 2-3 ライフラインの長期停止等により、

地域の衛生状態が悪化する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、最大で約46,000人が下水道機能支障を受けると想定されており、し尿の収集、処理の停滞等による衛生状況の悪化が予想されます。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)防疫体制の整備

平常時から各地区の環境美化推進員を中心に地域住民の協働により、地区内の側溝や下水路等の清掃・消毒を行っており、また、台風等による非常災害が発生した場合においても、保健所等からの指示を受けながら家屋の消毒、害虫駆除等を行うこととしています。防疫資材についても、不足が発生する場合は市内関係業者や県又は応援協定締結市町村から調達することとしています。

引き続き、各協力団体との連携体制の整備、防疫体制の整備が必要です。

(2)仮設トイレの整備

災害時においても衛生的な環境を確保するため、地域防災計画等に基づき災害用マンホールトイレを整備するとともに、年次計画に従い、簡易トイレ、処理袋の備蓄を行っているところです。備蓄している簡易トイレでは不足が生じる場合は、災害時応援協定を締結している事業者や流通在庫を活用し、対応することとしています。

引き続き、年次計画に従った簡易トイレ等の備蓄を実施するとともに、地域防災計画における避難所の災害用マンホールトイレの設置方針について定め、整備を計画的に進める必要があります。

(3)し尿処理体制の整備

災害時においては、上尾、桶川、伊奈衛生組合及び汲取り委託業者と連携し、し尿の収集を行う体制となっていますが、その体制のもと、し尿の収集・運搬体制の確立に向け、具体的な対応方法を検討する必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)防疫体制の整備	災害時の防疫体制の向上に向け市内関係業者や県又は応援協定締結市町村との連携体制の向上等に努めます。	【環境経済部】 生活環境課
(2)仮設トイレの整備	年次計画に従った簡易トイレや処理袋の備蓄等、仮設トイレの維持管理に努めるとともに、避難所の災害用マンホールトイレの設置方針についての検討をすすめます。	【総務部】 危機管理防災課 【環境経済部】 生活環境課 【上下水道部】 下水道施設課
(3)し尿処理体制の整備	災害時に確実な、し尿処理体制が実施できるよう、関係団体と連携を図るとともに、具体的な、し尿処理に向けた対応方法の検討を推進します。	【環境経済部】 生活環境課

事前に備えるべき目標 2 ; 救助・救急・医療活動により人命を保護する

重点

起きてはならない最悪の事態; 2-4 疫病・感染症等が大規模発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

災害発生後に多数の避難者が発生した場合、避難場所等の衛生環境によっては、疾病や感染症等が大規模に発生する危険性があります。

東日本大震災では、避難所である体育館でインフルエンザの集団発生が起きています。また、新型コロナウイルスについては、令和2年7月豪雨災害や令和2年台風第10号等においても避難者だった人が、帰宅後に新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明する事例があるなど、避難所においても感染症に対する取組みが急務となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1) 予防接種等の感染予防対策

伝染のおそれがある疾病の発生・まん延を防止するため、平常時から予防接種法で定められている A 類疾病及び B 類疾病の予防接種を実施しており、また、災害時においても必要に応じ、臨時予防接種を実施することとしています。

また、新型コロナウイルスへの対応としては、ワクチン接種を推進するほか、感染予防対策を講じて感染の拡大防止を図るとともに、PCR 検査等（行政検査）を受けた際の費用助成を行うことで検査を受けやすい環境を整備しています。しかしながら、新型のウイルスに対しては、ほとんどの人が免疫を持っていないため、感染拡大防止・医療体制の強化がこれからも大きな課題となります。

(2) 避難所における感染症対策

新型コロナウイルスの感染が広がる中、「指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、「事前対応」、「指定避難所開設時の対応」、「指定避難所閉鎖時の対応」別に整理し、本市の指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策、避難生活を送る上で注意すべき事項等について取りまとめており、また、新型コロナウイルス感染症対策に向けた備品・消耗品を各指定避難所に配備しています。

しかしながら、円滑な避難所生活を送るためには市民の協力が不可欠であるため、日頃からマスクや消毒液等の準備や、避難所での感染症対策の取組みについて、引き続き広報・啓発活動を実施する必要があるほか、衛生用品の維持管理、避難所の開設・運営手順の確認等を行い避難所運営体制の整備・向上を図ることが必要です。

(3)被災動物の救護体制の整備

平常時から狂犬病発生予防及び糞の防止等、飼養マナーの向上に関する取組みを狂犬病予防協会と連携して実施しています。

災害時の対応においては、「災害時動物救護対策マニュアル」に従い、避難所内に動物救護所を設置し、県や上尾伊奈獣医師協会等と連携し救護活動を実施することとしています。また、感染症発生防止に向けて必要な処置を実施することとしています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)予防接種等の感染予防対策	平常時から予防接種について市民への周知手段を検討し、啓発活動を引き続き実施するほか、感染拡大を可能な限り抑制するとともに、感染症から市民の健康を守るため、市民への正確な情報発信に努めます。	【健康福祉部】 健康増進課
(2)避難所における感染症対策	避難所に配備している衛生用品の維持管理を実施するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた避難所における取組みについて、広報・啓発活動に努めます。また、避難所開設訓練を実施し、避難所での感染症対策に向けた手順等の確認のもと、避難所運営体制の向上を図ります。	【総務部】 危機管理防災課
(3)被災動物の救護体制の整備	平常時から狂犬病予防接種率の向上に努めるほか、被災動物への救護活動が迅速に実施できるよう、上尾伊奈獣医師協会等との連携体制の向上を図ります。	【総務部】 危機管理防災課 【環境経済部】 生活環境課

事前に備えるべき目標3 ; 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態; 3-1 沿線建築物の倒壊等により、

道路・線路が閉塞する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

地震時には、倒壊した沿道建築物が道路を閉塞し、緊急車両等の通行を妨げる可能性があります。埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、本市では最大で、震度7の揺れとなり、沿道建築物の倒壊により市内の道路の一部区間で20%以上の道路閉塞率となる等、道路の閉塞が想定されています。本市でも地震時の道路閉塞を防ぐ対策が必要です。

◆近年の災害を踏まえた課題

平成28年(2016年)熊本地震では、緊急輸送道路において50か所で通行止めが発生しました。中でも阿蘇地域では、東西軸の緊急輸送道路である国道57号と県道熊本高森線が同時に通行止めとなり、熊本地域からの救援・物資輸送が困難となる等、緊急車両の通行に道路閉塞がボトルネックとなったことが教訓となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)道路ネットワークの拡充

近年の気候変動により頻発化・激甚化する自然災害や、首都直下型地震の発生が危惧される中、道路ネットワークの整備やミッシングリンク(未整備区間)の解消など、災害に強い道路の計画的かつ着実な整備の必要性については、改めて認識されているところです。

本市においては、首都圏へと繋がる上尾道路(事業主体は国)や第二産業道路(事業主体は埼玉県)の事業推進、また、上尾駅周辺の道路ネットワークとして重要な路線として、西宮下中妻線(事業主体は本市)の早期完成に向けた取組みを行っていますが、道路用地の確保には膨大な費用と長い期間が必要です。さらに、長期未着手の都市計画道路について、社会状況の変化を踏まえ、その必要性を再検討することも必要です。

(2)道路の維持管理

緊急車両の走行時の事故や支障等を未然に防ぐため、平常時から道路の亀裂や陥没等、危険箇所の修繕・維持管理が重要です。

本市でも、道路維持管理修繕計画等に基づき、計画的な市道の修繕・維持管理を実施していますが、道路施設の老朽化に伴い危険箇所が増加し、修繕が追いついていない状況です。

(3)狭あい道路の拡幅

狭あい道路は、災害時に消火や救助活動に支障が生ずる等、人の命を守る上で大きな問題となっています。特に、木造住宅が密集している地区などでは速やかな対応が必要です。

本市では、毎年、拡幅改良工事を実施し狭あい道路の解消に向け整備を進めていますが、整備が追いついていない状況です。

(4)沿道環境の整備

地震時の建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化が求められます。また、道路を不法占用する屋外広告物や放置自転車、過度に成長した街路樹は、道路が有する本来の通行可能量を低減させるため、緊急車両の通行に影響を生じさせないように、平常時から沿道環境を整備することが重要です。

本市では、上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路（埼玉県指定及び上尾市指定）の沿道建築物の耐震化に取り組んでいますが、埼玉県指定では、旧耐震基準の沿道建築物 52 棟の内、耐震性が不十分及び不明の建築物は 47 棟あり、進捗が十分でない状況です。

このほか、不法占用の屋外広告物等については指導・撤去を行っており、放置自転車は市ホームページを通じて抑制を啓発し、街路樹は剪定等維持管理を実施する等、道路空間の確保に努めています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)道路ネットワークの拡充	上尾道路、第二産業道路については引き続き、各種建設促進期成同盟会等の運営を通して整備事業に取り組んでいきます。 西宮下中妻線をはじめとする重要な路線については、国の補助金制度を活用しながら、優先的に整備促進を図り、今後も災害時の緊急活動を支え、安全で安心して生活できる「災害に強いまちづくり」に重要な道路ネットワークの構築を目指していきます。 また、長期未着手の都市計画道路については、見直し作業の検証結果を踏まえて整備を進めます。	【都市整備部】道路課
(2)道路の維持管理	修繕対象箇所を増加を踏まえ、必要に応じて道路維持管理修繕計画等を見直し、より計画的に修繕・更新等を行います。 また、危険箇所の早期発見のため、市職員による日々のパトロールだけでなく、市民からの通報も情報源とすべく、市ホームページ等を通じた市民の通報の協力を募ります。	【都市整備部】道路課

施策プログラム	推進方針	担当課
(3)狭あい道路の拡幅	計画的な事業推進に向け、沿道地権者との円滑な調整・折衝に努めるほか、国の補助金等を利用し拡幅改良工事を進めます。	【都市整備部】 道路課
(4)沿道環境の整備	緊急輸送道路沿道の建築物について、国や県と連携し、必要に応じて耐震化に関する補助制度を利用しながら、所有者の費用負担の軽減を図るように努めるほか、所有者へ指導及び助言を行い、耐震化を促進させます。 また、道路空間の確保に向け、引き続き不法占用の屋外広告物等への指導・撤去や、放置自転車抑制の市ホームページ等を通じた啓発、街路樹の定期的な剪定等を行います。 このほか、西宮下中妻線をはじめ、駅周辺の幹線道路については、無電柱化による整備を促進し、安心安全な沿道環境の整備を目指します。	【都市整備部】 道路課 建築安全課 【市民生活部】 交通防犯課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
西宮下中妻線 整備率	【2020年度】75%	【2025年度】90%
埼玉県指定の緊急輸送道路（第一次特定路線のうち、耐震診断義務化路線）沿道建築物の耐震化（母数；4棟）	【2020年度】2棟	【2025年度】 概ね解消

事前に備えるべき目標3 ; 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態; 3-2 信号機停止等により、

多数の道路で通行障害が発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

令和元年房総半島台風では大規模停電が発生し、千葉県内で多くの信号機が停止したことが確認されています。また、平成30年北海道胆振東部地震では、停電により信号機が停止し、通行止めが長期化したことが教訓となっています。

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、本市では最大で、震度7の揺れとなり、上尾道路や国道17号を中心に渋滞が想定されています。緊急車両の速やかな通行に向け、対策が必要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)交通安全の確保

災害に伴う停電により、信号機が停止し、多数の道路で交通事故等の通行障害が生じる可能性があります。

県では、停電に備え、信号機に自動起動式発動発電機の設置を進める計画としています。

本市では、停電の際、交通量の多い幹線道路の交差点について、交通の混乱を回避するための緊急措置として、警察署の要請により市が発電機を提供し、信号機の継続的稼働により災害時の安全な交通確保に努めるほか、警察署や防災関係機関と連携を図り、必要に応じた市道の交通規制を行うことを地域防災計画に位置づけています。災害時にこれらの対応の確実な実施が必要です。

(2)交通情報の周知

災害時に交通事故や渋滞等の通行障害が生じた場合、当該地点における更なる通行障害を抑制すべく、通行障害に関する市民等への情報提供が重要です。

本市は、警察署や防災関係機関と連携を図り、道路交通状況、交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、あらゆる広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努めることを地域防災計画に位置づけており、災害時には計画に基づいた速やかな交通情報の広報が必要です。

(3)交通安全施設の整備

災害時に交通事故等の通行障害が生じないように、区画線（路面上にペイント等で描かれた記号や文字による標示）を標示する等、平常時から交通安全確保を図ることが重要です。

本市では、生活道路等における区画線の標示や、道路反射鏡・道路照明灯等、交通安全施設の整備を通じて平常時からの交通事故の防止に努めていますが、市民等からの交通安全施設整備に関する要望が多く、着実な整備が必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)交通安全の確保	災害時における交通規制の実施に向け、警察署との連携を平常時から図ることに努めます。 また、災害時における警察への発電機の提供に向け、発電機の燃料の調達・確保ができるよう、石油元売り業者等との協定締結に努めます。	【総務部】 危機管理防災課 【都市整備部】 道路課
(2)交通情報の周知	災害時に、あらゆる広報媒体を活用して、通行障害やう回路などの交通情報を速やかに伝達することができるよう、平常時から警察署と交通安全設備に関する情報を共有化しており、今後も連携の強化を図ります。	【市民生活部】 交通防犯課
(3)交通安全施設の整備	市民等からの多くの改善要望を踏まえ、各地点の危険性等を考慮した上で、区画線標示等の交通安全施設の計画的な整備に努めます。	【市民生活部】 交通防犯課

事前に備えるべき目標3 ; 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態; 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

平成 28 年（2016 年）熊本地震では、JR 豊肥線の橋や斜面などの土木設備が被害を受け、線路が寸断され、全線開通には約 4 年 4 か月を要しています。JR 豊肥線は沿線住民により通学などの生活路線として利用されていたため、生活へ影響が生じたことが教訓となっています。

◆交通特性に基づく課題

本市には上尾駅、北上尾駅を通る JR 高崎線があるほか、市東部には原市駅、沼南駅を通る埼玉新都市交通（ニューシャトル）と JR 東北本線があります。鉄道は市民による利用割合が高く、市民の重要な移動手段となっていますが、災害時には鉄道等の公共交通が長期停止する可能性があり、災害時に向けた市民等の移動手段の確保が重要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)人員輸送手段の確保

災害時に鉄道等の公共交通が停止した場合でも、応急対策に必要な人員の輸送や、疾病者及び被災地外へ退去する被災者・避難者の移動、市民等による私的な移動が可能となるよう、人員輸送手段を確保しておく必要があります。

本市では、公用車の全面的活用はもちろん、災害時に向け東武バスウエスト（株）との協定締結等により、応急対策人員や疾病者及び被災地外へ退去する被災者・避難者の輸送を計画しているところですが、一方で、鉄道等の停止に備えた代替輸送手段については確保できていない状況です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)人員輸送手段の確保	災害に伴う鉄道等の長期間停止時における輸送手段として、市内を走行する民間バス路線、上尾市運行バス、上尾市内循環バスの活用を検討する等、関係機関と協力・連携し、代替輸送手段の確保に努めます。	【市民生活部】 交通防犯課 【総務部】 危機管理防災課 総務課

事前に備えるべき目標3 ; 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態; 3-4 物資の輸送が長期間停止する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

平成28年(2016年)熊本地震、平成30年7月豪雨等において、支援物資到着状況等の情報共有が十分ではなく広域物資輸送拠点から先の避難所までのラストマイル輸送が混乱し、支援物資が届かない等の課題が顕在化しました。国や県、市、関係事業者が一体となり、避難所までの円滑・確実に支援物資を輸送することが求められています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)物資輸送体制の構築

災害時に全国から輸送される物資を円滑・確実に避難所等へ届けることが必要です。本市では、物資統括(調達・調整)に係る災害時の体制を見直し、県や関係事業者との情報共有体制を整備していますが、災害時の混乱の中では、支援物資到着状況等の情報共有が不十分となり、近年の災害と同様に、ラストマイル輸送が混乱する可能性も想定されます。

(2)物資輸送手段の確保

災害時に応急対策に必要な物資の確実な輸送が可能となるよう、物資輸送手段を多重化しておく必要があります。本市では、公用車の全面的活用はもちろん、災害時に向け赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部等との物資輸送に係る協定締結や、(社)埼玉県トラック協会をはじめとする輸送業者等への協力依頼、埼玉県へのヘリコプター派遣要請、東日本旅客鉄道(株)への車両増発要請等により多数の輸送手段を確保しています。なお、車両不足も念頭に、市町村や埼玉県と相互応援協定を締結しており、物資の輸送手段は多重化されています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)物資輸送体制の構築	ラストマイル輸送の混乱を防止し、避難所までの確実な物資輸送を可能とすべく、物資調達・調整、県や関係事業者との情報共有に係る対応マニュアルの作成と、実効性を確認できる訓練の実施に努めます。	【総務部】 危機管理防災課 総務課
(2)物資輸送手段の確保	災害時に確実な物資輸送を可能とすべく、関係する輸送事業者との連絡体制や連絡先を双方で確認する等、平常時からの連携強化に努めます。	【総務部】 危機管理防災課 総務課

事前に備えるべき目標3 ; 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態； 3-5 情報通信の輻輳・途絶や、誤った情報が拡散する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

平成22年10月奄美豪雨では、鹿児島県龍郷町で、役場近くの光ファイバーや電線の切断により通信が途絶し、避難情報等の伝達に苦慮した事態が発生しました。

また、東日本大震災では、千葉県市原市の製油所が爆発した際、「有害物質の雨が降る」という、事実と異なる噂が、SNS上で瞬く間に拡散されたことが教訓となっています。

災害時の通信途絶を防ぐ情報伝達手段の多重化や、行政による正しく速やかな情報提供を可能とする伝達体制の整備が重要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)情報通信事業者との連携

災害時に通信網が輻輳・途絶する可能性が想定されます。市から市民等への災害情報の提供には、各種情報通信事業者によるICTインフラの保全と安定した通信環境の提供が前提となります。

本市では、各種情報通信事業者の行う防災対策について共有していますが、ICTインフラの保全と通信確保対策が促進されるよう、事業者との連携が必要です。

(2)情報伝達体制の整備

災害時には通信網の輻輳・途絶や、情報の受け手により利用しやすい情報収集手段が異なるため、情報伝達手段の多重化が必要です。

本市では、市民等への災害情報提供手段として、防災行政無線、防災行政無線電話応答サービス、広報車、市ホームページ、市メールマガジン、Twitter、Yahoo!防災速報アプリ、LINE等公式ソーシャルメディア、デジタルサイネージ、テレビ、テレビのデータ放送(NHK、テレビ埼玉)、あげお防災ホットライン(自主防災会長等への自動音声による緊急電話)、等を整備しており、社会情勢等を踏まえた情報伝達手段の多重化を推進しています。

また、市立学校の保護者に向けて、災害時にメールで緊急連絡を行う一斉配信システムを完備しています。

今後もあらゆる市民等へ確実に情報提供が可能となるよう、社会情勢等を踏まえた情報伝達体制の見直しや、情報伝達システムの維持管理、訓練等が必要です。

(3)情報収集手段の広報

本市では、市ホームページやハザードマップ、地域防災計画等を通じて、市が発信する災害情報の収集手段や入手方法等について公表していますが、市民等によっては、情報収集手段に関する認識が十分でなく、正確な情報が市民等に届かない可能性があります。引き続き、多様な方法により、情報収集手段を広報する必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)情報通信事業者との連携	電話がかかりづらい場合でも、安否等の状況を伝達・確認可能な「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板」について継続的に広報します。 また、情報通信事業者と連携し、各種情報通信事業者による ICT インフラ保全及び通信確保対策の促進に努めます。	【総務部】 危機管理防災課
(2)情報伝達体制の整備	災害時に市民等への確実な情報提供が可能となるよう、社会情勢を踏まえて、適宜、情報伝達体制の見直しを行うほか、情報伝達システムについて計画的な維持管理を実施するとともに、市職員による適切なシステム利用が可能となるよう、定期的に訓練を実施します。	【総務部】 危機管理防災課 【市長政策室】 広報広聴課 【学校教育部】 指導課
(3)情報収集手段の広報	市民等によって利用しやすい情報収集手段が異なることに配慮し、本市の情報伝達手段や入手方法等について、引き続き市ホームページ等を通じて広報を行います。	【総務部】 危機管理防災課 【市長政策室】 広報広聴課

事前に備えるべき目標4 ; 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態; 4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

過去の災害において、災害の発生を原因として大きな混乱や治安の悪化は発生していない一方で、東日本大震災では発災直後、無人となった民家や商店、コンビニ ATM 等を狙った窃盗などが発生し、また、被災地を含め全国で震災に便乗した詐欺や悪質商法事案が発生したため、災害時の治安悪化に向けた対応も必要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)防犯対策の推進

平常時から、地域の自主防犯ボランティア団体に対する資機材の配布を実施しており、市民の防犯意識の高揚及び自主防犯ボランティアの育成を図っているところですが、地域における自主防犯ボランティアの担い手不足が課題となっている状況です。

また、適切な管理が行われていない空家等が犯罪につながるおそれがあるため、「上尾市空家等対策計画」を策定し、市内の空家の実態把握に努め、所有者による適正管理を促進し、生活環境等の保全を図っているところです。

その他、少年の健全な育成や非行の防止及び少年対策の総合的な推進を図るために上尾市少年愛護センターの運営を行っており、引き続き、相談員の相談事業等による非行防止活動を行う必要があります。

平常時からのこれら防犯対策の推進が、災害時における治安の悪化等の事態の発生を防止することとなると考えられるため、対策の更なる推進が求められます。

(2)消費者相談体制の充実

平常時から、消費者被害の早期解決や未然防止ができるよう、消費生活相談員を確保し、市民からの相談に対し、助言や斡旋等を行っているほか、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市民が自ら消費者としての意識向上を図り、消費者の権利を確立し生活の質を高めることができるよう、上尾市消費者団体連絡会等と連携しながら消費者教育の推進及び広報活動等実施しています。引き続き、継続的な市民の消費者意識の向上への支援が求められます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)防犯対策の推進	防犯情報の提供、市民の防犯意識の向上に努めるほか、自主防犯ボランティアの育成・支援による市民の自主的な防犯活動の促進、その担い手の育成に努めます。 また、空家等の適切な管理の推進や、補導活動、啓発活動等により青少年の非行・不良行為の抑制に努めます。	【市民生活部】 交通防犯課 【子ども未来部】 青少年課
(2)消費者相談体制の充実	関係機関や消費者団体と連携して意識啓発を推進するほか、「広報あげお」や市ホームページ、市公式 SNS 等により情報提供を行い、市民の消費者意識の向上を図ります。	【市民生活部】 消費生活センター

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
市内における犯罪発生件数	【2019年度】1,647件	【2025年度】1,000件

事前に備えるべき目標 4 ; 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態; 4-2 市の行政機能が低下する中で

応急対応行政需要が大量に発生する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

災害時において自治体は、災害対策本部の立ち上げや、避難所の開設・運営、被害状況の把握・県への報告等、膨大な災害対応業務を実施する必要があります。

しかしながら平成 28 年(2016 年)熊本地震では、行政施設や職員自体も被災したため、行政機能が著しく低下し業務の実施が困難となった市町村もありました。一方で、東日本大震災や平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震等の大規模災害の対応経験を有する応援職員の活躍がみられる等、平常時から災害対応を見据えた体制整備に加え、受援体制の向上が非常に重要となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)市役所等の防災拠点の整備

大規模災害発生時においても市役所機能を維持するため、市役所の防災機能の整備が必要となります。市災害対策本部を設置する市役所本庁舎は耐震性を有しており、万が一使用不能となった場合でも、市民体育館、上平公園、上尾文化センターを代替施設とすることを地域防災計画に定めており、市役所機能の確保については必要な対策は実施できていると評価しています。引き続き上記 3 施設以外にも、代替施設として活用可能である公共施設の検討を進める必要があります。

また、代替エネルギーについては、本庁舎においては非常用発電機を設置し、燃料の備蓄を行っており、約 24 時間の運転が可能となっています。

(2)行政における情報通信体制の整備

災害時における通信手段の確保に向けて、防災行政無線や衛星電話、災害時優先電話を整備しています。そのほか、MCA 無線機や IP 無線機等の整備に加え、平常時からの庁内 LAN の運用管理、災害対策本部を設置するフロアに停電時にも対応できる庁内 LAN を整備するなど、行政における情報通信体制の確保に向けては必要な対策は実施できていると評価しています。

引き続き、現在保有している MCA 無線機の維持管理を実施するとともに、IP 無線機の福祉避難所等の配置に向けた検討、衛星電話の使用訓練の実施、指定避難所への特設公衆電話の設置を進める必要があります。

(3)災害時における業務体制の整備

大規模自然災害時においては、市は災害対応業務を実施することに加え、災害時であっても市民生活に大きな影響を与えると考えられるサービス等の重要な業務については、継続させなければなりません。

本市においても、地域防災計画や業務継続計画、各種の災害対応マニュアルを作成し継続的な更新を行っています。

ただし、業務継続計画については、計画の実効性の確保に向けて改定が必要な状況です。また、職員の災害対応力の向上に向けて、平成31年度から、総合防災訓練の内容を、「災害対策本部設置運営訓練」や「情報伝達・避難訓練」など、実践型の訓練に見直し、年2回実施しているところですが、継続的な訓練等による業務体制の向上が求められます。

また、多くの行政事務を実施する際に利用する総合行政システムを民間のデータセンターに接続しリスク分散を行っているほか、データのバックアップを定期的実施しています。

その他、小型無人飛行機（ドローン）を導入しており、災害時の被害状況調査を行うことが可能となっていますが、操縦者の育成や運用体制の整備を含めた運用体制の構築が求められます。

(4)応援・受援体制の整備

大規模自然災害時においては、被災地外の地方公共団体や防災関係機関等から様々な種類の支援が行われるため、これらの支援が災害対応に果たす役割は非常に大きくなっています。

本市においては、県内全市町村との災害時相互応援に関する協定の締結や県外市町村との災害時相互応援協定を締結しています。また、広域災害支援の受入れに関するマニュアルを作成していますが、引き続き、各協定自治体との平常時からの連携体制の向上に向けた交流に加え、業務継続計画と整合した災害時受援計画の策定により、受援体制の更なる向上が求められます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)市役所等の防災拠点の整備	本庁舎の維持管理、本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の検討を進めるほか、備蓄燃料の維持管理に努めます。	【総務部】 総務課 危機管理防災課
(2)行政における情報通信体制の整備	MCA 無線機や庁内 LAN 等の各種情報通信機器の維持管理、衛星電話の円滑な使用に向けた訓練の実施、指定避難所への特設公衆電話の設置を推進します。	【総務部】 総務課 危機管理防災課 IT 推進課
(3)災害時における業務体制の整備	災害時の対応体制の向上に向けて、計画の実効性の確保を見据えた業務継続計画の改定を推進するほか、国・県の動向や社会情勢等も考慮した効果的かつ実践的な訓練を実施します。 また、庁内システムの運用・保守、災害時の被害状況調査におけるドローンの運用体制の構築に努めます。	【総務部】 総務課 危機管理防災課 IT 推進課
(4)応援・受援体制の整備	災害時の協定の実効性の向上、受援体制の向上に向け、平常時からの協定団体との交流や、災害時受援計画の策定による、受援に向けた手順の具体化等を推進します。	【総務部】 危機管理防災課 職員課

事前に備えるべき目標5 ; 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

起きてはならない最悪の事態; 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、市内では最大で、避難所避難者 11,613 人の発生が想定されています。

避難者に対して提供する食料・生活必需品等の物資の確保対策が必要です。

◆過去の災害を踏まえた課題

東日本大震災では、膨大な数の避難者が長期にわたる避難生活を強いられました。多くの避難所では、台風などの気象災害における一時的な避難を想定した備蓄に留まっていたため、備蓄の不足が問題となりました。また、乳幼児や高齢者、女性等、多様性に配慮した備蓄（紙おむつや生理用品等）の必要性も教訓となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1) 備蓄物資の確保

災害時に向け、避難者や帰宅困難者の食料・生活必需品等を備蓄しておく必要があります。

本市では、食料・生活必需品について、避難所避難者 12,000 人分を想定し、本市 1.5 日分と埼玉県 1.5 日分で計 3 日分の備蓄を目標としており、市では食料を上平公園及び指定避難所に確保しています。また、市民に対しては避難所外避難に向けて最低 3 日分（推奨 7 日分）の食料備蓄等を行うよう、市ホームページ等を通じて啓発を行っています。しかし、市民の備蓄が促進されない場合や、避難生活が長期化する場合は、不足する可能性があります。

今後は、避難生活の長期化も想定し、計画的に備蓄を促進させる必要があります。

(2) 物資調達体制の整備

災害が長期化した場合は、本市や埼玉県、市民の備蓄だけでは不足し、物資の調達が必要になります。

本市では、災害時に食料、生活必需品、燃料等の調達・供給が可能となるよう、他市町村や事業者との応援等協定を締結しています。

今後は、多様性を考慮した物資の調達も可能となるよう、更なる応援協定締結が望まれます。

(3)支援物資の受入体制の整備

災害時に物資の円滑な受入れが可能となるよう、物資の受入体制を整備することが重要です。

本市では、物資受入れのための集積地として上平公園、市民体育館を定めています。災害時における国等によるプッシュ型での支援が早期化しており、多様な被災者ニーズへの対応需要も想定されるため、今後は、集積地での災害時における円滑な物資の受入れに向けて、災害フェーズに応じた受入れ対応の詳細な検討が必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)備蓄物資の確保	必要な者への食料提供や避難生活の長期化等にも対応可能となるよう、備蓄計画の策定と備蓄場所の確保、備蓄の促進に努めます。また、市民の備蓄については、市ホームページや広報等を通じて、引き続き啓発を行います。 このほか、乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者の特性を考慮し、口への入れやすさや日常生活に近い食事に配慮した食料供給体制を整備するほか、引き続き、組立トイレや浄水器等の防災用資機材の備蓄を行います。	【総務部】 危機管理防災課 総務課
(2)物資調達体制の整備	多様性も考慮した物資の調達が可能となるよう、事業者との更なる応援協定の締結・拡充を検討するとともに、協定の実効性の確保に努めます。	【総務部】 危機管理防災課
(3)支援物資の受入体制の整備	災害時に円滑な支援物資の受入れが可能となるよう、災害フェーズに応じた対応をとりまとめたマニュアルの作成や、実効性を確認できる訓練の実施に努めます。	【総務部】 危機管理防災課 総務課

事前に備えるべき目標5 ; 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
起きてはならない最悪の事態; 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

電力事業者では電力供給の多重化・多ルート化や電力設備の耐震化等の防災対策が促進されています。しかし、平成30年北海道胆振東部地震では、厚真町で震度7となり、火力発電所の設備損傷による停止や、送電線事故に伴う水力発電所の停止等により、電力供給（送電量）を需要（使用量）が大きく上回り、周波数を調整するための電源不足等が生じた結果、日本で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生しました。

停電被害は道内全域で最大約295万戸にも上り、ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで45時間程度を要しました。また、スマートフォンの充電需要が高まり、対応を要したことも教訓となっています。

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、停電率は最大で発災直後に100%、1日後に20.82%、ガス供給停止率は発災直後に100%となることが想定されています。また、復旧日数は埼玉県全体で電力が31日、ガスが53日要するとされており、応急・復旧対応や事業の継続、避難等生活の質の確保に向け、電気・ガス供給停止に向けた対策が必要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)自立分散型エネルギー社会の構築

災害に伴い系統電力・ガス等のエネルギー供給が停止した場合でも、応急・復旧対応や事業の継続、避難等生活の質の確保が可能となるよう、自ら電気や熱を造り緊急用電源として利用することができる再生可能エネルギー（太陽光・風力・地熱等）を導入・普及し、自立分散型エネルギー社会を構築することが望まれます。

本市では、西貝塚環境センターがごみの焼却を元に発電をしており、災害時に稼働できれば市有の発電施設としての活用が可能です。また、太陽光発電パネルを設置している公共施設を有し、災害時の電力供給が期待できます。

このほか、防災と地球温暖化防止の2つの観点から、再生可能エネルギーの地域における導入促進に向け、再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行い、太陽光発電システムや燃料電池自動車等、再生可能エネルギー設備・機器の導入に対して補助を行っています。本市では太陽光発電の導入が増加しており、(平成31年度で累積4,564件)、今後も、自立分散型エネルギー社会の構築に向け、再生可能エネルギー導入の取組みを促進させることが求められます。

(2)電力・ガス事業者との連携強化

電気・ガス等のエネルギー供給停止を防ぐためには、事業実施主体であるライフライン事業者による防災対策を進めることが重要です。

本市では、電力・ガス事業者（東京電力パワーグリッド㈱、東京ガス株式会社）と連携し、これら事業者の防災対策について共有しています。今後も、多様化する災害に対し、効果的な対策を促進すべく、事業者との連携が必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)自立分散型エネルギー社会の構築	自立分散型エネルギー社会の構築に向け、再生可能エネルギーの導入を促進すべく、第3次上尾市環境基本計画に基づき、再生可能エネルギー設備・機器の導入補助等を行います。また、再生可能エネルギーの普及及び市民等の意識啓発に向け、市民に向けて、情報提供を実施します。	【環境経済部】 環境政策課
(2)電力・ガス事業者との連携強化	電気・ガス事業者による効果的な防災対策が推進されるよう、これら事業者と連携の上、災害特性を踏まえて防災対策の具体化・充実化に努めます。 また、災害時における停電・復旧情報を速やかに共有し、市民等へ広報できるよう、事業者との連絡体制を整備します。	【総務部】 危機管理防災課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
世帯あたりの太陽光発電設置割合	【2019年度】4.7%	【2025年度】5.9%
省エネ対策推進奨励金申請件数(次世代自動車)	【2019年度】12件/年	【2025年度】24件/年

事前に備えるべき目標5 ; 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、

早期に復旧する

重点

起きてはならない最悪の事態； 5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

平成21年7月中国・九州北部豪雨では、榎野川が氾濫し、山口市の浄水場では氾濫流が止水壁を越えて浸水し、35,377戸（市内約50%）が断水しました。

また、東日本大震災における上水道施設・管路の被害は、津波による被害に比べて地震や地盤崩落、液状化等による被害が顕著となり、約257万戸もの大規模な断水が発生しました。この震災では、上水の供給継続に向け、上水道施設や管路の耐震化や、応援を活用した応急給水、水源の確保等が重要であることが教訓となっています。

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、断水率は1日後に最大で63.4%となることが想定されています。また、復旧日数は埼玉県全体で157日（5か月強）も要するとされており、飲料水・生活水の確保に向け、上水供給停止に係る対策が必要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1) 上水道施設・管路の整備

災害時に取水が継続できるよう、浄水場や管路等、上水道に係る施設の耐震化・維持管理を行うことが重要です。

本市では、東部浄水場及び北部浄水場の着水井（浄水場に最初に水が着く施設）・混和池（不純物等を取り除くために薬品を混ぜる施設）の耐震化を進めています。

また、老朽化した管路の更新・新設に伴う耐震化や、給水装置（各家庭への引き込み管）の耐衝撃性に優れた管路への更新等により、耐災害性の向上を図っているほか、管路の漏水調査や修繕等を行い、日常的な維持管理に努めています。

今後は、人口減少等に伴う給水収益減が想定され、上水道施設・管路の老朽化に伴う更新や維持管理の継続が課題となっています。

(2) 応急給水体制の整備

水道施設の被災等により取水が停止した場合に備え、本市では、公益社団法人日本水道協会に加盟し、地方支部間で災害時相互応援に関する協定を締結しています。

また、市民等に向け、汲み置き等1人1日3リットルで3日間の飲料水確保の啓発や、概ね3日間で応急給水体制の整備が出来るように努めていますが、今後は更なる強化を図ることが求められます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)上水道施設・管路の整備	<p>「上尾市水道事業ビジョン」及び「上尾市個別施設管理基本計画」に基づき、浄水施設の耐震化を引き続き進めるとともに、管路については、基幹的な管路等、重要度の高いものから優先的に耐震化を進め、継続的な維持管理に努めます。</p> <p>このほか、災害に伴う停電時にも上水の供給が可能となるよう、浄水場等の重要施設について、自家用発電設備の計画的な点検・修繕、更新を継続します。</p>	【上下水道部】 水道施設課
(2)応急給水体制の整備	<p>引き続き市民等へ水の備蓄の啓発に努めるほか、災害時の応急給水体制の強化を図るべく、職員の訓練や危機管理マニュアルの必要に応じた見直しを行います。</p> <p>避難所での給水には市民等の連携が重要であることから、自治会の防災訓練等に給水車を派遣するなど、市民等との連携強化に努めます。</p>	【上下水道部】 経営総務課 業務課 水道施設課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
配水管の耐震化率	【2019年度】28.5%	【2025年度】31.5%
浄水場施設の耐震化率	【2019年度】0%	【2025年度】41.4%

事前に備えるべき目標5 ; 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、
早期に復旧する

起きてはならない最悪の事態；5-4 汚水処理の長期間停止等により、
汚水が滞留する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

平成28年(2016年)熊本地震では、震度6弱以上の地域で下水管路に被害が生じており、最大震度7を観測した益城町では約13%もの下水管路に被災が生じました。また、この地震では未耐震の下水管路の被害が顕著であり、下水管路の耐震化が重要であることが教訓とされています。

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、下水管路の被害率は最大で27.7%となることが想定されています。また、復旧日数は埼玉県全体で33日も要するとされており、生活排水やトイレ排水等、汚水処理の停止に係る対策が必要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)公共下水道施設・管路の整備及び耐震・耐水化対策

災害時においても衛生的な環境を維持するため耐震化を合わせた汚水管路の整備が必要です。また汚水処理の継続を可能とすべく、大きな損傷に発展しないよう維持管理を継続し、地震時の被害軽減に向け、ポンプ場等の下水道施設や管路を耐震化することが重要です。

本市では、流域関連公共下水道として、埼玉県が運営管理している荒川左岸南部流域下水道で汚水を処理していますが、下水道施設や管路の老朽化が進行しており、予防保全の観点から日常的な維持管理を進めています。また、ポンプ場や管路の耐震化、耐水化に向けて取り組んでいますが、現状は耐震状況の把握や耐水化の検討を行っている段階です。

今後は、計画的に整備促進と維持管理を行うとともに、耐震化、耐水化の実現に向け、取組みを加速することが必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)公共下水道施設・管路の整備及び耐震・耐水化対策	<p>衛生的な環境を維持するため耐震化を合わせた未整備地区の汚水管路の整備を計画的に進めます。</p> <p>維持管理においては、事故発生や機能停止の防止に向け、ストックマネジメント計画（維持管理・改築更新計画）を策定し、ライフサイクルコストの最小化及び予算の最適化を図ります。</p> <p>下水道施設や管路の耐震化・耐水化については、下水道総合地震対策計画や業務継続計画等を踏まえて、重要度や緊急度の高い施設・管路から優先的に実施する等、計画的に耐震化・耐水化を促進します。</p> <p>このほか、市域全体の耐震性向上に向け、市民等に対し、単独処理浄化槽（トイレ排水のみ処理する浄化槽）から耐震性を有する合併処理浄化槽（トイレ排水のほか生活雑排水も処理可能な浄化槽）への切替に伴う補助を行います。</p>	<p>【上下水道部】 下水道施設課 経営総務課</p> <p>【環境経済部】 生活環境課</p>

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
下水道管路の耐震化	【2020年度】40.7%	【2025年度】45.7%

事前に備えるべき目標6 ; 「稼ぐ力」を確保できる経済活動（サプライチェーンを含む）
の機能を維持する

起きてはならない最悪の事態； 6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・

農業の生産力が低下する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆産業特性の課題

本市における企業は9割以上が中小企業であるため、災害等によりサプライチェーンが寸断されることで、間接的に大きな被害が生じるおそれがあります。また、厳しい経営状況に陥ることも十分予測されることから、関係機関と連携しながら、影響を受けている企業の事業継続等を支援する取組みを的確に実施していくことが重要です。

◆過去の災害を踏まえた課題

平成19年（2007年）新潟県中越沖地震では、新潟県に位置する自動車部品等の製造を主とする工場の生産設備が被災し、自動車のエンジンに不可欠な自動車部品の生産が停止しました。そのため各メーカーに部品を供給することが出来なくなり、加えて、被災した企業の自動車部品における国内シェアは5割を占めていたため、国内の自動車メーカー全社が一時生産を中止するという事例が発生しました。

このように、たとえ自社が被災しなかった企業においても、材料が届かず営業を再開できない状況が継続するような事態が発生するため、以上のような、サプライチェーンの寸断を防ぐためにも事業の継続に向けた対策が非常に重要となっています。

◆近年の災害を踏まえた課題

平成26年の大雪は、秩父で98cm、熊谷で62cmなど、これまでの積雪の記録を大幅に超える大雪であったため、農作物の損傷や家畜への死、ビニールハウスの損壊など農業関係の被害が甚大となっており、埼玉県では農業関係の被害額が229億円に達するなど、雪害においても農業被害に対する備えが必要となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1) 農業基盤体制の整備

平常時から、農業の基盤体制の整備に向けて、認定農業者等で組織される中核農業者協議会や、JAさいたまと生産者で組織されるうまい米づくり推進協議会などを支援し生産意欲・栽培技術の向上を図っているほか、農用地の利用権を設定し借り手に補助金を交付することで、農地の流動化の促進及び作業の効率化等を図っています。また、畜産農家に対しても、畜産の規模拡大や畜産農家の経営の安定化を目的とし、設備改修や乳牛・肉用牛の品質向上に係る経費等の補助を実施しています。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手不足、畜産農家についても担い手の減少が大きな課題となっています。

平常時からのこれら基盤体制の整備が、災害時における生産力の低下を抑止することにつながると考えられるため、対策の更なる推進が求められます。

(2)産業基盤体制の整備

近年、わが国では、少子高齢化や人口減少等の影響に加え、景気の先行き不透明感が強まっている局面にあります。本市においても、生産年齢人口の減少に伴う税収入の減少やグローバル経済の進展に伴う地域産業の空洞化など、市の行財政運営や行政サービスのあり方に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

本市でも「上尾市産業振興ビジョン」を策定し、上尾市産業振興会議などの関係機関との連携を図り、時代のニーズや経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、産業振興施策を総合的に推進しています。引き続き、本市の産業課題の解決に向け、市が持つ優位性や特色を生かした様々な施策の推進が必要です。

(3)企業の事業継続体制の整備

本市と上尾商工会議所が連携して開設した「上尾中小企業サポートセンター」では、企業の事業継続力強化計画策定を支援するために、専門家による相談・派遣を実施しています。引き続き、事業継続力強化計画策定を含め、様々な専門家や機関と連携し、事業継続体制の整備に向けた支援を継続する必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)農業基盤体制の整備	農業基盤体制の整備に向け、農業者の経営の安定化や生産性の向上、農業振興を目的とする団体の育成等、また、畜産農家の経営と規模拡大に向けた支援を推進します。	【環境経済部】 農政課
(2)産業基盤体制の整備	中小企業、小規模事業者の経営の安定化等を目指し、融資のあっせん等、効果的な融資の活用促進や、産業振興会議の提言に基づく効果的な施策を実施する等、中小企業者への包括的な支援を推進します。	【環境経済部】 商工課
(3)企業の事業継続体制の整備	市内事業者の事業継続力強化計画策定を促進する等、企業の防災力の向上に向けた取組みを支援する体制を整備・推進します。	【環境経済部】 商工課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
中小企業サポート件数 (単年度実績数)	【2019年度】159件	【2025年度】175件

事前に備えるべき目標6 ; 「稼ぐ力」を確保できる経済活動（サプライチェーンを含む）
の機能を維持する

起きてはならない最悪の事態； 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

停電等による情報通信の途絶等により、金融機関の多くの店舗が営業を継続できない状態となり、また、生活必需品の購入や当座の現金確保のため、現金需要の高まりが予想されるなか、預金の払い戻しができない状態となります。県地域計画においても、具体的状況例として、企業間の資金決済が滞ることで経営状態に関係のない倒産が発生することが掲げられており、被災企業の支援が重要となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)企業等への復旧支援体制の整備

被災した中小企業においては、施設の復旧や事業活動の再開に資金が必要となることから、国や県、金融機関等と連携し、融資等が円滑かつ適切に実施できるよう協力体制を構築することが重要です。

本市では、平成25年に越谷市等で発生した竜巻被害においても、中小企業等への支援として、融資に関する相談窓口や各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報を実施しました。また、令和元年東日本台風でも同様の支援を実施しており、一定程度の対応を実施してきたところです。

引き続き、災害時における企業への迅速な支援に向けて、上尾商工会議所等の関連機関と連携し、中小企業に対して必要な支援や施策が実施できるよう、これら制度に関する徹底した周知を図ることが必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)企業等への復旧支援体制の整備	災害時に迅速な復旧支援が実施できるよう、融資の案内やあっせん等、関連機関との連携した取組みの実施に努めます。	【環境経済部】 商工課

事前に備えるべき目標7 ; 二次災害を発生させない

重点

起きてはならない最悪の事態； 7-1 大規模延焼火災が発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

阪神・淡路大震災では延焼が拡大し、大規模火災が発生しました。延焼拡大の原因として、木造家屋の密集、また、焼け止まりの要因として、耐火建築物や道路・空地・公園の存在等が挙げられました。

大規模延焼火災を防ぐためには、燃え広がらないよう耐火建築物の整備や、建物間の間隔の確保、延焼遮断帯としての道路・公園等の空間確保が重要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)市街地整備等による大規模延焼火災対策

大規模な延焼火災を防ぐには、建築物の不燃化や、密集市街地（木造住宅の建て詰め）解消等の市街地整備が有効です。

本市では、上尾駅周辺をはじめとする密集度の高い地域において、防火地域・準防火地域の指定等を行い耐火建築物・準耐火建築物等の整備を推進しています。また、土地区画整理事業や地区計画の策定にあわせ、狭あい道路の拡幅等を行うなど、不燃化や密集市街地の解消を進めていますが、地権者の事業への同意を得ることが課題となっています。

今後も事業推進に向け、沿道地権者との円滑な調整・折衝に努めるほか、都市計画に基づき、これらの取組みを進めることが重要です。

(2)延焼遮断帯等による大規模延焼火災対策

焼け止まりさせるために、広幅員道路や公園等の延焼遮断帯（燃え広がらない空間）の形成が求められます。

本市では、延焼遮断帯としての機能を有する広幅員道路や公園等の整備を推進していますが、防災機能向上のためにも計画的な整備にあわせ、延焼遮断帯としての機能を維持できるよう、道路、公園等の定期的な樹木等の維持管理が必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)市街地整備等による大規模延焼火災対策	市街地整備にあたっては、事業推進に向け、沿道地権者との円滑な調整・折衝に努めるほか、本市と住民等との「協働のまちづくり」を意識し、まちづくり計画や地区計画などを作成した地区を対象に総合的な支援を行います。	【都市整備部】 市街地整備課 都市計画課
(2)延焼遮断帯等による大規模延焼火災対策	火災が発生しても燃え広がらない都市空間の形成のため、延焼遮断帯の適切な配置を検討し、必要に応じて市街地内の緑化やオープンスペース等の確保により、延焼遮断帯及び延焼遅延機能の強化を図ります。 このほか、災害時の指定緊急避難場所等として機能する公園等の整備を推進するとともに、道路・公園・緑地が延焼遮断帯としての機能を維持できるよう、定期的な樹木等の維持管理を行います。	【都市整備部】 みどり公園課 都市計画課

事前に備えるべき目標7 ; 二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態； 7-2 危険物・有害物質等が流出する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

令和元年8月に九州地方で発生した前線に伴う大雨では河川が氾濫し、佐賀県大町町の鉄工所において大量の油が流出し、周辺地域に滞留する事故が発生しています。

なお、この事故では、火災や爆発、死傷者発生等には至っていませんが、大雨から3週間以上たっても民家に付着した油は完全には除去できず、住民の暮らしに影響が生じ、補償の問題にも発展しました。

本市には工場等が多数存在し、危険物施設も少なくないこと、また、令和元年東日本台風では実際に、市内で道路冠水や床上・床下浸水等、多くの浸水被害が発生している状況にあることから、危険物・有害物質等の流出の危険があります。本市でも流出に係る事前対策、事後対策を講じる必要があります。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)危険物・有害物質等の流出防止対策

危険物・有害物質等の流出防止対策は、危険物・有害物質を取り扱い、保管する危険物取扱施設や高圧ガス施設等の事業者が主体となり、取り組むことが重要です。

本市では、平常時からこれらの施設に対して、危険物施設許可申請等の審査や、事業所への立入検査、漏洩防止措置・自主的な防災組織の充実・応急予防体制の確立・訓練実施等を中心に、危険物・有害物質等の取り扱いに係る啓発・助言・指導を行っています。

今後も、事業者に向けた危険物・有害物質等の取り扱いに係る啓発・助言・指導が求められます。

(2)危険物・有害物質等の流出時の対策

危険物取扱施設や高圧ガス施設等で流出等が発生した場合、速やかな事後対策を、事業者が主体となり実施することが重要です。

本市では、事業者による適切な事後対策が講じられるよう、事業者は市消防等との連絡を密にすること、危険物の流出・拡散防止、除去・中和、応急点検・応急措置等を実施することを地域防災計画に位置づけています。今後、これらの事業者による事後対策が流出時に確実に実行されるよう、徹底させていくとともに、本市における被害調査や市民への情報提供の実施体制の整備に努める必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)危険物・有害物質等の流出防止対策	<p>有害物質の流出防止に向け、引き続き危険物施設許可申請等の審査や、事業所への立入検査、漏洩防止措置・自主的な防災組織の充実・応急予防体制確立・訓練実施等を中心に、危険物・有害物質等の取り扱いに係る啓発・助言・指導を継続します（危険物施設の風水害対策に係る市ホームページ等を通じた啓発の例：「危険物施設の風水害対策ガイドライン/総務省消防庁」）。</p> <p>特に、高圧ガスについては、爆発性、可燃性、毒性、支燃性等の特殊性から、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体が防災組織を設立し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要なため、高圧ガス関係団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を与えその育成強化を図ります。</p>	【消防本部】 予防課
(2)危険物・有害物質等の流出時の対策	<p>危険物流出後に、事業者による流出・拡散防止、除去・中和、応急点検・応急措置等の事後対策が徹底されるよう、平常時からの立入検査等を通じて指導を行います。</p> <p>また、流出事故時に危険物質・有害物質等について本市が速やかに調査し、拡散抑制対策を事業者へ促せるよう、平常時からの調査体制を整備します。</p> <p>なお、事業者より通報を受けた場合に、本市は速やかに警察・県等の関係機関へ連絡し、連携して緊急措置を講じられるよう、体制整備に努めます。</p>	【消防本部】 予防課 【環境経済部】 生活環境課

事前に備えるべき目標 7 ; 二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態； 7-3 膨大な帰宅困難者が発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

東日本大震災では、多くの鉄道が運行を停止し、通勤・通学者の帰宅手段がなくなり、首都圏において約 515 万人に及ぶ帰宅困難者が発生しました。

帰宅困難者は帰宅が困難となる問題だけでなく、帰宅困難者が幹線道路を歩き車道まで溢れて緊急車両の通行の支障となること、大混雑の中を歩いて帰る途上、沿道火災や建物倒壊などを回避できず二次災害にあう危険もあることなどの問題から、帰宅抑制等の対策が課題となっています。

◆被害想定に基づく課題

埼玉県地震被害想定調査報告書によれば、上尾市内で帰宅困難者となる人（上尾市民及び市外の者）は最大で 24,000 人、本市外で帰宅困難となる上尾市民は 41,492 人（うち都内での帰宅困難者 27,440 人）の発生が想定されています。

上尾市内で発生する帰宅困難者及び本市外で帰宅困難となる上尾市民に向け、帰宅支援に係る対策が求められます。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1) 帰宅困難者の支援体制の整備

発災時には、救命救助活動を妨げないよう、また、二次災害等から身を守るためにも、むやみに移動せず、家族等の無事を確かめ落ち着いて、安全な場所に留まるといった、対応が求められます。

県では九都県市（1 都 3 県及び 5 政令市）で帰宅困難者対策に取り組んでいるほか、県内の主要駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進める計画としています。

本市では、帰宅困難者対策としてマニュアルを作成しているほか、「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本とし、県が提唱する「徒歩帰宅の心得 7 カ条」や、家族との連絡手段・徒歩帰宅経路に係る事前確認、災害用伝言ダイヤル 171 等の利用、徒歩帰宅に必要な装備の準備等について周知・啓発を行うことを地域防災計画で位置づけています。

今後は、これら帰宅困難者対策に関する市民等の理解が進むよう、継続的に啓発を行うとともに、マニュアルに基づく駅等で発生する帰宅困難者や本市を通過して市外へ帰宅する帰宅困難者（市外の者）の一時滞在施設等での受入れについて、鉄道事業者等関係機関と連携し、対応方策を検証・検討することが望まれます。

(2)帰宅困難者の発生抑制対策

市内の企業や学校、団体等の組織に属する人が、組織内で一時滞在できれば、駅周辺や幹線道路等で滞留する帰宅困難者を相当数減らすことにつながります。

本市では、事業所等に向け、事業所等での一時滞在が可能となるよう、帰宅困難者対策計画の策定、飲料水・食料・毛布などの提供、情報入手手段や滞在・宿泊場所の確保、一斉帰宅の抑制・分散帰宅の実施等について要請しています。

今後、要請を踏まえ、事業所等による帰宅困難者対策の整備促進が求められます。

(3)市内の通園・通学児童への支援体制の整備

保護者自身が帰宅困難者になる場合、通園・通学児童等の引取りが困難となります。この場合、保護者の安否確認に対応する必要があるほか、一定期間、児童等が園舎や校舎内に滞在することを想定し、保育施設や学校において食料・飲料水、非常用トイレ等の備蓄を進めておくことが求められます。

本市では、子どもの安否が確認できるよう、災害時における保護者との安否確認・緊急連絡に向けて学校メール配信システムを導入していますが、今後は、一定期間の児童等滞在に向けた保育施設や学校等での備蓄等の取組みや、取組みの拡充が必要です。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)帰宅困難者の支援体制の整備	帰宅困難者対策について市民等へ広報誌等を通じて啓発を行うとともに、駅等で発生する帰宅困難者や本市を通過して市外へ帰宅する帰宅困難者（市外の者）の一時滞在施設等での受入れや輸送等、支援方策について、必要に応じて鉄道事業者等関係機関と連携の上、検証・検討し、マニュアルを見直します。	【総務部】 危機管理防災課 総務課 【市民生活部】 交通防犯課
(2)帰宅困難者の発生抑制対策	飲料水・食料・毛布や情報入手手段、滞在・宿泊場所の確保等、帰宅困難者の発生抑制に寄与する事業者の対策が促進されるよう、商工会議所との連携による事業継続力強化計画策定の相談支援等を通じて本市から事業者等へ啓発を行います。	【総務部】 危機管理防災課 【環境経済部】 商工課
(3)市内の通園・通学児童への支援体制の整備	保護者の引取りが困難となる場合も想定し、一定期間の児童等滞在に向けた保育施設・学校等における備蓄等の取組みや取組みの拡充について、今後、検討を行います。	【学校教育部】 学校保健課 【子ども未来部】 保育課 青少年課 発達支援相談センター 【総務部】 総務課

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも

迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態； 8-1 大量に発生する災害廃棄物・

産業廃棄物等の処理が停滞する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆近年の災害を踏まえた課題

災害廃棄物処理においては、災害発生の際に各自治体ともに対応に苦慮しており、平成 30 年 7 月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理においても、災害によって発生した廃棄物量は、公費解体に伴う解体廃棄物を含め、市内で 1 年間に処理する一般廃棄物の約 2 倍にのぼり、全ての処理を終えたのは令和 2 年 5 月となりました。本市でも令和元年東日本台風に伴う浸水被害による災害廃棄物は、約 1,400 t にのぼり、全ての処理が終了したのは令和 2 年 3 月になりました。また、初動体制や処理方針決定等、処理における各段階において様々な課題が発生するなど、地震のみならず風水害時においても災害廃棄物への対応が必要となるため、事前に災害廃棄物処理への対応を準備しておくことが非常に重要となります。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1) 廃棄物処理施設の整備

本市で収集された可燃物を焼却している西貝塚環境センターは、平成 10 年の稼働開始から 20 年以上が経過しており、施設の老朽化が課題となっています。そこで、新たなごみ処理施設の建設にあたり、伊奈町とごみ処理の広域化を進めるため、「上尾・伊奈広域ごみ処理協議会」を設立し、検討を進めているところですが、新たな処理施設を建設するには時間を要するのが実情です。そのため、安定かつ効率的なごみ処理体制を維持していくためには、西貝塚環境センターの長寿命化が急務となっています。

(2) 災害廃棄物処理体制の整備

災害によって発生する災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理の実施に向け、埼玉県災害廃棄物処理指針を踏まえ、「上尾市災害廃棄物処理計画」を策定し、計画内にて、仮置き場の候補地の選定やレイアウト例、運営時の作業・環境モニタリング等について整理しているところです。廃棄物の円滑な処理には建設業者や民間廃棄物業者との協力・連携が不可欠であるため、締結している協定の実効性確保等、更なる協力・連携体制の向上が必要です。

(3)廃棄物処理に向けた市民への広報・啓発の実施

災害廃棄物を適正に処理するため、仮置き場に廃棄物を持ち込む際のルール等を市民に周知しておくことは非常に重要です。

本市でも、「上尾市災害廃棄物処理計画」において、対応時期ごとに発信方法と発信内容を整理しています。

また、平常時から環境意識の向上等が災害時廃棄物の迅速な処理につながるため、市民に対し、ごみの正しい分別や分別マナーの徹底、リサイクルの促進、リユース意識の向上に向けた広報・啓発を行っています。引き続き、災害廃棄物の適切・迅速な処理に向け広報・啓発を継続する必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)廃棄物処理施設の整備	西貝塚環境センターの確実な維持管理に向け長寿命化総合計画に基づき維持管理を進めるほか、新たなごみ処理施設の整備に向けた検討を進めます。	【環境経済部】 環境政策課 西貝塚環境センター
(2)災害廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理体制の整備に向け、平常時から建設業者や民間廃棄物業者との協力・連携体制の向上を図ります。	【環境経済部】 西貝塚環境センター
(3)廃棄物処理に向けた市民への広報・啓発の実施	市民の環境意識の向上等が災害廃棄物の迅速な処理につながるため、平常時から市民に対し、ごみの正しい分別や分別マナーの徹底、リサイクルの促進に向けた広報・啓発活動を実施し、市民の理解と協力を得るよう努めます。	【環境経済部】 環境政策課 西貝塚環境センター

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (家庭部門)	【2018年度】673g	【2025年度】627g

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも

迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態; 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、

復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

東日本大震災の被災県での復興計画の策定は岩手県では平成 23 年 8 月、宮城県で同年 10 月でした。時間の制約がある中、急いで作られた復興計画は過大であったとの指摘もあり、復興事業の長期化が人口の流出や空き区画の発生等を招いたとも言われています。また、復旧・復興に係る業務の著しい増加や人手不足、復興まちづくりに向けた住民合意形成に時間を要する等、業務手順の遅れが復興の遅れにつながる課題が挙げられています。

以上のように、「復興の遅れ」による地域の衰退、人口流出問題等を防ぐため、被災前からの復興に向け、「事前復興」の取組みが重要となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)事前復興準備の推進

平常時から復興に向けた準備を行い、大震災等により被災しても迅速かつ着実に復興を進めることができるよう、「事前復興計画」の策定に向け準備を進めているところです。しかしながら、事前復興計画の策定に向けては、情報収集・整理における内外関係機関との協力体制の構築や、市民による協議会等の設立、地域との合意形成などが必要であるなど課題が多いため、これら課題を踏まえた検討をする必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)事前復興準備の推進	災害時に迅速な復旧支援が実施できるよう、関連機関との協力体制の向上や市民・地域を含めた、事前復興計画の検討に努めます。	【都市整備部】 都市計画課 道路課

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態; 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、
復興事業に着手できない事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

東日本大震災において、地籍調査の実施率が低かった自治体では、被災後の復旧・復興にあたり、土地の境界に関する不明確な地図を使用して立会い等を行わなければならない、膨大かつ困難な作業が生じることとなり、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となりました。一方、地籍調査の実施率が高く、土地の境界が明確になっていた自治体では、復旧・復興に伴う事業費と事業期間の大幅な縮減効果があったため、地籍調査を実施しておくことが迅速なまちの復興に向けて、非常に重要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)地籍調査等の実施

本市の地籍調査の実施状況は、市域の 30%で実施済みとなっていますが、全国平均(52%)や埼玉県内(32%)の進捗率と比較すると、低くとどまっているのが現状です。その他、公共基準点の管理や、道路境界の確認作業等を実施しているところですが、土地境界を事前に明確にしておくことが、迅速な復旧・復興につながるため、更なる地籍調査の実施等が必要となっています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)地籍調査等の実施	迅速な復旧・復興に向け、土地境界情報を事前に明確化するため、地籍調査等の実施を推進します。	【環境経済部】 農政課 【都市整備部】 都市計画課 道路課

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態; 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆社会情勢を踏まえた課題

災害により農地・農業用施設の被災や土地利用の混乱、経済活動の停滞により、営農の継続が困難となる農家が多数発生し、耕作放棄地が増え、農地の荒廃が進展する可能性が、県地域計画の発生する事態の具体的状況例として挙げられています。

本市においても市域の 16.9%は農地となっており、災害により被害を受けることで、耕作放棄等となり荒廃地が増加する懸念があると考えられます。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)荒廃農地の低減対策

災害により被害を受けた農地が荒廃地になることを防ぐため、農地・農業用施設等に被害が生じた場合、農地・農業用施設の原型復旧を行うこととしているほか、リスクシナリオ6-2に示した被災した際の農業者への融資等の周知を実施することとしています。

また、いざ被害が発生したとしても、リスクシナリオ 6-1 に示した、平常時からの農業基盤体制の整備を実施しておくことで、農業を継続する力を備えることにつながります。

以上のように、引き続き、災害によって発生する荒廃農地の低減に向け、平常時からの農業基盤体制の整備や被災時の迅速な復旧・復興に向け体制整備等を実施する必要があります。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)荒廃農地の低減対策	荒廃農地の低減対策に向けて、平常時からの農業基盤体制の整備に向けた取組みを推進するほか、農業施設に被害が発生したとしても、迅速な復旧・復興が実施できるよう、事前に体制の整備を推進します。	【環境経済部】 農政課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
荒廃農地の面積	【2020年度】14%	【2025年度】減少

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態; 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

本市を流下する荒川では、過去、昭和 22 年カスリーン台風の影響により、熊谷市等、各所で堤防が決壊し、戦後最大の被害が発生しました。このような洪水被害を契機とし、荒川では堤防整備等のハード対策が進められてきましたが、全体の堤防整備率は約 64%（令和 2 年 3 月時点）に留まっており、治水安全度を十分、確保できていない状況です。

また、近年、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化が進行しています。令和元年東日本台風では、荒川水系越辺川、都幾川において、堤防決壊により大規模な氾濫が発生し、全国から 167 台の排水ポンプ車が集結され、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）により 5 日にわたる緊急排水が実施されました。

荒川が流下する本市でも、大規模水害（想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害）が発生する可能性があります。平常時からの諸対策はもちろん、排水等の氾濫発生後における対策についても検討しておくことが求められます。

◆被害想定に基づく課題

荒川洪水浸水想定区域図によれば、荒川において大規模氾濫が発生した場合には、市町村や都県をも跨ぐ広域かつ長期的な浸水が生じ、本市でも荒川や江川周辺をはじめとして浸水が広がり、特に江川沿川で浸水が 1 週間以上の長期にわたることが想定されています。

広域かつ長期的な浸水対策について、本市だけでなく、荒川流域の関係機関と平常時から検討し、体制を整備しておくことが求められます。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)大規模水害に向けた対策検討

荒川の大規模水害対策に向けては、本市だけでなく、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水が必要です。

本市は、荒川水系の関係機関で構成される大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成員として参加し、荒川水系の大規模水害に対し「社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れゼロ」を目指し、河道掘削や氾濫流の広域拡散を考慮したタイムライン作成等、様々なハード対策・ソフト対策について関係機関と共に検討に取り組んでいます。

今後も荒川流域の関係機関と共に、これらの大規模水害対策の検討（荒川築堤・調節池の整備）、取組みを計画的に進めることが必要です。

(2)排水体制の整備

複数の市町村を跨ぐような大規模な氾濫となった場合、一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするため、市域に広がった水を排水機場や排水ポンプ車等により川に排水する必要が生じます。

本市には排水機場が6か所ありますが、大規模水害への耐水化対策が十分発揮できないケースも想定されるだけでなく、早期の浸水解消に向けては、国土交通省等が保有する排水ポンプ車による排水の応援が必要となる可能性があります。

今後は、排水機場の大規模水害への耐水化対策に努めるほか、大規模水害時における国土交通省への排水ポンプ車の要請等も想定し、毎年実施している国土交通省荒川上流河川事務所等と連携した排水実働訓練の継続とともに、排水ポンプ車要請に係る対応についても訓練にて検証し、実効性を高めておくことが求められます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)大規模水害に向けた対策検討	荒川水系の大規模水害へ備えるべく、荒川流域の関係機関と共に、荒川水系流域治水プロジェクトのロードマップに基づき、大規模水害対策の検討、取組みを計画的に進めます。	【総務部】 危機管理防災課 【都市整備部】 河川課
(2)排水体制の整備	大規模水害時における早期排水に向け、本市が管理する排水機場の耐水化を進めるほか、宮下樋管の排水機場整備について県への要請に努めます。 このほか、国に対しては、排水ポンプ車のさらなる設置を要請するとともに、速やかに排水ポンプ車を要請し、迅速な水防活動が可能となるよう、国土交通省荒川上流河川事務所等と連携した排水実働訓練への参加を継続します。	【総務部】 危機管理防災課 【都市整備部】 河川課

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態; 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆社会情勢を踏まえた課題

国内の建設業就業者は、ピーク時の平成9年の685万人から平成29年には498万人に減少し、また、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行しています。

そのため、災害の復興・復旧等による建設需要に対し、建設業の担い手の不足により入札不調となり復旧工事に遅れが発生する懸念が生じており、平常時から労働力の確保に向けた対策が必要となっています。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)建設業従事者等の復旧・復興を担う人材の確保・育成

災害時に復旧・復興対応における人材の確保に向けて、上尾市被災建築物応急危険度判定士や上尾市建設業協会等と協定を締結し、応急対策における要員確保をすることとしていますが、災害時に協定が有効に働くよう、連携体制の整備等が必要になっています。

その他、平常時から市内の人材を確保するため、働きやすい労働環境の整備や、就労支援等を継続する必要があります。

(2)保育体制の整備

災害時においても、早期に保育体制を再開することは、復旧・復興における人材の確保につながると考えられます。

本市においても、災害時において、早期に保育を再開できるよう、応急保育の実施をすることとしており、その他平常時から、保育施設の整備や放課後児童クラブの整備等を実施しています。引き続き、災害時の応急保育体制の整備のほか、保育ニーズに対応するための保育施設等の整備や保育士の確保など、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境の充実が求められます。

(3)ボランティア受入れ体制の整備

災害発生時における被災者の生活支援は、迅速性・即応性・柔軟性・個別性が必要とされ、ボランティア活動に負うところが極めて大きいです。このため、災害発生時にもボランティアが活動しやすい環境を整備し、機能的なボランティア活動が展開できるよう「ボランティア活動支援マニュアル」を策定しています。災害ボランティアセンターを設置・運営する上尾市社会福祉協議会においても、「災害ボランティアセンターマニュアル」を整備しているほか、災害ボランティアセンター立上げ訓練や、災害ボランティアセンター運営スタッフ養成研修を実施する等、事前に必要な体制の整備を実施できている状況といえます。

引き続き、訓練の実施等により上尾市社会福祉協議会との連携体制、受入れ体制等の、更なるボランティア体制の向上が必要となっています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)建設業従事者等の復旧・復興を担う人材の確保・育成	復旧・復興を担う人材の確保に向けて、上尾市被災建築物応急危険度判定士や上尾市建設業協会等との連携体制の向上を図ります。また、市内の労働環境の整備や建設業の育成等、平常時から市内の人材の確保を推進します。	【都市整備部】 道路課 建築安全課
(2)保育体制の整備	保育体制の整備に向けて、災害時に早期に保育を再開できるよう事前に応急保育体制の整備に努める他、平常時から保育環境の充実を図ります。	【子ども未来部】 保育課 青少年課
(3)ボランティア受入れ体制の整備	ボランティア受入れ体制の整備に向け、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との共同での訓練の実施等、更なる連携体制の向上に努めます。	【健康福祉部】 福祉総務課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
保育所の待機児童人数	【2021年度】14人	【2025年度】0人
災害ボランティア育成人数	【2021年度】97人	【2025年度】200人

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態; 8-7 被害認定調査、り災証明交付、仮設住宅の供給等の

業務の遅延による生活再建が遅れる事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

り災証明書は被災者再建支援等、市民が各種支援策を実施するにあたり必要になるため、り災証明書の迅速・的確な交付は、住民の生活の安定、市の速やかな復旧・復興に寄与します。しかしながら、平成 28 年（2016 年）熊本地震や大阪府北部地震においても、り災証明書の交付の遅れや、調査体制や交付体制の構築等、発災直後から課題が生じるように、事前に被害認定調査、り災証明交付、仮設住宅の供給等に関して十分に準備しておくことが重要となります。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)被害認定調査・り災証明交付体制の整備

被害認定調査の実施や、り災証明書交付に対して、迅速な対応を実施するため、本市では被害認定調査及びり災証明書交付に関するマニュアルを作成しており、被害認定調査の実施方法や、調査体制の考え方、り災証明交付における受付・窓口実施時の留意事項等を整理しています。また、内閣府が作成している被害認定基準運用指針、実施体制の手引きの改定等を踏まえ、マニュアルの更新等を行いました。

また、県では、市町村への支援として、住家被害の調査に係る研修機会の拡充等を計画しています。

本市では引き続き、調査員となる職員の必要な知識・手順の習得、職員体制の構築等に係る研修・訓練等の実施を通じて実施体制を向上する必要があります。

(2)仮設住宅の建設・供与体制の整備

本市では応急仮設住宅をはじめとする災害時の住宅対策について、「埼玉県応急仮設住宅(建設型)供給マニュアル」・「災害時における応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の提供に関するマニュアル」に基づき、災害発生時に市の業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、基本的な方針と想定される必要事務を定めた、「応急住宅対策マニュアル」を作成しています。また、同マニュアル内にて、応急仮設住宅建設予定地を整理しています。

本市で発生しうる最も大きな地震における、建物被害は全半壊を合わせ約 10,000 棟の被害が発生するとされていますが、近年の災害における全半壊戸数に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績から推定すると、市では約 3,000 戸の仮設住宅需要が発生すると考えられ、需要を満たすためには更なる対策の推進が必要な状況です。

このため、引き続き、建設候補地の確保や、建設に向けた協定業者や県との連携体制の向上が必要です。さらに、民間賃貸住宅の空室を活用した借上型仮設住宅の活用に向け、県や不動産流通団体等との連携体制の構築が必要となっています。

(3)生活再建支援体制の整備

被災者の生活再建支援体制の整備に向けて、平成 25 年に越谷市等で発生した竜巻被害での対応を基に作成した被災者支援メニューの具体例を地域防災計画に整理しています。また、令和元年東日本台風においても、各種相談窓口を設置し、市ホームページにて広報を実施しています。

引き続き、災害時に迅速な生活再建支援を提供できる体制の整備に加え、大規模災害時には他自治体が過去に作成した支援メニュー冊子等も参考に支援メニューの詳細等がまとめられた広報資料の作成・発行が迅速に行えるよう、事前に準備に向けた検討等が必要となっています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)被害認定調査・り災証明交付体制の整備	被害認定調査・り災証明交付の実施体制の向上に向けて研修や訓練等を行うほか、その結果をマニュアルに反映する等、必要に応じて今後もマニュアルの見直しを図ります。	【行政経営部】 資産税課
(2)仮設住宅の建設・供与体制の整備	応急仮設住宅の迅速な供与に向けて、更なる建設候補地の確保や建設に向けた県や協定業者との連携体制の向上に努めます。 また、借上型仮設住宅の活用に向け、県や不動産流通団体等との連携体制の整備に努めます。	【総務部】 危機管理防災課 【行政経営部】 施設課
(3)生活再建支援体制の整備	災害時に迅速な生活再建支援を提供できる体制の整備に加え、大規模災害時に他自治体が作成した、支援メニューの広報資料等を参考に、本市においても同様の資料を作成できるよう、事前に準備に向けた検討等を推進します。	【総務部】 危機管理防災課 【健康福祉部】 福祉総務課

事前に備えるべき目標 8 ; 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態; 8-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、

地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・喪失

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆社会情勢を踏まえた課題

文化財には埋蔵文化財、有形文化財、民俗文化財、記念物等があり、形態は多岐にわたります。そのいずれもが、上尾の歴史・文化を現代へと伝える貴重な財産であり、次世代へ継承していくことは市の役割と言えます。そのため、災害による文化財等への被害を抑える取組みが求められます。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)文化財・環境的資産の保全・復旧体制の整備

本市では、市内に存する文化財のうち、多数の考古資料や歴史資料、有形民俗文化財等を市内施設で保存・管理しています。

しかしながら、本市の保管施設は市内に点在しているため、発災時には状況把握が遅れることが予想されること、また、外壁のひび割れ等が発生している等耐用年数の期限が近い施設があることが課題となっています。

(2)文化財への理解に係る意識醸成

本市初の国指定文化財となった「上尾の摘田・畑作用具」については、市民への公開や啓発を行うことで、文化財への理解を深め、その普及につながっています。その他、本市の文化遺産を紹介する Web サイト「あげお文化遺産ガイド」では、無形文化遺産の説明や紹介映像を掲載する等、文化財の普及・啓発事業を実施しています。

しかしながら、文化遺産の常設展示や適切な保存・管理を行うための施設・設備に課題があるほか生活様式の変化や少子高齢化などにより、地域における文化財の伝承基盤は変容し、無形民俗文化財の中には担い手不足により継承が困難となっているものもあります。今後、文化財の適切な管理とともに、継承につながる活動の支援が必要となっています。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)文化財・環境的資産の保全・復旧体制の整備	市内にある文化財を対象に、指定や登録を行うとともに、適正な保存管理を推進します。	【教育総務部】 生涯学習課
(2)文化財への理解に係る意識醸成	文化財の展示や公開、市ホームページや市公式 SNS 等を通じ、文化財の魅力を発信することにより、市民が上尾の歴史・文化の価値を認識し、郷土への関心を高め、文化財保護への理解を深められるよう、意識の醸成に努めます。また、文化財の展示方法や情報発信のあり方、活用方針の検討を進めます。	【教育総務部】 生涯学習課

事前に備えるべき目標9 ; 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする

起きてはならない最悪の事態； 9-1 災害リスクや避難行動に関する

重点

知識・認識不足により、適切な避難行動ができず多くの被害が発生する事態

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

我が国は、東日本大震災や、令和元年東日本台風等、「想定外」と言われた災害を経験しました。想定外の災害に対して、これまでの施設等ハード対策だけで災害を防ぐことに限界があることから、避難等のソフト対策の重要性が高まっています。適切な避難を選択するためには、身の周りにどのような危険があるか、災害リスクを知ることが必要です。

また、阪神・淡路大震災では、同時多発火災への対処や人命救助などの防災対応が集中し、行政機能が麻痺しました。消防・警察・自衛隊などの公助によって助けられた方は2割に留まった一方で、家族や近隣住民など、自助・共助によって救出された方が8割に上り、行政の行う公助に限界があること、命を守るためには自助・共助のソフトパワーが重要であることが教訓となっています。

◆気象・防災情報の動向を踏まえた課題

近年の気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化に伴い、浸水想定区域等の前提条件となる降雨の対象規模の拡大や、避難情報・警戒レベルの見直しが行われています。適時・適切な避難行動に向けて、これらについて十分な理解が必要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)災害リスク・自助・共助に関する啓発

適切な避難行動に向け、災害リスクや自助・共助の重要性を市民等が認識する必要があります。

本市では、地震・洪水・内水ハザードマップや市ホームページ、広報誌、公民館での防災講座や防災体験コーナー等、様々な手段により、災害リスクや自助・共助の重要性、水害時の取るべき行動等を周知・啓発しています。

また、国土交通省や埼玉県等外部機関が公表する洪水浸水想定区域等について、ハザードマップとして公表・提供できるよう工夫しているほか、近年の避難情報や警戒レベルに係る見直しについても、市ホームページ等を通じて遅滞のないよう周知に努めています。しかし、更新の続いた避難情報や警戒レベルはもちろん、複雑な計算条件の下、作成されたハザードマップを正しく理解し、適切な避難行動に結び付けることは難しいことも事実です。

今後は、引き続き災害リスクや自助・共助の重要性について市民等に向け周知・啓発を行うことに合わせ、市民自身による適時・適切な避難行動が可能となるよう、市民等とリスクコミュニケーションの充実を図ることが求められます。

(2)学校における防災教育

自ら進んで安全な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成するための、学校における防災教育の重要性が着目されています。

本市は、上尾市防災士協議会と連携し、中学校での洪水の危険性等を学ぶ防災集会や、小学校でのハザードマップやマイ・タイムラインの学習会、防災倉庫の見学会を行う等、学校での防災教育の取組みを進めています。今後も、これら学校における防災教育を推進していくことが求められます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)災害リスク・自助・共助に関する啓発	災害リスクや自助・共助の重要性について、ハザードマップや市ホームページ等、様々な手段を通じて引き続き周知・啓発を継続します。合わせて、改定された避難情報や警戒レベル、ハザードマップ等について十分な理解が得られ、適時・適切な避難行動に結び付くよう、市民等に説明する機会を設けるなど、十分なリスクコミュニケーションを図る方法を検討します。	【総務部】 危機管理防災課 【市長政策室】 広報広聴課 【教育総務部】 生涯学習課
(2)学校における防災教育	児童の安全に関する資質・能力の育成に向け、適時・適切な避難行動が可能となるよう、学校における防災教育を推進します。	【総務部】 危機管理防災課 【学校教育部】 学校保健課

事前に備えるべき目標9 ; 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする

起きてはならない最悪の事態; 9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、

被害(逃げ遅れ、延焼等)が拡大する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

リスクシナリオ 9-1 にて前述のとおり、阪神・淡路大震災では、麻痺した行政に代わり、地域の共助によって多くの方が救出されたことから、災害時における共助の助け合いが重要と考えられています。

また、東日本大震災では、日頃から地域との付き合いがなかった人は、避難方法や避難先を知らず、うまく避難できなかったケースがあったと言われています。

◆社会情勢を踏まえた課題

近年、都市化に伴い、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。たとえ共助の必要性を認識していても、顔の見えない間柄では、発災時に急に声を掛け合い助け合うことは、難しいと言えるでしょう。

災害時に共助による助け合いが可能となるよう、平常時から地域コミュニティを醸成しておくことが重要です。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)地域コミュニティの醸成

災害時における共助の実効性を確保するためには、平常時から地域コミュニティを醸成しておくことが求められます。

本市は、市民同士のつながりを重視しており、自治会等による集会や行事等の地域コミュニティ活動への補助や、民生委員・児童委員による地域支援活動への補助を行っています。他にも、子育て中の親子の交流活動や、60歳以上の交流を目的とした「いきいきクラブ」の活動、高齢者の社会参加を担うシルバー人材センターの運営等、様々な交流活動等に対し、補助や場の提供等を行っています。地域コミュニティの希薄化を防ぐため、今後もこれら地域コミュニティ醸成に向けた活動支援が必要です。

(2)地域の防災組織の育成・支援

災害時には、自主防災組織等、共助による地域防災を先導する組織の活動が重要です。地域防災力を向上させるべく、自主防災組織等、地域の防災組織の育成、支援が求められます。

本市では、全ての自治会等で自主防災会が組織されており（計 117 団体）、その育成・支援として、自主防災組織の行う訓練や応急対策活動に必要な資機材購入等への補助を行っています。このほか、地域の防災リーダーの育成に向け、防災士の資格取得への補助や、防災士協議会等の活動に係る補助を行っています。一方、市民の自主防災組織への参加意向は低く（令和 2 年度の市民アンケート調査では、参加意向に対し「いいえ」、「わからない」の計が 80.9%）、また地域防災組織を担う人材の高齢化も進んでおり、今後は特に次世代の地域防災を担う人材の確保が求められます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)地域コミュニティの醸成	地域コミュニティ醸成に向け、今後も、自治会等をはじめとした、様々な地域コミュニティ活動への補助や場の提供等に努めます。	【市民生活部】 市民協働推進課 【健康福祉部】 福祉総務課 高齢介護課 障害福祉課 【子ども未来部】 子ども支援課 子育て支援センター 【環境経済部】 農政課 【都市整備部】 都市計画課
(2)地域の防災組織の育成・支援	地域防災力の向上に向け、自主防災組織の行う訓練や必要資機材購入への補助等、引き続き、地域防災組織の活動等への補助を実施します。また、地域防災を担う次世代の人材確保に向け、市ホームページ等による自主防災会等の必要性や加入に係る啓発を継続するとともに、市民等への防災教育の機会を通じた啓発等、人材確保対策のあり方について検討に努めます。	【総務部】 危機管理防災課

4 重要業績指標

重要業績指標	現状値	目標値
地域活動やボランティア活動に参加している割合	【2018 年度】 28.8%	【2023 年度】 30%
地域防災訓練の実施率	【2019 年度】 94%	【2025 年度】 100%

事前に備えるべき目標 9 ; 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする

起きてはならない最悪の事態; 9-3 地域活動の担い手不足等により、

避難所等の生活環境が悪化する事態

重点

1 地域特性等に関する脆弱性評価

◆過去の災害を踏まえた課題

東日本大震災では、45 万人以上が 2,417 カ所の避難所に避難しましたが、避難所によって運営に大きな差があり、被災者が困惑したこと、女性や子ども等への必要な物資が不足したこと、避難所内で暴力が振るわれたこと、避難所運営等のマニュアルがなく混乱したこと等、避難所運営に係る問題が注目されました。

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であることから、避難所を運営するための体制の確立が必要です。内閣府が公表する「避難所運営ガイドライン」では、避難所運営をバックアップする体制の確立は市町村の役割としつつも、原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められており、災害時の円滑な避難所運営に向け、平常時から被災者主体の避難所運営のあり方を検討しておくことが望まれます。

2 事業や取組みに関する脆弱性評価

(1)住民主体の避難所運営体制の整備

災害時の円滑な避難所運営に向け、住民主体の避難所運営体制の整備が求められます。

本市では、平常時の準備から、自主防災会、避難所担当職員、施設管理者、避難者の方々が一体となって避難所を開設・運営していくまでの手順をまとめた避難所運営マニュアルの作成と、参集した人が初見でも開設・運営が可能となる「避難所開設キット」（行動手順を整理したマニュアルや、避難所開設に必要な各種物品を格納した災害対策ツール）の導入を行っています。

今後、平常時からの自主防災会、避難所担当職員、施設管理者の三者による避難所運営会議の開催、避難所運営マニュアルや避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練、マニュアル・キットの検証・見直し等を行い、円滑な避難所運営に向け体制を整備しておくことが求められます。

(2)多様性に配慮した避難所運営体制の整備

避難所運営にあたっては、生理用品や授乳室が必要な女性や紙おむつが必要な子供等のほか、高齢者や障害者、傷病者、外国人、LGBT などの方々に対する多様なニーズに最大限、配慮することが重要です。

これら多様性に配慮されたより質の良い避難所運営が成されるよう、避難所運営委員会の委員には、可能な限り多様な立場の方の参画が望ましいと言えます。また、平常時からどのような配慮が必要か、避難所運営委員会において認識を共有しておくことが求められます。

本市では、障害者や外国人との交流事業や、様々な人権テーマを取り上げる「あげおヒューマンライツミーティング 21」の開催等を通じて、平常時から性別や人種、個性の違い等による差別や偏見の解消、お互いを支え合う意識向上を図り、多様性社会の構築に努めています。今後、このような多様性社会の構築が避難所運営でも実現されるよう、平常時からの避難所運営委員会への多様な方の参画と、配慮すべき多様なニーズの認識共有化について、取り組むことが望まれます。

3 推進方針

施策プログラム	推進方針	担当課
(1)住民主体の避難所運営体制の整備	災害時に住民主体の円滑な避難所運営が可能となるよう、自主防災会、避難所担当職員、施設管理者と連携し、避難所運営会議の開催、避難所運営マニュアルや避難所開設キットを活用した避難所開設・運営訓練の実施、マニュアル・キットの検証・見直しに努めます。 また、災害時に避難所運営に係る外部支援が円滑に受けられるよう、一般ボランティア、NPO 団体、保健・福祉関係者、警察、医療従事者等の関係組織との連携強化に努めます。	【総務部】 危機管理防災課
(2)多様性に配慮した避難所運営体制の整備	多様性に配慮した交流事業を引き続き実施すると共に、災害時における多様性に配慮された避難所運営の実効性確保に向け、平常時からの避難所運営委員会への多様な方の参画と、配慮すべき多様なニーズの認識共有化について取組みの推進を検討します。	【総務部】 危機管理防災課 【市民生活部】 人権男女共同参画課 【健康福祉部】 障害福祉課 【市民生活部】 市民協働推進課

4.5 重点化

脆弱性評価及び推進方針の検討結果を踏まえ、本市が今後、重点的に推進したい取組みを、重点化として、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）単位で選定しました。

選定にあたっては、各起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）について、人命に直結する事態であることや、推進する取組の主体が特に市であること、また、緊急性の観点から選定しました。

重点化した起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）は全36のうち、19です。

表 4-2 重点的に推進する取組みに係る起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
	2-4 疫病・感染症等が大規模発生する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動(サプライチェーンを含む)の機能を維持する	6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・農業の生産力が低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 大規模延焼火災が発生する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
9 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	9-1 災害リスクや避難行動に関する知識・認識不足により、適切な避難行動ができず多くの被害が発生する事態
	9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、被害(逃げ遅れ、延焼等)が拡大する事態
	9-3 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

4.6 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の回避に寄与する

施策分野の対比

「4.3 施策分野の設定」で設定した、第6次上尾市総合計画の施策大項目と同一の施策分野については、「4.4 脆弱性評価と推進方針」を踏まえ、どの起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の回避に寄与するか、8つの施策分野との関係性を表4-3に整理しました。

この関係性に基づき、第6次上尾市総合計画と本計画との一体的な推進を目指します。

表4-3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と施策分野の関係

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1 明日を担う人が育つまちづくり	2 人生が楽しめるまちづくり	3 支え合う安心なまちづくり	4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	5 安全な暮らしを守るまちづくり	6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり	7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり	8 持続可能な都市経営
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態					●			
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	●	●	●	●	●		●	●
	1-3 異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態					●	●		
	1-4 交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態					●			
	1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態		●			●			
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態					●			
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態		●						
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態		●				●		
	2-4 疫病・感染症等が大規模発生する事態		●				●		
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態						●		
	3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態					●			
	3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態					●			
	3-4 物資の輸送が長期間停止する事態					●			
	3-5 情報通信の輻輳・途絶や、誤った情報が拡散する事態	●					●		●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1 明日を担う人が育つまちづくり	2 人生が楽しめるまちづくり	3 支え合う安心なまちづくり	4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	5 安全な暮らしを守るまちづくり	6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり	7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり	8 持続可能な都市経営
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	●				●			
	4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態					●			●
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態					●			
	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態						●		
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態						●		
	5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態						●		
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動(サプライチェーンを含む)の機能を維持する	6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・農業の生産力が低下する事態							●	
	6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態							●	
7 二次災害を発生させない	7-1 大規模延焼火災が発生する事態						●		●
	7-2 危険物・有害物質等が流出する事態						●		
	7-3 膨大な帰宅困難者が発生する事態					●			

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1 明日を担う人が育つまちづくり	2 人生が楽しめるまちづくり	3 支え合う安心なまちづくり	4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	5 安全な暮らしを守るまちづくり	6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり	7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり	8 持続可能な都市経営
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態						●		
	8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態					●	●		
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態						●		●
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態							●	
	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態						●	●	
	8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	●							
	8-7 被害認定調査、り災証明交付、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態				●		●		●
	8-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・喪失		●						
9 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	9-1 災害リスクや避難行動に関する知識・認識不足により、適切な避難行動ができず多くの被害が発生する事態		●			●			●
	9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、被害(逃げ遅れ、延焼等)が拡大する事態	●	●	●	●	●	●		●
	9-3 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態			●	●				

5. 計画推進の方策

5.1 推進体制の整備

(1) 全庁体制による取り組み

本計画は、防災だけでなく、都市計画や福祉、医療、環境、産業等の多面的な分野から、本市の強靱化に向けた総合的対策をとりまとめた計画です。

計画の推進に向けては、市内各部局と綿密な連絡・調整を図る必要があり、本市は組織横断的に全庁体制で取り組みます。

(2) 地域との協働

本市では、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を将来都市像に掲げ、市民、事業者、行政が一体となって持続可能なまちづくりに取り組むことを目指しています。強靱化に向けても、行政による公助と共に、市民や事業者、ボランティア団体等、地域の自助・共助が重要です。

地域の主体的な参画に向け、自助・共助の仕組みづくりを支援し、地域との協働により本市の強靱化が図られるよう努めます。

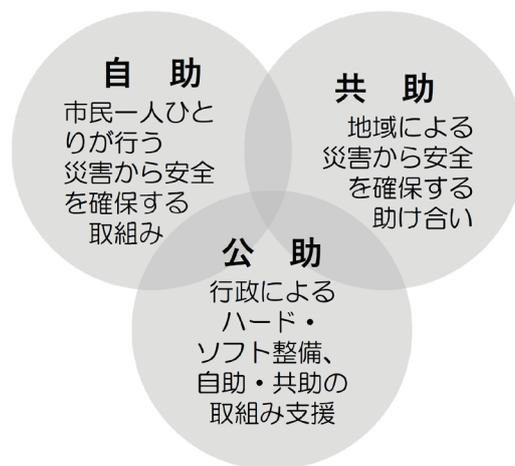


図 5-1 自助・共助・公助の概念

(3) 県との連携

本市の強靱化に向けては、県との連携を必要とする施策も少なくありません。本市の目指す強靱化の方針を県と共有し、効果的な連携や役割分担が可能となるよう、平常時から県との連携体制の強化を図ります。

(4) 国の政策の活用

近年は気候変動による気象災害の頻発化、激甚化等を踏まえ、国は国土強靱化の推進に向け、平成30年度から令和2年度まで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組んできました。これに続き令和3年度からは、令和7年度までを対象に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、重点的・集中的に取り組む強靱化の対策・事業規模を追加して位置づけています。また、令和4年度からは地方公共団体の国土強靱化地域計画に位置づけた施策に対し補助等を行う「要件化」が導入されます。

本市は、これら国の取り組む強靱化の政策を活用し、本計画の推進を図ります。

5.2 計画の進捗管理

計画を確実に推進するためには、計画の進捗を定期的に把握することが重要です。

本計画で位置づけた重要業績指標を活用し、計画の進捗度合いを定量的かつ継続的に把握するとともに、第6次上尾市総合計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の管理を効果的に進めるものとします。

5.3 計画の見直し

今後、本計画は第6次上尾市総合計画と連動し、前期基本計画及び基本構想の計画期間に合わせて一体的な見直しを図ることを基本とします。

見直しにあたっては、PDCA サイクル（計画の策定・修正⇒計画の実施⇒計画進捗等に基づく評価⇒計画の見直し）により本計画のスパイラルアップを図るものとしませんが、本計画の遂行を通じて生じた課題、リスクの変化、新規施策の必要性、社会経済情勢等の変化、上位・関連計画の動向等も踏まえ、本計画の見直しの必要性を判断した場合には、位置づけた計画期間に捕らわれることなく、柔軟に見直しを行うこととします。

なお、本計画を指針とする市内各部局の関連計画については、見直し後の内容が適切に反映されるよう、双方向の連携に配慮し、市政全体が強靱化への寄与を果たし推進されるよう努めます。

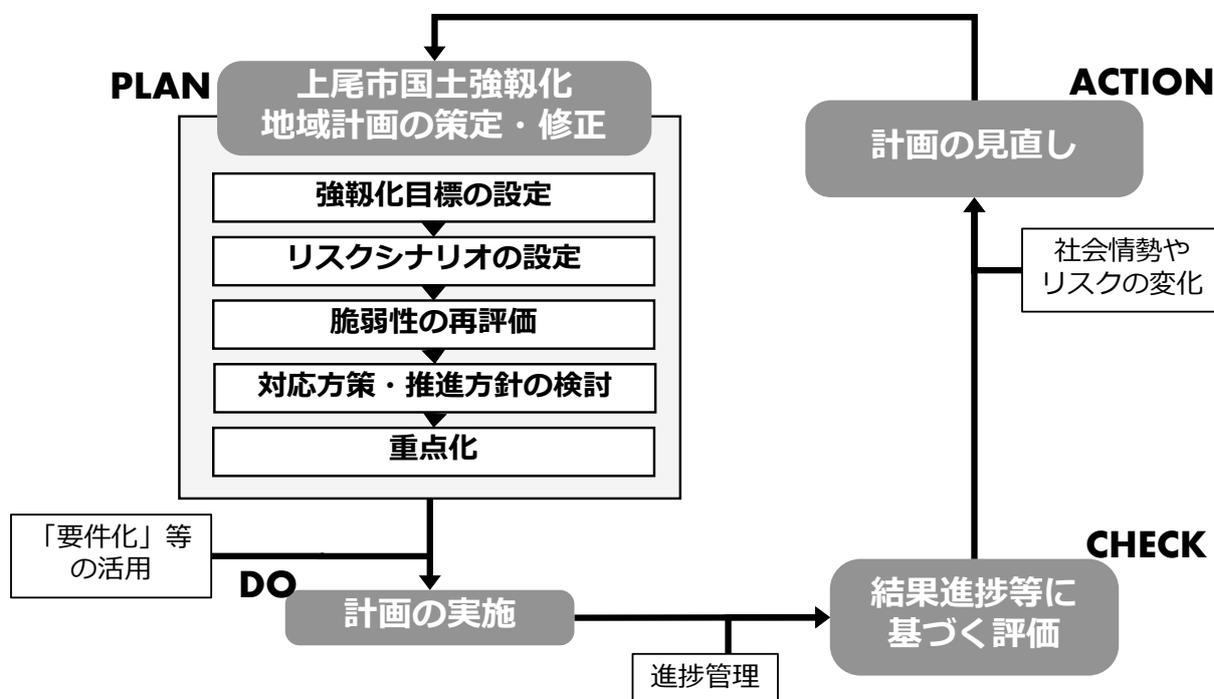


図 5-2 PDCA サイクルによる計画のスパイラルアップ

用語解説

用語	解説	掲載ページ
[あ]		
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)の略で、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	57、58
一級河川	国土保全または国民経済上、特に重要な水系であると政令で指定した中で国土交通大臣が指定する河川。	35、37
インフラ	インフラストラクチャーの略。都市の基盤となる公共施設のうち、人々の暮らしや生活を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。	25、57、58、83、100、103
AED	Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器)の略。突然の心停止のうち、心室細動など重症不整脈に対し、心臓に電気ショックを与える医療機器。	43、44
液状化	地下水を含む地盤が強い揺れで泥水のようになる現象。液状化が起きると、地面には水や砂まじりの泥水が噴き出したりする。このような地面の変化が原因で建物の基礎に悪影響が生じて建物が傾いたり、道路が陥没したりして通行が困難になる被害が想定される。	68
SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、Twitter、LINE などがある。	41、57、60、93
NPO	Non-Profit Organization (非営利団体)の略。ボランティア活動や公益的な事業を実施する法人で、収益を構成員に分配せず活動する民間の組織。	99
MCA 無線機	MCA 無線は、周波数の効率的な利用を目的として開発された一般業務用の陸上移動無線システムで、ひとつの周波数帯を多くの利用者が順番に使用する画期的な方式を採用したもの。この MCA 無線を用いた機器のこと。	61、63
オープンスペース	都市や敷地内にある空地・空間のこと。公園・緑地など建造物が建っていない空間や、マンションやビルの敷地内にある植栽や歩道が整備された空間などを指す。	76
[か]		
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。	71
環境モニタリング	廃棄物処理現場(建物の解体現場や仮置場等)における労働災害の防止、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止することを目的とした、見回りや目視による確認行為。	81
業務継続計画	災害時に行政である市役所自らも被災し、人、物及び情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。	40、41、62、63、71
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。	50、51、52
計画規模降雨	20年から100年に1回程度の発生を想定した降雨。	36
[さ]		
災害用マンホールトイレ	震災による断水で水洗トイレが使用できない場合に備えて、避難場所等に公共下水道と直結した排水管とマンホールを設置し、被災時には、そのマンホールの上に仮設トイレを組立・設置し、公共下水道に汚物を直接流して使用するもの。	46、47

用語	解説	掲載ページ
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。化石燃料と異なり、エネルギーの利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない。	66、67
サプライチェーン	原材料の調達から生産・販売を経て最終消費に至る、製品・サービス提供のための一連の流れ。自社だけでなく取引先等の幅広い関係を含む。	22、25、72、74、100、102
3か年緊急対策	正式名称は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」。人命を守る「I. 防災のための重要インフラ等の機能維持」、電力、上水道など「II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の2つの観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として、緊急対策 160 項目を、3年間（平成 30 年度～令和 2 年度）で集中的に実施するもの。	104
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	11
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域であり、開発行為は原則として抑制される区域。	11、34
事業継続力強化計画	中小企業が策定する、防災・減災の事前対策に関する計画。経済産業大臣による認定を受けることにより、税制措置や金融支援、補助金の加算などの支援策が受けられる。	73、80
自主防犯ボランティア	防犯活動を行うために地域住民や有志のボランティアが集まった団体のことをいう。	59、60
準用河川	市町村長が指定し河川法の規定が準用される河川。	35、37
消防水利	消火栓や防火水槽、井戸等の消防に必要な水利。	28、29、30
消防力の整備指針	市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの。	29、42
スクリーニング調査	調査対象地域を設定し、盛土造成地の位置と規模を把握し、第二次スクリーニング計画を作成する第一次スクリーニングと、作成した計画に基づき、盛土造成地の現地調査を行い、地形や土質等を把握した上で、安定計算を行う第二次スクリーニングがある。第二次スクリーニングの結果を基に、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きいと判断された大規模盛土造成地について、防災区域の指定等を行う。	32、33、34
スパイラルアップ	PDCA サイクルをひと回りすると、次回は一段上のレベルに到達する。これを繰り返し向上すること。	105
想定最大規模降雨	1000 年に 1 回程度の発生を想定した降雨。	16、36
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報媒体で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだもの。	57
[た]		
大規模盛土造成地	盛土造成地のうち以下のいずれかの要件を満たすもの。 (1) 盛土の面積が 3,000 平方メートル以上「谷埋め型大規模盛土造成地」 (2) 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上「腹付け型大規模盛土造成地」	32、33、34
タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画とも言う。	86、95

用語	解説	掲載ページ
第6次上尾市総合計画	基本構想、基本計画(基本構想で掲げる将来都市像を実現するため、各分野における施策の目標や課題、施策の方向性などを示すもの)、実施計画(基本計画に掲げた施策を推進するための具体的な事業を示すもの)により構成される。	2、3、6、9、22、26、101、105
地区計画	「地区」を一体的な街づくりの区域として設定し、住民の意向に配慮して街づくりの方針や道路・公園等の施設のほか、建築物等に関して必要な事項を定めたもので、地区レベルの街づくりを進めるためのもの。	75、76
長寿命化	修繕や改修により、施設の使用期間の延伸を図る取組、又はそれによって得られる効果を指す。	12、81、82
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づきルートや幅員が決められている道路のこと。	50、51
都市下水道	主として市街地における下水(主に雨水)を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く)で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	35、37
土砂災害危険箇所	土砂災害が発生するおそれのある箇所のことを指し、市内には8箇所ある。発生する自然現象により、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所に分けられる。	18
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域がある。土砂災害警戒区域は急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	18
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。一般公共事業のような用地買収方式ではなく、換地手法をとる。	75
[な]		
内水氾濫	川から堤防で守られた内側の土地(人が住んでいる場所)にある水を「内水(ないすい)」と呼ぶ。大雨が降ると、側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなることがある。また、支川が本川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の川の水が小河川に逆流することもある。このように、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうこと。	36、37
燃料電池	水素と酸素との電気化学反応によって直接、電気エネルギーに変換する装置。	66
[は]		
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	14、17、32、34、36、37、57、94、95
PDCA	Plan-計画する、Do-実施する、Check-評価する、Action-改善するという4つの手法を用いるマネジメント手法のこと。	105
普通河川	一級河川、二級河川(一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもののうち、都道府県知事が指定する河川)、準用河川のいずれでもない河川(法定外河川)のことで、河川法の適用・準用を受けていない河川。	35

用語	解説	掲載ページ
福祉避難所	高齢の方や障害のある方など指定避難所での生活が難しい方のために、開設する避難所。平常時は、老人福祉施設や障害者支援施設といった福祉施設として運営されており、一般の避難所に比べ施設設備等において特別な配慮がなされている。	61
防災会議	市の地域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する会議。	38
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。	95、97
防災行政無線	市が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局。	40、41、57、61
[ま]		
民俗文化財	文化財保護法で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と規定されている文化財。有形と無形がある。	12、92
メディカルコントロール協議会	近隣自治体や医師会等で構成され、救急搬送・救急医療体制に係る調整等の協議・調整を行う協議会。	42
[ら]		
ライフサイクルコスト	建物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用のこと。建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費などの維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。	71
ラストマイル輸送	地域内輸送拠点から避難所までの支援物資の供給プロセスをラストマイルという(ただし、広域物資輸送拠点から避難所へ直接輸送する場合も含むものとする)。このラストマイルに係る輸送のこと。	56

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態					
1-1 (1) 消防水利の維持管理					
	消防水利整備事業	消防本部	警防課	現有する消防水利の維持管理を行うとともに、大地震発生時のライフライン寸断により消火栓が使用不能となった場合に活用可能な耐震性貯水槽の設置数を増やす。	地震等による災害に対応するため、水道事業等に併せて消火栓を整備する。また、経年劣化した消火栓の補修を行うなど、消防水利施設の維持管理を図る。
1-1 (2) 消防庁舎・消防車両の維持管理等					
	消防施設管理事業	消防本部	消防総務課	火災等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防庁舎の整備、充実を図る。	消防施設を維持管理していくために必要な施設修繕費や工事を行う事業。
	消防車両整備事業	消防本部	警防課	消防庁が定める「消防力の整備指針」に基づき、消防車両、救急車両等の整備を補助金等も活用し計画的に推進することで消防力の強化を図る。	消防車両（ポンプ車、水槽付消防ポンプ車、はしご車、救助工作車、救急車、消防団車両等）の更新及び維持管理を行うものである。
	消防車両管理事業	東消防署	管理課	消防車両の維持管理を計画的に実施し消防力の強化を目的とする。	消防車両のタイヤ、バッテリー等の消耗品を購入し維持管理を行うもの。
1-1 (3) 消防職員の消防力の維持向上					
	消防総務課一般事務費	消防本部	消防総務課	国、県及び全国消防長会等で主催する会議、研修への出席を通じ、消防情勢や課題への取組などを共有することと、各種ワクチン接種を実施し消防業務の円滑な推進を図る。	消防業務を円滑に運営するために必要な事業。強靱化に寄与する事業内容：国、県及び全国消防長会等主催の会議及び研修への出席及び関係機関との連携、各種ワクチン接種の実施。
1-1 (4) 地域の消防体制の強化					
	消防団運営事業	消防本部	消防総務課	地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の確保等、消防団活動の更なる充実強化を図る。	上尾市消防団の活動に必要な事業。
	自警消防団運営事業	消防本部	警防課	大規模災害時に各地域の自主防災組織とともに災害対応を実施する、市内の上尾市自警消防団32個分団及び運営団体である上尾市自警消防団運営連絡協議会に補助を実施する。	上尾市自警消防団運営費等補助金交付要綱に基づき、各地区自警消防団及び上尾市自警消防団運営連絡協議会に対して補助を行うもの。
	自警消防団施設等整備事業	消防本部	警防課	大規模災害時に地区の自主防災組織とともに活動する上尾市自警消防団の使用施設及び機械器具の整備を充実するため補助を行うもの。	自警消防団の運営及び施設、機械器具の整備充実を図るため、上尾市自警消防団運営費等補助金交付要綱に基づき、補助を行うもの。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
1-1 (5) 火災予防の指導					
	火災予防審査・指導事業	消防本部	予防課	防火対象物及び危険物施設に、消防法令を遵守して消防用設備等の設置及び維持並びに防火管理上の不備等について指導することで、火災予防を推進する。	消防同意及び危険物施設許可申請等の審査、防火対象物及び危険物施設の立入検査を行う。また、職員が法令改正の説明会や各種研修会へ参加し、予防技術の向上を図るための事業。
1-1 (6) 防火意識の啓発					
	消防音楽隊運営事業	消防本部	消防総務課	演奏活動を通じて市民との融和を図り、火災予防思想の普及啓発や救急車の適正利用など、消防業務に関する理解を深めるための広報を目的とする。	上尾市消防音楽隊を運営するための事業。
	火災予防啓発事業	消防本部	予防課	子供達の防火意識、事業所の防火管理意識及び住宅用火災警報器の設置率等の向上を目的にイベントや広報活動を行い、市民の防火意識の高揚を図る。	春・秋に実施している火災予防運動、歳末火災特別警戒、住宅用火災警報器の設置促進キャンペーン及び小学生を対象とした体験学習（一日消防士）等を行い、市民の防火思想の普及、啓発を図るための事業。
	火災原因調査事業	消防本部	予防課	火災の情報を収集し、原因を調査することで類似火災の防止に繋げる。	火災の原因をはじめ、火災及び消火のために受けた損害の調査を行う。これらの火災の原因を究明し、予防行政へ反映させるもの。
1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態					
1-2 (1) 住宅の耐震化					
	勤労者住宅資金貸付事業	環境経済部	商工課	上尾市内に居住し、または居住しようとする勤労者に対し、勤労者住宅資金の貸付けを行うことにより、その持家取得を容易にし、もって勤労者の福祉の向上に資することを目的とする。	上尾市内に居住し、または居住しようとする勤労者に対して、住宅の新築・増改築・修繕などの住環境の整備に必要な資金を貸付けする。
	<住宅・建築物安全ストック形成事業> 既存建築物耐震化促進事業	都市整備部	建築安全課	災害に強いまちづくりを進め、市民等の生命と財産を守るため、地震により想定される被害の低減を目指す。	上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、新耐震基準（昭和56年5月）以前の耐震診断・耐震改修に補助を行う等、民間建築物の耐震化の促進に係る事業を行う。
1-2 (2) 多数の者が利用する民間建築物の耐震化					
	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	健康福祉部	高齢介護課	高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保する。	耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する。
1-2 (3) 公共施設の耐震化・老朽化対策					
	コミュニティセンター管理運営事業	市民生活部	市民協働推進課	市民相互のふれあい及び連帯感のある地域社会を形成するため、上尾市コミュニティセンターを設置。	コミュニティセンターにおける管理運営委託業務。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	イコス上尾管理運営事業	市民生活部	市民協働推進課	市民の文化的な生活の推進並びに健康の保持及び増進を図るため、イコス上尾を設置。	イコス上尾における管理運営委託業務。
	文化センター管理運営事業	市民生活部	市民協働推進課	市民の教養及び文化の向上に寄与し、並びに福祉の増進を図るため、上尾市文化センターを設置。	文化センターにおける管理運営委託業務。
	公営住宅管理事業	行政経営部	施設課	再開発住宅、コミュニティ住宅の施設維持管理。	上尾市営再開発住宅条例、上尾市コミュニティ住宅条例に基づき、上尾駅東口再開発事業・密集住宅市街地整備促進事業に伴い住宅困窮となった市民が入居する上尾市再開発住宅とコミュニティ住宅の維持管理経費。
	プラザ館管理事業	行政経営部	施設課	プラザ館の維持管理。	プラザ館の清掃、設備の維持管理及び機械警備。
	総合福祉センター管理事業	健康福祉部	福祉総務課	総合福祉センターの施設維持管理を行う。	身体障害者福祉センターふれあいハウス、老人福祉センターことぶき荘、障害福祉サービス事業所かしの木園等の複合施設として建設された総合福祉センターの維持管理を行う。
	市立保育所施設改修事業	子ども未来部	保育課	児童の安全・安心な保育を実施。	公立保育所は、昭和40年代に建設された保育所が多く施設や設備が老朽化している。このため、計画的な改修を図るとともに、緊急の修繕にも対応していく。
	障害者通所施設等管理事業	健康福祉部	障害福祉課	市所有の障害者通所施設等について保守委託や修繕などを行うことにより、施設を適正に管理する。	市所有施設の保守委託・空調保守委託及び必要な修繕に係る費用。
	上尾伊奈斎場つつじ苑管理運営事業	環境経済部	環境政策課	火葬及び葬儀を行う施設である上尾伊奈斎場つつじ苑の管理運営事業。	上尾伊奈斎場つつじ苑の管理運営事業。令和3年度から令和7年度まで指定管理者に管理運営を委託する。基幹的な設備に関わる改修工事や斎場予約システムの導入は市が行っている。
	プラザ22管理事業	環境経済部	商工課	市民の文化的な生活の推進及び福祉の増進を図るため、上尾市プラザ22を上尾市谷津二丁目1番50号に設置する。	上尾市プラザ22の清掃及び警備の委託、マンションとの共用部分の共益費・修繕費積立金などの費用負担、付属備品の劣化交換等の維持管理を行う。
	小学校管理運営事業	教育総務部	教育総務課	小学校の施設等維持管理。	小学校の維持管理に必要な工事や備品の整備等を実施する。
	中学校管理運営事業	教育総務部	教育総務課	中学校の施設等維持管理。	中学校の維持管理に必要な工事や備品の整備等を実施する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	人権教育集会所管理事業	教育総務部	生涯学習課	同和教育を始めとするさまざまな人権教育の推進と充実を図る。	原市・畔吉両人権教育集会所は人権問題の解消に向けて組織的教育活動を推進する目的で設置された社会教育施設である。この原市・畔吉両人権教育集会所の維持管理を行う。
	公民館管理運営事業	教育総務部	生涯学習課	公民館（市内6館）を管理運営するため、建築物の点検や修繕等を行う。	実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を実施する公民館（市内6館）を管理運営する。
	東消防署原市分署庁舎耐震化事業	消防本部	消防総務課	災害活動拠点となる重要な施設を適切に維持管理する。	昭和54年に建設された消防庁舎を「上尾市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事を行うもの。
	学校施設更新計画推進事業	教育総務部	教育総務課	新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備や学校施設の老朽化状況を踏まえた学校施設の効率的・効果的なマネジメントを目指し、「持続可能な教育環境づくり」を推進するため。	学校施設の老朽化が進み、大規模な整備や修繕が必要であるため、上尾市学校施設更新計画基本方針、基本計画、実施計画に基づき、推進する。
1-2 (4) 宅地における防災対策					
	宅地耐震化推進事業	都市整備部	開発指導課	頻発する地震に備え、宅地被害を防止・軽減するための宅地の耐震化が必要である。特に造成年代が古い盛土造成地は地震に脆弱なものが多く考えられており、変状の点検や事前対策を行うことによって市民の安全な暮らしを守る。	大規模盛土造成地の危険度を把握するため、優先評価に基づき第二次スクリーニング調査を実施する。
1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態					
1-3 (1) 河川改修等の外水氾濫対策					
	準用河川原市沼川改修事業	都市整備部	河川課	河川沿いの低地部において浸水被害が発生しているため、河道修繕及び浚渫を行い、流下能力の改善を行う。また、下流の一級河川原市沼川の整備状況により、改修工事を進めていく。	本河川は上尾市と伊奈町の行政境を流れる河川で、第1期事業の柳津橋上流から平塚橋下流までの860mについては暫定的な河川改修が完了している。県施工の原市沼調節池事業の進捗の動向を伺い本格的な改修事業を推進する。
	準用河川上尾中堀川改修事業	都市整備部	河川課	過去の水害により家屋等に多数の被害が発生していることから、改修工事により河道面積を広げ、治水安全度の向上を目指し整備を進める。	本河川は、平成10年度から天沼橋上流より多自然型護岸の河川改修を実施している。平成25年度から市河川事業全体の進捗状況とのバランスを図るため休工していたが、令和3年度から事業を再開し、令和9年度の完成を目指して改修事業を推進する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	準用河川浅間川管理事業	都市整備部	河川課	河川の流下能力を確保していくため、適時適切な除草や堆積土除去などの維持管理を行う。	本河川は、昭和50年に準用河川の指定を受け、平成9年度より花の丘公苑から県立大宮北特別支援学校までの約1.3km区間の改修を令和2年度で完了し、令和3年度から維持管理（除草等）を行っていく。
	都市基盤河川江川改修事業	都市整備部	河川課	上尾市が最下流であり家屋等への浸水被害が頻発しているため、早期の浸水被害解消を図る。	桶川市が事業主体の流域の4市で「江川改修促進協議会」を形成し河川改修を推進及び維持管理（除草等）をしている。負担金は流域面積割となっている。（上尾38%、北本17%、鴻巣0.5%、桶川44.5%）
	普通河川整備・管理事業	都市整備部	河川課	普通河川の整備や改良を実施することにより、快適な生活環境や市民生活の安全を図る。	年次計画を基にして、市内約260kmある普通河川や水路の整備を実施する。
	河川流域遊水機能保全事業	都市整備部	河川課	江川流域の洪水軽減対策として、農地権利者との協定に基づいて報償金を支払う。	洪水被害の軽減対策で、江川流域内の遊水機能としての役割を果たしている農地等について、河川改修が終わり一定の成果が上がるまで、現状で土地利用をしてもらうための保全協定を締結し報償金を交付する。
	排水路管理事業	都市整備部	河川課	普通河川の修繕や浚渫などの維持管理を実施することにより、快適な生活環境や市民生活の安全を図る。	市内には、約260kmの普通河川や水路があることから、河川や水路の浚渫、草刈、施設管理等、また安全対策の一環で行っている水路パトロールを継続し、維持管理事業の充実を図る。
1-3 (2) 下水道浸水対策事業等の内水氾濫対策					
	地下道ポンプ設備等管理事業	都市整備部	道路課	ポンプ設備により台風・ゲリラ豪雨等によるアンダーパス及び地盤の低い地区の冠水を防ぐ。	はなみずき通りのJR高崎線の地下道部分及び小敷谷向山線のポンプ設備と監視カメラ、平方領々家のポンプ設備の管理を行う。
	芝川都市下水路整備・管理事業	都市整備部	河川課	市街地を流下していることから、台風や集中豪雨の時には、急激な水位上昇が見られ、沿川付近では浸水被害も多発していることから、適時適切な除草や堆積土除去などの維持管理を行う。	本事業は、大雨時の氾濫防止を目的に昭和47年度から平成11年度までに3年に1度の大雨に対する整備が完了し、平成12年度から上尾市が事業主体となり、さいたま市・桶川市の負担を得て維持管理を行う。
	都市下水路管理事業	都市整備部	河川課	近年の集中豪雨などにより、浸水被害が増加する傾向にあるため、適切な維持管理を行う。	完成または供用を開始している市内都市下水路（丸山、尾山台、原市、瓦葺、中新井、上郷、今泉、鴨川雨水幹線）の維持管理を行う。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	浅間川都市下水路整備・管理事業	都市整備部	河川課	太平中学校周辺の住宅や既存水路沿線における浸水被害の早期解消に加え、上流部に位置する大谷北部第四土地区画整理事業の雨水の排水先として整備促進を図る。	本事業は、平成16年度に事業認可を取得し、県道川越・上尾線を起点に県立大宮北特別支援学校までの約1.2km区間の現況水路を幅最大約3倍に拡幅し、1年に1度の大雨に対応できるよう改修を進める。
	樋管管理事業	都市整備部	河川課	荒川の増水時に河川水が逆流しないように樋管操作を行うとともに、定期的に維持管理を実施することにより、市民生活の安全を図る。	荒川に設置してある樋管三箇所について管理、点検操作を適切に行い、降雨による増水時には市内へ河川水が逆流しないよう開閉操作する。
	内水対策事業	都市整備部	河川課	放流先である河川などの水位や地形的な原因により発生する、内水被害を防ぐための整備や維持管理を行う。	近年、局地的な集中豪雨等により市内でも河川・都市下水路等沿川の特に低地で浸水被害が発生しており、排水ポンプ等の対策を講じている。
	公共下水道管渠整備事業（雨水）	上下水道部	下水道施設課	集中豪雨などによる都市型水害への対策を強化することにより、市街地の浸水被害の軽減を図る。	上尾市雨水管理総合計画に基づき公共下水道の雨水整備を推進していく。
	内水浸水想定区域図作成事業	上下水道部	下水道施設課	内水での浸水被害を軽減するために、浸水区域等の浸水想定情報を事前に住民等へ公表・周知することで、被害軽減対策を促進する。	浸水被害を軽減するためのソフト対策として、浸水区域や浸水深等の浸水想定情報を記載した浸水想定区域図を作成する。
1-3 (3) 雨水流出抑制施設等の整備					
	舗装排水事業	都市整備部	道路課	既存道路の幅員を最大限に活用するため、簡易側溝の敷設替えや既存側溝の蓋架けを行う。	既存道路の簡易型側溝の敷設替え及び新設等の工事を行う。また、車両等の通行にも耐え得る蓋を設置し、安全性を確保する。さらに歩道の改善においては地下水の保水性の高い街づくりに配慮した構造とする。
	調整池管理事業	都市整備部	河川課	水害時の浸水被害を防ぐため、調整池を良好に維持管理する。	調整池の清掃・点検、除草などの維持管理を実施する事業。
	雨水貯留施設設置等補助事業	都市整備部	河川課	流域治水対策として、自宅への雨水タンク設置を助成する。	本事業は、流域対策のひとつで、市民の方が自宅に雨水タンクを設置する際、費用の1/2（上限3万円/基）を助成する。
	上尾市雨水管理総合計画見直し事業	上下水道部	下水道施設課	気候変動や都市化による内水における最新の被害状況等を把握し、下水道による雨水整備の方針を決め、計画的に浸水対策を進める。	雨水管理総合計画について、気候変動を考慮した降雨量の検討や現状に沿った排水区域など、最新の情勢に沿った見直しを行う。
	内水対策事業	都市整備部	道路河川課（河川課）	気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域全体で行う、「流域治水」を推進する。	上尾市治水整備基本計画に基づき、計画的に雨水流出抑制施設等の整備を実施する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
1-3 (4) 風水害時における適時・適切な避難行動の啓発					
	災害ハザードマップ作成事業	総務部	危機管理防災課	市民の防災意識の向上、事前の対策の促進のため、地震被害想定調査（埼玉県）及び洪水浸水想定区域（国・埼玉県）を踏まえた災害ハザードマップを作成する。	水防法及び上尾市地域防災計画に基づき、災害時の住民避難の啓発のため作成した、上尾市災害ハザードマップを最新の被害予測等に合わせ改訂する。
1-4 交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態					
1-4 (1) 鉄道事業者等との連携強化					
	埼玉新都市交通（ニューシャトル）沼南駅・原市駅舎管理事業	市民生活部	交通防犯課	埼玉新都市交通の上尾市内2駅に関する、駅舎管理。	市の所有する沼南、原市の両駅駅舎について、埼玉新都市交通（株）との各種協定に基づき、同社に対する貸付契約を行う。
1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態					
1-5 (1) 災害活動体制の整備					
	河川監視カメラ管理事業	都市整備部	河川課	浸水被害常襲地区の河川等の水位をリアルタイムで確認し、早期の対応を図る。	市内に流れる河川、都市下水路に内水対策の一環として、河川監視カメラを設置して市民に河川の状況をリアルタイムで配信できるようにして、早期段階で市民に注意を促すことができるよう適切に維持管理を行う。
1-5 (2) 情報伝達体制の整備					
	防災行政無線管理事業	総務部	危機管理防災課	上尾市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他市の事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する。	防災行政無線の点検、修繕等の保守管理を実施し、防災行政無線を適正に管理・運用する。
1-5 (3) 避難行動要支援者の把握・避難支援体制の整備					
	緊急通報システム設置事業	健康福祉部	高齢介護課	安否の確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に対し、緊急事態に対処するため、緊急通報システムによる事業を行うことで、生活の安全を確保し、在宅の高齢者及び重度身体障害者の福祉の増進を図る。	安否の確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に対し、発作時等にボタンを押すことで緊急通報センターへ繋がり、必要に応じて救急要請をするための機器を設置する。また、月に一度の安否確認と生活相談を実施。
	避難行動要支援者システム運営事業	総務部	危機管理防災課	災害対策基本に基づき作成する避難行動要支援者名簿について、業務システムを導入することにより、適切かつ円滑な名簿管理が可能となる。	避難行動要支援者名簿について最新の情報に更新し、情報収集効率の向上を図るもの。また、地図情報との連携により、迅速な避難支援が可能となる資料の作成・配布が可能。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態					
2-1 (1) 救急救助資器材の整備					
	消防職員服装整備事業	消防本部	消防総務課	消防職員服制基準の規定に基づき、服装は、常に清潔端正にし、消防職員としての品位の保持及び安全管理に努めるため、被服の充実を図る。	上尾市消防吏員服制規則に定める、防火衣や活動服等を整備するための事業。
	警防・救助資器材整備事業	東消防署	管理課	警防・救助の充実強化のために必要な資器材の整備を目的とする。	各種災害に的確に対応できるよう、警防・救助資器材の整備及び維持管理を行うもの。
	救急資器材整備事業	東消防署	管理課	消防法第2条第9項に定められている救急業務を遂行するために必要な資器材整備を目的とする。	救急救命士等が使用する救急資器材を整備すると共に、新型コロナウイルス感染症に対する予防策として必要な消耗品の購入を行うもの。
	大規模災害対策資機材整備事業	消防本部本部	警防課	大規模災害や特殊災害による被害は広範囲かつ長期に及ぶことから、大規模災害時に使用する資機材等、通常災害用とは異なる大規模災害用資機材の整備を進める。	大規模災害や特殊災害による広範囲な被害や多数傷病者への対応として、資機材の整備充実を図るもの。
2-1 (2) 救急救助体制の整備					
	常備消防運営事業	消防本部	消防総務課	消防組織全体の充実を図る。	消防施設の維持管理及び運営するために必要な事業。
	職員訓練講習事業	消防本部	消防総務課	消防職員の人材育成のため、研修及び派遣を行い、市民の生命、身体、財産を災害から防除するための知識及び技術の向上を図る。	消防学校や救急救命士養成所などの教育訓練機関で、職員に教育を受けさせるための事業。
	メディカルコントロール体制整備事業	消防本部	警防課	救急隊員の教育体制充実のため、上尾市消防本部が所属する埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会を運営するとともに、救急活動に関する医師によるメディカルコントロール体制を確保し救急現場から指示・指導・助言を得られることで救急隊員の活動について適正化を図る。	埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会の運営並びに救急活動におけるメディカルコントロール体制を確保するための経費である。
	救急隊員教育訓練事業	消防本部	警防課	救急隊員の教育体制充実のため、埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会において教育プログラムを計画・実施するとともに、協議会に所属する医療機関において病院実習を行うことで救急隊員の資質向上を図る。	救急救命士の知識や技術を維持向上させるため、地域メディカルコントロールなどが主催するプログラムや病院実習等の再教育を実施して救命率の向上を図る。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	警防課一般事務費	消防本部	警防課	緊急消防援助隊合同訓練、9都県市防災訓練、救助指導会訓練等への参加や消防車両更新に伴う検査目的での出張旅費及び交通費、救急隊員研修等の運営費、感染症患者の市外への病院間搬送、消防関係図書、法規図書の購入、業者による展示会等への参加費用等に使用している。	強靱化に寄与する事業内容：緊急消防援助隊をはじめとする各種訓練に参加する。
	資格取得等講習事業	東消防署	管理課	災害に必要な資器材等の資格取得を目的とする。	複雑多様化する災害に対応するためには、高度な知識及び特殊技能が必要であることから、ボート免許、玉掛け技能講習及び化学物質に関する講習会等へ計画的に派遣し、人材の育成及び能力の向上を図るもの。
	管理課一般事務費	東消防署	管理課	消防訓練に使用する備品購入及び訓練用原材料並びに消防署の一般事務に使用する。	災害出動等に係る旅費、医療廃棄物処理委託料など、消防署の一般事務費である。
2-1 (3) 通信指令システムの整備					
	指令施設管理事業	消防本部	指令課	安全な暮らしを守るまちづくり。	消防緊急通信指令システムは、昼夜を問わず24時間安定稼働が求められるもので、年間を通じて維持管理体制を整えるとともに計画的に更新を行う。
	指令課一般事務費	消防本部	指令課	安全な暮らしを守るまちづくり。	県や市関係機関との連絡調整を図るため及び各消防本部・各署所間との通信連絡を行うための費用。
2-1 (4) 市民に対する正しい応急手当等の普及・啓発					
	応急手当普及事業	東消防署	管理課	市民に対し応急手当に関する正しい知識と技術の普及を目的とする。	救命率の向上を目指して、国から示された「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、市民を対象に救命講習を実施しているもの。
	AED普及整備事業	消防本部	警防課	市内で24時間営業のコンビニエンスストアと連携し、市民の誰もがAEDを使いやすい環境を作る。	AEDをコンビニエンスストアに設置し、24時間365日利用できる環境を整備する。
2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態					
2-2 (1) 医薬品等医療救護資機材の整備					
	東保健センター管理運営事業	健康福祉部	健康増進課	東保健センター管理運営および、災害時医療資機材の備蓄。	市東側の地域保健の拠点であり、母子保健事業を中心に事業を実施する東保健センターを運営するとともに、災害時に備え医療救護所等に備蓄する医療資機材を計画的に購入する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
2-2 (2) 医療救護体制の整備					
	上尾市医師会補助事業	健康福祉部	健康増進課	地域医療の中心となる上尾市医師会へ、学術研究費・危機管理対策費等に対して補助金を交付し、支援することで、地域医療の充実を図る。また、医師会看護専門学校へ補助金を交付し、地域医療の人材確保・育成を行う。	地域医療の充実を図るため、その中心となる上尾市医師会の運営費及び地域医療研究費等に対して補助金を交付する。また、地域医療の人材確保及び育成のため、医師会看護学校の運営費に対して補助金を交付する。
	救急医療体制整備事業	健康福祉部	健康増進課	地域の医療機関の診療時間外における急患の方への診療を行う。	平日夜間及び休日急患診療所（初期救急）の運営、日・祝・年末年始の産科医療に対する在宅当番医の配備、病院群輪番制による第二次救急医療体制及び小児二次救急医療体制を整備する。
2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態					
2-3 (1) 防疫体制の整備					
	衛生害虫駆除事業	環境経済部	生活環境課	衛生害虫の発生予防・駆除、台風等による道路浸水後の消毒により感染症等予防する。	そ族・衛生害虫の駆除のため、各地区の環境美化推進員を中心に地域住民の協働により、地区内の側溝や下水路等の清掃・消毒を行う。また、台風等による非常災害が発生した時に消毒等を行い、住み良い環境づくりに努める。
	健康プラザわくわくランド管理運営事業	環境経済部	西貝塚環境センター	健康プラザわくわくランドの管理運営は、市民の健康の保持及び増進を図ること等を目的（上尾市健康プラザ条例）として、平成13年11月に開業した。なお、本施設は西貝塚環境センターから供給される温水をプールやお風呂の熱源に利用している。	健康プラザわくわくランドの管理運営は、指定管理者に業務委託している。現指定管理者の指定期間は、平成29年4月1日から令和4年3月31日である。
	道路側溝・管渠清掃事業	都市整備部	道路課	側溝や管渠を清掃することによって流れが良くなり、悪臭、虫の発生を 방지衛生的で住みよい環境を保つ。	市が実施する道路側溝及び管渠の清掃と、地域住民が定期的に行う清掃の汚泥などの回収及び処理の業務委託。
2-3 (2) 仮設トイレの整備					
	災害用マンホールトイレ整備	上下水道部	下水道施設課	災害時における公共下水道区域内のトイレ環境を確保する。	地域防災計画等に基づき計画的に災害用マンホールトイレの設置を行う。
2-3 (3) し尿処理体制の整備					
	し尿処理体制整備事業	環境経済部	生活環境課	生活環境の保全上支障が生じないようにし尿の収集、運搬を行う。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の一般廃棄物処理計画により、一般家庭及び事業所等から生じるし尿を収集、運搬する。収集、運搬業務は、許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ委託を行う。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	上尾、桶川、伊奈衛生組合運営事業	環境経済部	生活環境課	上尾市、桶川市、伊奈町より収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥の処理及びこれに附帯する事務（事業）の運営負担。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき策定した一般廃棄物処理計画を基に、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、上尾、桶川、伊奈衛生組合に拠出する負担金。
2-4 疫病・感染症等が大規模発生する事態					
2-4 (1) 予防接種等の感染予防対策					
	予防接種事業	健康福祉部	健康増進課	伝染の恐れがある疾病の発生・まん延を防止し、また個人の発病・重症化を防止することにより公衆衛生の向上及び増進を図る。	予防接種法で定められているA類疾病及びB類疾病の予防接種を実施し、発症を予防する。
	新型コロナウイルス対策事業	健康福祉部	健康増進課	PCR検査センターの運営を支援し、また検査を受けた際の費用を助成することでPCR検査を受けやすい環境を整備し、感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルス感染症対策として、PCR検査センターの運営などを行っている一般社団法人上尾市医師会を支援するとともに、PCR検査等（行政検査）の際に発生する保険診療の自己負担相当額の助成を行う。
	新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康福祉部	健康増進課	市民が新型コロナウイルスワクチン接種を受けるための体制を整備するとともに、接種の推進を図る。	新型コロナウイルスワクチン接種体制を整備するため、接種券の送付やコールセンターの開設等を行うとともに、協力医療機関に個別接種業務を委託する。また、市の集団接種会場を開設し、運営する。
2-4 (3) 被災動物の救護体制の整備					
	狂犬病予防対策事業	環境経済部	生活環境課	畜犬登録、狂犬病予防注射接種の実施徹底による狂犬病発生の予防。また、飼い主の飼養マナーの向上を図る。	犬の飼養は、狂犬病予防法により登録・予防注射が義務付けられており、市で事務処理を行う。また、糞の放置防止等飼い主に対するマナー向上など、犬の適性飼養のための施策を狂犬病予防協会と連携して行う。
3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態					
3-1 (1) 道路ネットワークの拡充					
	上尾道路建設促進事業	都市整備部	道路課	各市の期待感を事業主体である国に伝え、財源の確保をするためにも要望活動を実施するものである。また、上尾市上尾道路対策協議会は、建設に伴う諸問題を調整し、地域社会の発展と調和のとれた上尾道路の建設促進を図るものである。	上尾道路の建設推進を図るために組織されている上尾道路建設促進期成同盟会、及び建設に伴う沿線地域の諸問題を解消するために組織されている上尾道路対策協議会に対する事務費用である。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	第二産業道路建設促進事業	都市整備部	道路課	事業主体である県に対して要望活動を行い、財源の確保・事業の促進を図る。また、原市地区対策協議会では整備に伴う諸問題について調整をし、早期整備に向けた運営を支援する。上平地区対策協議会では、第二産業道路の事業北進に伴い、関係部署と協議・調整していく。	第二産業道路の建設推進を図るために組織されている第二産業道路建設促進期成同盟会及び建設に伴う沿線地域の諸問題を解消するために組織されている原市地区対策協議会及び上平対策協議会を運営する事業である。
	道路台帳整備事業	都市整備部	道路課	変化する道路状況を正確に把握し、市民へ情報提供を行う。	市道認定、区域変更を行った道路を実測し道路台帳を整備する。この事業は地方道路譲与税等に反映される。占用台帳のデータ更新により道路現況を把握し、市民サービス向上に寄与する。
	西宮下中妻線整備事業	都市整備部	道路課	JR高崎線西側の市街地を南北に縦断するネットワーク幹線道路であり、上尾駅西口周辺の渋滞緩和、自転車・歩行者通行空間の安全確保や緊急輸送道路としての防災面の強化を図るため、都市計画道路の整備を行う。	未整備区間670m（1工区：385m、2工区：285m）の早期完成を目指す。 【1工区】平成28年度～令和7年度、総事業費1,696百万円 【2工区】令和4年度～令和11年度、総事業費1,357百万円
	第二産業道路周辺整備事業	都市整備部	道路課	本事業は都市計画道路原市上平線をさいたま菖蒲線のバイパスとして整備を行い、第二産業道路の延伸を図るとともに、現道部の交通渋滞解消を図る。	第二産業道路の整備に伴い既存の市道が分断されるため、周辺地域の生活環境の機能の維持や改善を図るため、市道の整備及び安全対策を実施する。
	自転車レーン整備事業	都市整備部	道路課	自転車走行空間を確保し、歩行者や自動車等と自転車とが安全に安心して通行できる道路環境の整備を行う。	主要な幹線道路で囲まれた区域内を「自転車レーン整備優先エリア」として指定し、自転車レーンを整備するとともに国・県と連携を図り、自転車ネットワークを構築する。
	戸崎公園周辺道路整備事業	都市整備部	道路課	戸崎公園までのアクセス道路が制限されているため、渋滞の緩和、周辺住民の利便性の向上を行う。	平成31年度に整備された戸崎公園の開設に伴い、公園までのアクセスの充実を図るため、周辺道路の整備を行う。
	上尾伊奈線整備事業	都市整備部	道路河川課（道路課）	上尾市と伊奈町の都市間を連絡する広域ネットワークを形成する道路であり、沿道には上尾伊奈ごみ広域処理施設の整備予定地が接している。ネットワークの形成により、周辺道路の渋滞緩和、道路交通網の改善を図る。	県道さいたま菖蒲線から伊奈町との市町境までの未整備区間約200mの早期完成を目指す。
3-1 (2) 道路の維持管理					
	1・2級道路修繕事業	都市整備部	道路課	良好な道路環境を維持し、道路における事故を未然に防止する。	1・2級市道路線を計画的に整備（修繕）し、交通の安全性と道路環境の向上を図る。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	生活道路修繕事業	都市整備部	道路課	良好な道路環境を維持し、道路における事故を未然に防止する。	亀裂等により劣化した舗装の打ち替え工事を行う。また、歩道においては、透水性舗装によって地下水の保水性を高めるよう配慮する。
	道路緊急安全対策事業	都市整備部	道路課	市民に最も身近な市道の欠陥等による事故を未然に防止する。	道路の安全性を確保するため、道路の陥没等の危険箇所を緊急かつ重点的に改修する。
	上尾駅駅前広場管理事業	都市整備部	道路課	上尾駅駅前広場の維持管理を行う。	上尾駅駅前広場が道路認定されたことから、道路管理者が管理するもの。
	橋りょう管理事業	都市整備部	道路課	橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕により、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を行う。	橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょうの修繕や、台風による増水時における流失防止のため、高欄の一時撤去・再設置を行う。
	上尾駅ペDESTリアンデッキ等管理事業	都市整備部	道路課	市が管理する歩道橋の計画的な修繕・更新等を実施し、5年に1回の定期点検とそれらの結果に基づき、継続的にPDCAサイクルを回しながら、適切な管理を行うことを目的とする。	上尾市都市基盤施設管理基本計画に基づき、道路附属物である上尾駅東口・西口ペDESTリアンデッキ及び歩道橋の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な維持修繕を実施する。
3-1 (3) 狭あい道路の拡幅					
	道路後退用地公有化促進事業	都市整備部	道路課	狭隘道路を解消し、生活環境の向上を図る。	狭隘道路を解消し、生活環境の向上を図るため、建築基準法第42条第2項道路の道路後退用地提供者に分筆報償金を支給し、整備を行う。また、道路後退用地が正規に確保されているか否かを測量する。
	<狭あい道路整備等促進事業>道路改良事業	都市整備部	道路課	災害に強いまちづくりを進め、狭隘な既設道路を拡幅改良し、安全で快適な道路整備を推進することにより、道路環境の改善を図る。	道路拡幅のための用地を寄附または買収により取得し、道路整備を行う。また、変則交差点の改良並びに危険箇所におけるガードレール等の設置により安全確保に努める。
3-1 (4) 沿道環境の整備					
	違反屋外広告物撤去事業	都市整備部	道路課	道路沿いに出されているポスターや立て看板、広告塔や広告板のうち無秩序に出されている広告を排除し街の景観を守る。	屋外広告並びに埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について許可、指導し、かつ道路上の捨て看板等を撤去、処分する事業である。なお、捨て看板等の撤去・処分作業は、平成10年度より委託している。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	街路管理事業	都市整備部	道路課	都市計画道路等の緑化機能を適切に管理し、通行者の安全や快適な道路空間を確保する。	都市計画事業で取得した用地の草刈りや街路樹の剪定等の維持管理業務を実施する。また、都市計画道路等の安全で快適な歩行空間の確保、防災機能の強化、良好な景観の創出を図るため、上尾市無電柱化推進計画に基づく電線類地中化工事の他、必要な整備を実施する。
	<地域防災拠点建築物整備緊急促進事業> 既存建築物耐震化促進事業	都市整備部	建築安全課	災害に強いまちづくりを進め、地震時の建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。	上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準(昭和56年5月以前)の沿道建築物の耐震診断に補助金を交付する。
3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態					
3-2 (3) 交通安全施設の整備					
	交通安全施設整備・管理事業	市民生活部	交通防犯課	道路の交通安全施設の整備を推進する。	区画線標示、道路反射鏡、道路照明灯などを整備し、事故の防止、通行の安全を図る。
3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態					
3-3 (1) 人員輸送手段の確保					
	バス輸送充実事業	市民生活部	交通防犯課	市民等に対し、市内移動の利便性向上を図る。	市内循環バスの充実と利便性の向上を図り、市内循環バスの一層の充実を図ることを目的とする。
3-5 情報通信の輻輳・途絶や、誤った情報が拡散する事態					
3-5 (2) 情報伝達体制の整備					
	国民保護計画推進事業	総務部	危機管理防災課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき上尾市国民保護計画の作成・改定を行うとともに全国瞬時情報システム(J-ALERT)の維持管理を行い、有事への対応に備えている。	「上尾市国民保護計画」をより実効性のあるものとするための上尾市国民保護協議会の開催や、全国瞬時情報システム(J-ALERT)の維持管理を行う。
	シティセールス推進事業	市長政策室	広報広聴課	市ホームページを用いて、市民の生命、身体及び財産を守るための情報を速やかに周知するため。	各課が行うシティセールスへの支援や全庁的に行うシティセールスの取り組みを企画する事業であり、職員に対する研修やホームページの運用に加え、アップグッズの製作等を行う。 強靱化に寄与する事業内容：ホームページ作成支援システムの維持管理。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	防災情報等配信事業	総務部	危機管理 防災課	1地域への情報伝達手段の強化（テレビデータ放送）、2あげお防災ホットライン（自主防災会向け：電話による一斉通報システム）3安否確認・一斉通報システム（職員向け）の運用。	防災情報の提供について、従来の防災行政無線や市ホームページ・メール配信に加え、テレビ埼玉のデータ放送を活用する。また、一斉情報伝達・収集システムを導入し、水害時等における迅速かつ確実な情報伝達を図る。
	学校家庭連携推進事業	学校教育部	指導課	災害時の緊急連絡や安否確認、不審者情報等の児童生徒の安全に関する情報、児童生徒の活動の様子、学校行事に関する連絡等を、迅速かつ正確に、各学校から保護者へ一斉配信する学校メール配信システムを導入し、学校と家庭の緊急時等の連携を推進する。	災害時の緊急連絡や安否確認、不審者情報等の児童生徒の安全に関する情報、児童生徒の活動の様子、学校行事に関する連絡等を、各学校から児童生徒の保護者の携帯電話やパソコンのメールアドレスに一斉配信するための双方向型の連絡体制システム（クラウドサービス型）の導入。
4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態					
4-1 (1) 防犯対策の推進					
	防犯活動推進事業	市民生活部	交通防犯課	安心・安全なまちづくりのため、地域における防犯意識の高揚を図る。	自主防犯ボランティア団体に対する資機材の配布を行い、市民の防犯意識高揚及び自主防犯ボランティアの育成を図る。
	少年愛護センター運営事業	子ども未来部	青少年課	青少年の健全な育成や非行防止を図る。	少年の健全な育成や非行の防止及び少年対策の総合的な推進を図るために設置された上尾市少年愛護センターの運営を行う事業。
	空家等対策事業	市民生活部	交通防犯課	市内の空き家の実態把握に努め、所有者による適正管理を促進し、生活環境等の保全を図る。	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を運営し、円滑な空家等対策の推進を図る。また、国庫補助を活用し、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を図る（国事業名：空き家再生等推進事業）。
4-1 (2) 消費者相談体制の充実					
	消費者相談事業	市民生活部	消費生活センター	消費者と事業者との取引や契約にかかる知識の不均衡を是正し、公平な取引に寄与し賢い消費者を育てる。	消費者被害の早期解決や未然防止ができるよう、有資格の消費生活相談員を確保し、市民からの相談に対し、助言・斡旋等を行う。
	消費者団体育成事業	市民生活部	消費生活センター	消費生活の改善推進・向上を図るための事業を行う。	市内の消費生活の各分野で活動している6団体で構成される「上尾市消費者団体連絡会」を育成する。また、県養成の消費者被害防止サポーターにより構成される「上尾市消費者被害防止サポーターの会」を育成する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	消費者意識啓発事業	市民生活部	消費生活センター	消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者教育を推進し、及び広報活動その他の活動を行う。	消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市民が自ら消費者として意識の向上を図り、消費者の権利を確立し、生活の質を高めることができるよう、消費者教育を推進し、及び広報活動その他の活動を行う。
4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態					
4-2 (1) 市役所等の防災拠点の整備					
	本庁舎・第三別館管理事業	総務部	総務課	当市の中核である本庁舎の維持及び管理。	市民及び職員の快適な環境の確保のため、本庁舎及び第三別館の設備管理業務（設備運転管理・設備維持管理）、清掃業務、総合受付業務、電話交換業務、警備業務、来庁者駐車場管理業務を行う。
4-2 (2) 行政における情報通信体制の整備					
	情報系ネットワーク設備運用管理事業	総務部	IT推進課	職員等がインターネット及びイントラネット上のサービスを利用することを目的とする。	庁内でのICT資産を運用するためのネットワーク設備及びネットワークサービスに係る運用管理。
	電話機管理事業	総務部	総務課	公務を遂行する上で必要となる関係各者への連絡通信手段を確保し、維持管理する事を目的とする。	市役所本庁舎、第三別館における電話設備等保守管理。
	災害時緊急通信事業	総務部	危機管理防災課	災害時に電話等が輻輳している状況でも使用できる媒体を確保する。 基本的には災害対策本部と避難所やその他の防災拠点との連絡手段として使用する。	災害時に、災害対策本部との通信手段を確保するため、地区本部となる支所に衛星電話を、各避難所にIP無線機を設置する。また、現在保有するmCA無線機の維持管理を行う。
4-2 (3) 災害時における業務体制の整備					
	車両管理運行事業	総務部	総務課	移動を伴う公務を遂行するもののうち、円滑に目的地に達するために必要となる用具を確保し、常に良好な状態で利用できる様整備を行う。	公用車の適正な運行管理。
	地域防災計画・国土強靱化地域計画等策定事業	総務部	危機管理防災課	防災に係る各種計画の策定・改定を実施し、防災体制の強化を行う。	埼玉県地域防災計画改正や上尾市災害対策本部の見直しを行うため、本市地域防災計画の改定を行う。また、国土強靱化地域計画の策定、BCPの改定や受援計画の策定のための準備作業も合わせて行う。
	総合防災訓練実施事業	総務部	危機管理防災課	実践的かつ効果的な防災訓練の実施により、市及び職員の防災力向上を図る。	災害発生時に、市民や関係機関と行政が連携して効果的な防災活動を実施するため、災害対策基本法及び上尾市地域防災計画に基づく総合防災訓練を実施する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	危機管理防災課 一般事務費	総務部	危機管理 防災課	1被災者支援台帳を整備するための被災者支援システムの維持管理、2指定避難所等への看板の設置、3気象情報収集に関する委託料（ウェザーニューズ）、4啓発資料（チラシ等）の作成・購入。	「被災者支援システム」をはじめとした防災関係設備の維持管理経費や、防災啓発等を図るための危機管理防災課の事務費用。
	基幹系システム 運用管理事業	総務部	IT 推進課	行政事務（住民記録、税等）の処理効率の向上を目的とする。	庁内の大多数の所属で利用している総合行政システム（基幹系システムや財務システム）の運用及び保守。
	小型無人航空機 導入事業	総務部	危機管理 防災課	災害時における被害状況調査や平時での観光資料作成のため、小型無人航空機（ドローン）の導入と維持管理を行う。	ドローンを活用して、災害時の状況把握等を行うため、機体の保守委託料や保険料を計上する。
4-2 (4) 応援・受援体制の整備					
	広域行政推進事業	行政 経営部	行政 経営課	上尾市及び伊奈町に係る広域行政を推進し、もって両地域の発展及び住民の福祉の増進に寄与するため。	上尾市と伊奈町の広域行政を推進するため、上尾・伊奈広域行政協議会を設置し、負担金を支出する。
5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態					
5-1 (1) 備蓄物資の確保					
	防災備蓄事業	総務部	危機管理 防災課	災害時において、被災者・避難者に対し、迅速に食料や生活必需品を提供するため、市において備蓄を行う。	上尾市地域防災計画に基づき、災害時に避難者及び職員に必要な食料、生活必需品、防災装備、資機材などを備える。
5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					
5-2 (1) 自立分散型エネルギー社会の構築					
	地球温暖化対策 推進事業	環境 経済部	環境 政策課	ゼロカーボンシティの実現に向けて地球温暖化対策を推進する。	『上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』及び『上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』に基づき、市民、事業者、行政における温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進する。
5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態					
5-3 (1) 上水道施設・管路の整備					
	老朽管更新事業	上下 水道部	水道 施設課	老朽铸铁管等から耐震継手管への更新を行う。	管路耐震化実施計画を包括した、上下水道耐震化計画に基づき、老朽化が進行している水道管を耐震継手管へ更新する。
	新設配水管整備 事業	上下 水道部	水道 施設課	新設道路及び未配管道路への配水管新設工事等を行う。	管網評価を基に、新設道路や未配管道路への配管、老朽管の代替ルート等の検討を行い、水需要に対応した管網を構築する。
	給水整備事業	上下 水道部	水道 施設課	老朽管更新事業に伴い、老朽化している給水装置を更新する。	配水管と同時進行で老朽化した給水装置（各家庭への引き込み管）を、耐衝撃性に優れたHIVP管へ更新する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	水道施設運営管理事業	上下水道部	水道施設課	水道施設の運転監視及び保守点検業務等について、委託業者と連携し、適切な運営管理を行う。	浄水場の運転監視、保守点検業務、県水購入、次亜塩素酸ナトリウムの購入、浄水施設の運営管理を行う。
	浄水場更新事業	上下水道部	水道施設課	地震や災害などに強い水道施設に更新する。	上尾市水道事業ビジョンに基づき、施設更新の優先度を定め工事を計画的に行う。
	水質管理事業	上下水道部	水道施設課	安心・安全な水を供給するために水質管理の徹底を図る。	計画的に水質検査を実施し、水質モニタによって24時間監視を行う。また、管洗浄を定期的に行う。
	漏水防止対策事業	上下水道部	水道施設課	無効水量（漏水等）の低減による貴重な水資源の有効活用、漏水や破損が原因となる道路陥没事故等二次被害の予防保全等、適切に維持管理を行うことを目的とする。	市内給水区域における漏水調査及び修繕等を行う。

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

5-4 (1) 公共下水道施設・管路の整備及び耐震・耐水化対策

小型合併処理浄化槽転換支援事業	環境経済部	生活環境課	生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から、生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を進める。	生活雑排水の河川流入による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、浄化槽処理促進区域を対象に単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換者に対し設置工事費の一部を補助する。
公共下水道事業会計繰出金	上下水道部	経営総務課	公衆衛生の向上や河川、湖沼等の公共用水域の水質、市街地の浸水防除などを図り、清潔安全で快適な生活環境を確保する。	昭和50年11月に、流域下水道幹線の完成に合わせ、処理区域の改良事業の施工及び下水道施設の維持管理を行っているが、下水道使用料・基準内繰入金・企業債・国支出金等では一部不足する財源について、一般会計からの繰出金を必要とする。
荒川左岸南部流域下水道整備事業	上下水道部	下水道施設課	荒川左岸南部流域下水道に係る建設費用を関連5市（さいたま市・川口市・上尾市・蕨市・戸田市）で負担する。	流域関連公共下水道として、埼玉県が運営管理している荒川左岸南部流域下水道で汚水処理しており、この施設の建設負担額を支出する。
ポンプ場管理運営事業	上下水道部	下水道施設課	汚水中継ポンプ場（6施設）及びマンホールポンプ（8施設）の適正な運転管理及び保守点検を実施する。	汚水中継ポンプ場（6施設）及びマンホールポンプ（8施設）の24時間運転管理業務、並びに各設備の定期的な保守点検業務を行い、流域下水道幹線への安定した汚水送水に努める。
公共下水道管渠管理事業	上下水道部	下水道施設課	下水道管渠の機能維持。	下水道管渠の維持管理に伴う修繕及び清掃を行うものである。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	下水道台帳整備事業	上下水道部	下水道施設課	下水道施設の埋設状況を把握する。	下水道台帳は、下水道法第23条により公共下水道管理者が台帳を調製し保管するもので、下水道の管理の適正化と下水道施設の適正把握の基本となるものである。なお、下水道台帳の数値は、地方交付税の算定に用いられている。
	荒川左岸南部流域下水道管理事業	上下水道部	経営総務課	荒川左岸南部流域下水道にかかる維持管理費用を関連5市（さいたま市・川口市・上尾市・蕨市・戸田市）で負担する。	流域関連公共下水道として、荒川左岸南部流域下水道へ流入し、荒川水循環センターにおいて汚水を浄化しているが、この維持管理費用として支出する。
	下水道施設ストックマネジメント計画推進事業	上下水道部	下水道施設課	日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止する。	日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するためストックマネジメント計画（維持管理・改築更新計画）を策定し、ライフサイクルコストの最小化及び予算の最適化を図る。
	公共下水道管渠整備事業（汚水）	上下水道部	下水道施設課	公衆衛生の向上や河川、湖沼等の公共用水域の水質保全を図り、清潔で快適な生活環境を確保する。	上尾市公共下水道計画区域内の未普及地区への汚水管整備を行う。
	上尾市下水道総合地震対策推進事業	上下水道部	下水道施設課	下水道総合地震対策計画を策定し、施設の耐震化を図る。	下水道管渠、ポンプ場などの下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。
	上尾市下水道施設耐水化推進事業	上下水道部	下水道施設課	河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設の被害による社会的影響を最小限にする。	施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を策定し、その内容に沿って順次耐水化を実施する。
6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・農業の生産力が低下する事態					
6-1 (1) 農業基盤体制の整備					
	畜産団体等育成事業	環境経済部	農政課	畜産の規模拡大や畜産農家の経営の安定化を目的としている。	施設改修や乳牛・肉用牛の品質向上に係る経費、家畜等の導入に係る経費、酪農ヘルパーや牛法定検査費用等を補助する。
	「あげお朝市」支援事業	環境経済部	農政課	地産地消の推進。	上尾駅自由通路において地元産農産物を販売する。新鮮・安全・安心な上尾産農産物をPRする。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	農業女性連絡協議会運営事業費補助事業	環境経済部	農政課	農業部門における男女共同参画社会の形成を図る。	農業研修会・味噌づくり・小麦まんじゅうなど農家の伝統的な食品の加工実習を通じ、食文化の後世への継承づくりを進めている、農業女性連絡協議会に対する補助を行う。
	園芸振興協議会運営事業	環境経済部	農政課	園芸作物農家の技術向上と農業経営の安定と発展を目指すことを目的とする。	市内の園芸作物生産団体やJAさいたまとの連絡協調により、先進地視察、「園芸作上尾一」の圃場審査、各種生産団体補助、各種研修会等を実施。
	市民農園管理運営事業	環境経済部	農政課	都市住民の農業に対する理解を深めること。	市民農園整備促進法により整備した市民農園「アグリプラザ平塚」の管理及び運営を行う。
	農業振興費補助事業	環境経済部	農政課	中核農家及び自立経営農家の育成を図るとともに、近代化農業の振興を推進すること。	農業振興を目的として活動する団体の運営費に対する補助や、経営規模の拡大や経営の効率化を図ろうとする担い手の負担軽減を行う。
	園芸振興費補助事業	環境経済部	農政課	農業者の経営の安定化や生産性の向上を図ることを目的とする。	施設園芸や果樹農家等に対し、機械や総合防除網等の導入に要する経費の一部を補助する。
6-1 (2) 産業基盤体制の整備					
	中小企業融資あっせん事業	環境経済部	商工課	市内において事業を営む中小企業者がその経営の安定に必要なとする資金について、その融資を市長の指定する金融機関に依頼することにより、中小企業の振興を図ることを目的とする。	市内で事業を営む中小企業者に対し経営の安定と振興を図ることを目的に融資のあっせんを行うもの。
	産業振興推進事業	環境経済部	商工課	市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、上尾市産業振興会議等と連携し、産業振興のための施策を推進する。	各種産業振興施策を総合的に推進するため、関係機関等と連携して、効果的な施策提供をはじめ、事業者に対する多様な支援を行う。
6-1 (3) 企業の事業継続体制の整備					
	商工会議所等補助事業	環境経済部	商工課	中小企業者の振興と安定を図るために、中小企業者の経営または技術の改善発達のための事業を行う商工団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	地域総合経済団体として、調査研究、各種相談、経営指導や支援など、業界全体の基盤強化や地域振興に寄与する団体に対し、支援を行う。
	中小企業サポート事業	環境経済部	商工課	専門家との相談や補助金の交付により、事業の継続や成長・発展を推進し、市内産業の活性化を図る。	事業者が抱える経営課題や地域課題の解決に向けて、関係機関と連携し、専門家による「知恵の支援」と補助金による「資金の支援」の両輪でサポートすることで、中小企業の事業継続と成長発展を支援する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
7-1 大規模延焼火災が発生する事態					
7-1 (1) 市街地整備等による大規模延焼火災対策					
	都市計画審議会運営事業	都市整備部	都市計画課	都市計画法に基づく都市計画審議会の運営。	都市計画法第77条の2の規定に基づき都市計画審議会を設置。
	都市計画基礎調査事業	都市整備部	都市計画課	都市の現況及び将来の見通しを定期的に把握する。	都市計画法第6条に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、都市の詳細な現状及び将来の動向を見据え、より適切な都市計画を策定するための調査を行うもの。
	市街地整備課一般事務費【市街地整備推進費】	都市整備部	市街地整備課	市街地整備の促進。	市街地整備の円滑な促進を図ることを目的とした市街地整備課の事務費を計上する。
	大谷北部第二土地区画整理事業	都市整備部	市街地整備課	大谷北部第二地区の良好な住環境の確保及び、都市機能の確保。	本地区は、面積71.3ha、上尾駅から西へ1～3km以内に位置し、駅に延びる幹線道路に接しているため宅地化が著しく盛んである。そこで、区画整理事業により良好な住環境を確保し都市機能の充実を図る。
	市街地整備課一般事務費【土地区画整理費】	都市整備部	市街地整備課	市街地整備事業の推進。	総合計画の市街地整備事業の推進を図るための市街地整備課の事務費用。
	市街地整備支援事業	都市整備部	市街地整備課	市街地整備に対する必要とする地区への支援。	従来の「土地区画整理事業推進予定地区」「密集住宅市街地を有する地区」等で、街づくり計画や地区計画などを作成した地区を対象に総合的な支援を行なう。
	都市計画推進事業	都市整備部	都市計画課	都市計画法等に基づく各種法定図書等の作成。	土地の有効活用や住環境の向上等を目的とし、各種都市計画の決定・変更に係る調査及び法定図書の作成等を行う。
7-1 (2) 延焼遮断帯等による大規模延焼火災対策					
	丸山公園整備事業	都市整備部	みどり公園課	市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。	上尾丸山公園は、昭和53年に約12.1haの面積で開園、平成元年度より約15.4haの拡張計画を策定し、自然環境を生かした公園として整備及び維持管理を進めている。
	上平公園整備事業	都市整備部	みどり公園課	市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。	上平公園や野球場その他各施設維持管理を行う事業である。
	ふるさとの緑の景観地保全事業	都市整備部	みどり公園課	市民の憩い、コミュニティー創出の場や緑地の確保。	ふるさとの緑の景観地は埼玉県条例に基づき指定されている。埼玉県及び上尾市は平成4年度から公有地化を進めている。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	戸崎公園整備事業	都市整備部	みどり公園課	市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。	戸崎地区において平成5年に完了した公共残土埋立地（面積約6.0ha）について、公園整備を図る。
	街区公園整備事業	都市整備部	みどり公園課	市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。	地区住民の憩いの場として設置される街区公園の整備を図る事業である。主に土地区画整理事業などによって生み出された用地の公園整備を図る。
	都市公園等管理運営事業	都市整備部	みどり公園課	市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。	上尾市管理の都市公園及び上尾市自然学習館外施設、並びにその他の公園を効率的に管理するため、指定管理者に委託し、公園の維持管理を行っていく。
	空地整備事業	都市整備部	みどり公園課	市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保及び維持管理。	空地进行を効率的に利用することにより、地域環境の保全と地域住民の潤いのある市民生活の向上に寄与することを目的に事業の推進を図る。
7-2 危険物・有害物質等が流出する事態					
7-2 (2) 危険物・有害物質等の流出時の対策					
	環境調査・測定事業	環境経済部	生活環境課	生活環境の保全の観点から、大気・水質・土壌へ漏洩した化学物質等の存在状況の把握を目的として調査・測定を行う。	工場等からの排水検査や、河川水質、大気中のダイオキシン類等の調査を行う。食材及び空間放射能の測定を行う。雑排水による水質汚濁を防止するため、工場、事業所の立入調査を行う。
8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態					
8-1 (1) 廃棄物処理施設の整備					
	新環境センター整備事業	環境経済部	環境政策課	現西貝塚環境センターの代替施設の建設。	新たなごみ処理施設の建設にあたり、伊奈町とごみ処理の広域化を進めるため、循環型社会形成推進交付金等を活用し、広域ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）整備事業を行う。
	西貝塚環境センター管理運営事業	環境経済部	西貝塚環境センター	上尾市で発生した一般廃棄物を西貝塚環境センターで安全に安定的に処理する。	西貝塚環境センターの工場棟、管理棟、資源化ヤード、車庫棟及び上野ストックヤードの運営及び維持管理をするもの。設備の長寿命化を図るため、「西貝塚環境センター基幹的設備改良事業」を実施する。
	西貝塚環境センター一般事務費	環境経済部	西貝塚環境センター	西貝塚環境センター施設、事務所の運営に必要な管理経費、義務的負担金等	西貝塚環境センターの事務所管理費用や各種負担金・補助及び交付金など。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
8-1 (2) 災害廃棄物処理体制の整備					
	ごみ処分・運搬委託事業	環境経済部	西貝塚環境センター	各市町村内で発生した一般廃棄物の処理については、自区内処理の原則に基づき、市町村の経費によって処理するものである。家庭から排出された廃棄物の適正な運搬、処理を民間廃棄物処理事業者へ委託することにより市の責務を果たす。	小型ガスボンベ・ガラス・廃タイヤ・廃乾電池・動物死体・廃消火器・家電4品目不法投棄物などのごみを処分・運搬委託するものである。
	ごみ収集委託事業	環境経済部	西貝塚環境センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の責任において家庭ごみの収集・運搬を行う義務がある。	市内の各家庭から排出されるごみの収集運搬を委託するとともに、ごみ収集日程表を作成し、各世帯に配布するもの。
	最終処分事業	環境経済部	西貝塚環境センター	西貝塚環境センターで発生した焼却灰及び破碎残渣を最終処分場へ運搬し、埋立処分する。	上尾市は最終処分場を所有しないため、焼却灰、破碎残渣等の最終処分（再生含む）を委託処理するもの。
	ごみ収集車両管理事業	環境経済部	西貝塚環境センター	各市町村で発生した一般廃棄物の運搬については、自区内処理の原則に基づき、市町村が運搬するものである。家庭から排出された廃棄物の適正な運搬することは市の責務である。	家庭ごみ収集（塵芥車、ダンプ等）、場内作業（フォークリフト等）に使用する車両の賃貸借契約や維持管理（点検、修理等）を行うもの。
8-1 (3) 廃棄物処理に向けた市民への広報・啓発の実施					
	資源循環推進事業	環境経済部	環境政策課	行政回収量の削減及びリサイクルの促進。	市民へのリサイクル意識の啓発のため、地域リサイクル団体に対し、報奨金及び補助金の交付などの支援を行う。また、生ごみ減量化促進のため、家庭用生ごみ処理容器等の購入費に対して補助金の交付を行う。
	不用品リサイクル事業	環境経済部	西貝塚環境センター	市民へリサイクル品の提供することによりリユース意識の啓発をすることにより、ごみ減量、リサイクルを推進を図る。	粗大ごみ収集及び市民から直接搬入されるごみの中には、品質が良好で再使用が可能なものがあることから、西貝塚環境センター内にリサイクル展示室を設け展示し、希望する市民に頒布を行うもの。
	資源回収業務委託事業	環境経済部	西貝塚環境センター	市民が排出する廃棄物から資源化が可能な紙類、布類を分別収集し資源の有効利用を図ることによりごみ処理量の減量化を図る。	新聞、段ボール、雑がみ、古布をリサイクルするため、可燃物とは別に定期収集を行い、資源の有効利用を図るもの。
	廃棄物減量等推進審議会運営事業	環境経済部	環境政策課	廃棄物処理の処理等について審議いただく、有識者や市議で構成される審議会の運営。	一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を開催し、事業の進捗管理を行う。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態					
8-2 (1) 事前復興準備の推進					
	道路橋りょう等災害復旧事業	都市整備部	道路課	自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧する。	降雨、暴風、洪水、津波、その他異常な天然現象による災害により道路橋りょう等に被害を生じた場合に、施設の原形復旧を行う。
	復興事前準備事業	都市整備部	都市計画課	事前復興計画の策定。	平時から復興に向けた準備を行い、大震災等により被災しても迅速かつ着実に復興を進めることができるよう、「事前復興計画」の策定に向け準備を進める。
8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態					
8-3 (1) 地籍調査等の実施					
	都市計画基本図作成事業	都市整備部	都市計画課	都市計画基本図等の更新	都市計画変更等に伴う都市計画図の印刷や統合型GISの用途地域等の情報の更新を行う。
	道路境界確認事業	都市整備部	道路課	境界確認作業の効率的な実施。	近年の境界確認作業は、土地家屋調査士を含めた立会いが多く、難しい案件が増加している。事業委託により測量事前調査から、測量図作成が効率的になり、また各種ノウハウを吸収することにより他の案件に活用できる。
	公共基準点管理事業	都市整備部	道路課	基準点の適正な管理。	基準点は、地図作成や各種測量の基準となるものである。上尾市基準点管理規則に基づき、適切に管理する必要がある。
8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態					
8-4 (1) 荒廃農地の低減対策					
	農地農業用施設災害復旧事業	環境経済部	農政課	農地農業用施設等に被害が生じた場合、農地農業用施設の原型復旧を行う。	降雨、暴風、洪水、その他異常な天然現象による災害により農地農業用施設等に被害が生じた場合に、農地農業用施設の原型復旧を行う。
8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態					
8-6 (2) 保育体制の整備					
	認可保育所運営支援事業	子ども未来部	保育課	認可保育所の運営を支援する。	認可保育所の通常保育、延長保育、一時保育事業等の保育運営を支援する。
	市立保育所管理運営事業	子ども未来部	保育課	よりよい保育環境を提供する。	公立保育所の維持管理や運営するために必要な各種事業を行う。
	民間保育所施設整備事業	子ども未来部	保育課	待機児童の解消を図る。	上尾市子ども・子育て支援事業計画（上尾市こども計画）に沿って、民間保育所等の施設整備に対して補助を行う。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	放課後児童健全育成事業	子ども未来部	青少年課	放課後児童健全育成事業を実施する。	放課後、保護者が就労等により不在となる家庭の小学校児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。
	放課後児童クラブ整備事業	子ども未来部	青少年課	放課後児童健全育成事業の実施に必要な放課後児童クラブ（公設）の整備を図る。	放課後児童健全育成事業の実施に必要な放課後児童クラブ（公設）を整備する。
	認定こども園移行支援事業	子ども未来部	保育課	待機児童の解消と幼児教育の充実を図る。	私立幼稚園が認定こども園に移行するに当たり必要となる人件費や委託費などの経費を補助する事業。平成30年度から5年間の時限で実施する。
8-7 被害認定調査、り災証明交付、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態					
8-7 (1) 被害認定調査・り災証明交付体制の整備					
	固定資産税等賦課事業	行政経営部	資産税課	被災者の生活再建のため、生活再建に必要なり災証明書を迅速に発行する。	災害発生時に、住家の被害認定調査を行い、その結果に基づき、迅速にり災証明書を交付するもの。
8-7 (3) 生活再建支援体制の整備					
	災害救助事業	健康福祉部	福祉総務課	災害弔慰金の支給等に関する法律が適用された災害に対し、市条例に基づいた支援を行う。	災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令、上尾市災害弔慰金の支給に関する条例及び施行規則により、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。
	福祉総務課一般事務費	健康福祉部	福祉総務課	福祉総務課の一般事務費の他、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」及び「墓地埋葬等に関する法律」等に関する事務を行う。	強靱化に寄与する事業内容：行旅病人及び行旅死亡人取扱事務、墓地埋葬等に関する法律に関わる事務。
	災害見舞金等支給事業	健康福祉部	福祉総務課	災害により被害を受けたときに、被災された方またはそのご遺族に対し、災害見舞金または弔慰金を支給する。	災害により被害を受けたときに、被災された方またはそのご遺族に対し、災害見舞金または弔慰金を支給する。 ただし、災害救助法の適用を受けたとき、または、災害弔慰金もしくは災害障害見舞金の支給を受けたときを除く。
	災害対策基金管理事業	総務部	危機管理防災課	災害時応援協定に基づき、売り上げの10%が市の歳入となる自動販売機やその他寄付金等について、その歳入を災害時に活用できる資金とするため、災害対策基金に積み立てるものである。	寄附金等の積立を行い、大規模災害により被害を受けた被災者の支援に関する経費として有効に活用する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
8-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・喪失					
8-8 (1) 文化財・環境的資産の保全・復旧体制の整備					
	文化財調査・保存事業	教育総務部	生涯学習課	文化財保護法に基づき文化財を保存・活用する。	市文化財保護条例に基づき、市内に所在する文化財のうち重要なものを市指定文化財等として指定し、その保存及び活用を図っている。また、これらの文化財の管理や修理のための補助金と維持のための交付金を交付している。
	埋蔵文化財調査事業	教育総務部	生涯学習課	地中に存在する遺構・遺物などを包括する埋蔵文化財（遺跡）を適切に保存する。	市内における周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等が計画された場合、先立って試掘調査や発掘調査を実施する。
	市史担当分室及び資料室管理事業	教育総務部	生涯学習課	市の関係施設で管理している歴史資料、古文書、歴史的公文書等や有形民俗文化財を適切に保存する。	収集・整理した歴史資料（主に古文書など）及び、寄託されている歴史資料を保存し、歴史資料調査事業を実施する施設である市史担当分室（大石南小）・原市資料室の維持管理を行う。
8-8 (2) 文化財への理解に係る意識醸成					
	「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業	教育総務部	生涯学習課	上尾市初の国指定文化財となった「上尾の摘田・畑作用具」を適切に保存・管理し活用する。	令和3年3月に国指定重要有形民俗文化財となった「上尾の摘田・畑作用具」について、その保存のため適切な管理を行うとともに、市民への公開や啓発を行うことで文化財への理解を深め、その普及を図る。
9-1 災害リスクや避難行動に関する知識・認識不足により、適切な避難行動ができず多くの被害が発生する事態					
9-1 (1) 災害リスク・自助・共助に関する啓発					
	広報誌等作製・発行事業	市長政策室	広報広聴課	市政の現状や施策の取り組み状況などの情報を提供するために欠くことのできない重要な媒体であり、継続的定期的に発行する必要がある。	市政や施策の取り組み状況、お知らせなどを市民に分かりやすく提供するため、広報誌『広報あげお』を毎月発行する。視覚障害者向けには、『広報あげお』の内容を録音した『声の広報』を毎月送付する。
	公民館講座事業	教育総務部	生涯学習課	市民に多様な学習機会の提供や、生涯学習の充実を図るため。	生涯学習の充実を図るため、市内6か所の公民館で、一般教養、文化・芸術、健康・スポーツなど市民に多様な学習機会の提供や、公共の課題に関わる事業等を実施する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、被害（逃げ遅れ、延焼等）が拡大する事態					
9-2 (1) 地域コミュニティの醸成					
	地域活動推進事業	市民生活部	市民協働推進課	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため。また、自治会等の自主的かつ円滑な運営を助長し、もって市民参加の市政を推進するため。	コミュニティ推進会議への補助及び自治会活動運営交付金の交付により、地域活動を推進する。
	集会所等整備補助事業	市民生活部	市民協働推進課	地域における自治意識の高揚と福祉の増進を図るため。	集会や行事等、地域活動に利用する施設の整備や、施設で使用する備品または施設の周囲の環境基盤の整備を行う自治会に対する補助事業。
	外国人市民支援事業	市民生活部	市民協働推進課	増加する外国人市民に対して情報提供を行い、生活支援を図る。	外国人市民向けの相談窓口の充実や必要な情報を多言語で提供することで外国人市民の生活支援を図る。
	地域福祉推進事業	健康福祉部	福祉総務課	社会福祉法第107条による、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める「上尾市地域福祉計画」の策定・進行管理を行うほか、上尾市見守りネットワークの運営等により地域福祉の推進を図る。	地域福祉の推進を図るため、地域福祉推進協議会や地域福祉推進員、あんしんNW庁内会議、上尾市見守りNWなどを運営する。令和4年度より第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画開始。
	民生委員・児童委員活動推進事業	健康福祉部	福祉総務課	地域において、低所得者の自立更正の援護、高齢者・障害者・児童・母子等の福祉増進、福祉施策への協力など広範囲な活動を行う民生委員・児童委員の活動を推進する。	民生委員・児童委員の活動に対する補助事業。
	社会福祉協議会補助事業	健康福祉部	福祉総務課	社会福祉法人上尾市社会福祉協議会の円滑な運営の確保と事業の推進を図る。	ボランティア育成・指導、共同募金・日赤募金、生活福祉資金貸付、支部社協育成、行政からの社会福祉事業の受託等を行っている上尾市社会福祉協議会に対して補助金を交付する。
	社会福祉事業寄附金管理事業	健康福祉部	福祉総務課	社会福祉への寄附を社会福祉事業推進の財源に充てるため、社会福祉基金を設置し、福祉向上に繋がる事業を実施する団体に対して助成を行う。	社会福祉事業の推進のために寄せられた寄附金と運用利子等を社会福祉基金に積み立て、交付申請のあった福祉に関する事業を実施している団体に対して助成を行う。
	ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来部	子ども支援課	子育て援助活動。	「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助をしたい人」を会員として組織し、地域における子育て援助活動を支援する事業。上尾市社会福祉協議会に業務委託。

施策 体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	子育て活動推進 事業費補助事業	子ども 未来部	子ども 支援課	子育て中の自主グループが相互に 交流し、児童の健全育成を図るこ とを目的としている。	子育て中の親子が相互に交流する ことを支援し、児童の健全育成を 図るため、上尾市子育て活動推進 事業費補助金交付要綱に基づき、 子育て自主グループの連合体に対 し補助金を交付する。
	障害福祉サー ビス事業所かしの 木園管理運営事 業	健康 福祉部	障害 福祉課	障害福祉サービス事業所かしの木 園の運営により、在宅の障害者の 社会参加の促進を図る。	市が設置している「障害福祉サー ビス事業所かしの木園」の運営を 指定管理（上尾市社会福祉協議会 に委託）に要する費用。
	いきいきクラ ブ・いきいきク ラブ連合会活動 費補助事業	健康 福祉部	高齢 介護課	おおむね60歳以上の人を対象に自 治会等を単位に活動している自主 的組織で、スポーツ・趣味活動・ ボランティア等を通して生きがい や仲間づくりを目的とする。	いきいきクラブに対し活動費とし て補助金を交付するとともに、各 クラブを束ねる連合会に対してク ラブ数に応じて補助金を交付す る。
	シルバー人材セ ンター運営補助 事業	健康 福祉部	高齢 介護課	公益社団法人上尾市シルバー人材 センターは、生きがいや健康、社 会参加を求めて就労したいという 高齢者に対し、能力や希望に応じ て仕事を提供するほか、就業に必 要な知識・技能の習得を目的とし た講習等を実施している団体であ る。市は該当団体の円滑な運営を 確保することを目的としている。	公益社団法人上尾市シルバー人材 センターの円滑な運営を図るため に補助金を交付する。
	敬老事業交付金 支給事業	健康 福祉部	高齢 介護課	敬老の日の行事として、敬老事業 を実施する者に対して、交付金を 交付することにより、高齢者福祉 の連携を図ることを目的とする。	敬老の日の行事として敬老事業を 実施する自治会等、社協支部及び 市長が定める施設等に対し、交付 金を交付する。
	農村生活環境整 備事業	環境 経済部	農政課	協働のまちづくりの推進。	上平東部地域の畑地帯総合土地改 良事業区域において、農業者に加 え子供から高齢者に至る地域住民 参加型の生活環境整備事業や、あ げお産業祭でのふるさと伝承教室 を行う上平東部地域生活環境整備 検討委員会へ補助を行う。
	街づくり推進 会議運営事業	都市 整備部	都市 計画課	街づくり推進会議の運営。	都市計画マスタープランに位置付 けられている市民・事業者・市の 協働による街づくりを推進するた めの調査や審議を行ったり、市長 に対し街づくりに対する提言を行 う組織として設置した「街づくり 推進会議」の運営を図る。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	市民街づくり活動支援事業	都市整備部	都市計画課	市民による主体的な街づくりの支援	「街づくり推進条例」を活用した街づくりを目指し、協議会の設立を予定している地区及び設立した街づくり協議会に対して、協議会の運営支援、街づくりに関する情報提供さらに、街づくり専門家の派遣を行う。
	一般コミュニティ助成事業	市民生活部	市民協働推進課	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため。	(一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している一般コミュニティ助成事業を活用し、各団体のコミュニティ活動に必要な備品等を整備する。
	地域子育て支援拠点運営事業	子ども未来部	子ども支援課	地域の子育て家庭への支援の充実を図るため、市内13か所に子育て支援拠点施設(子育て支援センター)が設置されている。保育所や幼稚園などに就園していない子どもと保護者が気軽に利用できる交流スペースがあり、子育てに関する講座やイベント、育児相談などを行っている。	親子が交流を行う場を提供し、子育てに関する相談や情報提供等を行う。市直営1か所及び社会福祉法人等11団体で実施されており、このうち社会福祉法人等に対し事業の実施に必要な経費を対象として補助金を交付する。
	子育て支援センター管理運営事業	子ども未来部	子育て支援センター	子育てを支援することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。	子育て中の家庭を支援するため「親子及び親同士の交流の場の提供」、子育てに関する「講座の開催」「相談支援」「情報の提供」を行う。
	地域福祉拠点運営事業	健康福祉部	福祉総務課	地域住民や関係機関による地域福祉を推進するために必要となる拠点の運営支援を行う。	尾山台団地内の旧銀行店舗跡地を借り上げ、地域福祉推進の拠点として自治会に無償で運営委託するほか、社会福祉協議会の拠点運営の支援を行う。
	市民活動支援センター管理運営事業	市民生活部	市民協働推進課	市民活動支援センターは、社会に貢献しようとする市民の自主的な活動の支援・促進及び市民との協働の推進を図るための拠点施設としての役割を担う。	市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、交流、研修、調査、研究等、市民との協働を促進するために設置した市民活動支援センターの管理運営業務。
	協働のまちづくり推進事業	市民生活部	市民協働推進課	第6次上尾市総合計画における「協働のまちづくりの推進」を実現するための必要施策を行う。	協働のまちづくりの規範となる事業を実施することにより、市民活動団体と市との協働を推進することを目的とする。市は、市と協定を締結した市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
	地域活動支援センター事業	健康福祉部	障害福祉課	上尾市身体障害者福祉センターの運営等により、障害者の福祉の増進を図る。	障害者総合支援法の規定に基づき市町村が実施する地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター等に要する費用を計上する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	配食サービス事業	健康福祉部	高齢介護課	食事の調理が困難な在宅の高齢者及び障害者に対し、栄養バランスの摂れた食事を提供することにより、健康の維持及び生活を支援し、高齢者及び障害者の福祉の増進を目的とする。	一人暮らしの高齢者や毎日の食事に不安のある人に配食サービス協力店を周知し、安定した食の確保を図るとともに、配食サービス協力店による見守りを行う。
	老人だんらの家運営費補助事業	健康福祉部	高齢介護課	地域の高齢者が交流を図るために気軽に集える場所として「老人だんらの家」として施設の全部または一部を活用し、提供することで地域の高齢者に生きがいを与え、老人福祉の向上に資することを目的とする。	高齢者のだんらの場所として地域の公民館・自治会館等を開放する自治会、町内会等に運営費及び家賃の補助を行う。
9-2 (2) 地域の防災組織の育成・支援					
	自主防災組織育成支援事業	総務部	危機管理防災課	災害時における共助の中心となる、自主防災会の取り組みを支援することで、市民の災害対応力の向上を図るものである。 その他、防災士資格取得への補助に加え、自警水防団、防災士協議会に対する補助金の交付も実施している。	地域における人命救助や初期消火等の応急対策活動がより効果的に行われるよう、資機材の購入費用や訓練等の活動支援として、補助金を交付する。また、地域の防災力向上のため、防災士の取得に要する経費の補助を行う。
9-3 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態					
9-3 (2) 多様性に配慮した避難所運営体制の整備					
	国際交流協会支援事業	市民生活部	市民協働推進課	地域における国際交流事業の推進を図るため。	上尾市国際交流協会：同協会を支援することで、多文化共生の地域作りや次世代を担う子どもの国際感覚の養成を図る。埼玉県国際交流協会：同協会を支援することで、他市国際交流協会との情報交換や協働の推進を図る。
	男女共同参画推進事業	市民生活部	人権男女共同参画課	男女共同参画社会の実現。	男女共同参画意識の向上を図るため、啓発講座の実施や男女共同参画情報紙等を発行し、情報提供、意識啓発を図る。また、男女共同参画社会の形成に向けた活動を支援する。
	人権啓発推進事業	市民生活部	人権男女共同参画課	人権問題への正しい理解と人権意識の高揚を図り、人権尊重社会の実現を目指す。	市の人権尊重都市宣言及び人権施策推進指針に基づいて、人権尊重意識の一層の普及・向上を図るため、あげおヒューマンライツミーティング21を開催し、様々な人権課題をテーマに市民・団体相互の交流を促進する。

施策体系	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部	課		
	人権男女共同参画課一般事務費	市民生活部	人権男女共同参画課	人権、男女共同参画に関する計画等を策定するとともに、研修会の開催や啓発をすることにより、多様性を認め合い、一人ひとりが人権を尊重し合う社会の実現を目指す。	人権男女共同参画課及び男女共同参画推進センターの一般事務費のほか、北足立郡市町同和対策推進協議会、人権施策推進協議会、男女共同参画審議会や人権擁護委員・保護司に係る経費を計上している。 強靱化に寄与する事業内容：人権、男女共同参画に関連する啓発等のための事務費用。
	DV対策支援事業	市民生活部	人権男女共同参画課	だれもが安心して暮らせる社会の実現。	配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくりのために、暴力を許さない意識の醸成を図り、また、被害者などの支援体制の充実を推進する。
	ふれあい広場補助事業	健康福祉部	障害福祉課	補助金の交付により、上尾市ふれあい広場実施事業の円滑な実施を図る。	健常者と障害者のふれあいの場として、またお互いの理解と親睦を深める機会として、アトラクション、福祉体験、模擬店など「ふれあい広場」を開催する実行委員会に対して補助を行う。

【資料編】 3. 重要業績指標一覧

起きては ならない 最悪の事態 (リスク シナリオ)	施策プログラム		重要業績指標			
			重要業績指標	現状値	目標値	担当課
1-1 火災によ り、多数の死者・ 負傷者が発生する 事態	(1)	消防水利の維持 管理	「上尾市消防水利施設 等に関する設置基準」 を満たす設置率	【2020年度】 86%	【2025年度】 87%	【消防本部】 警防課
	(4)	地域の消防体制 の強化	消防団員の定員に対す る充足率	【2020年度】 79.1%	【2025年度】 85.9%	【消防本部】 消防総務課
	(6)	防火意識の啓発	住宅用火災警報器設置 率	【2020年度】 75%	【2025年度】 84%	【消防本部】 予防課
1-2 建築物の倒 壊により、多数の 死者・負傷者等が 発生する事態	(1)	住宅の耐震化	住宅の耐震化率	【2020年度】 92.9%	【2025年度】 95%	【都市整備部】 建築安全課
	(2)	多数の者が利用 する民間建築物 の耐震化	民間特定建築物の耐震 化率	【2020年度】 94.7%	【2025年度】 概ね解消	【都市整備部】 建築安全課
	(4)	宅地における防 災対策	大規模盛土造成地にお ける第二次スクリーニ ング調査の実施箇所数	【2020年度】 0か所	【2025年度】 4か所	【都市整備部】 開発指導課
1-3 異常気象 (浸水・竜巻) 等 により、多数の死 者・負傷者が発生 する事態	(1)	河川改修等の外 水氾濫対策	準用河川上尾中堀川改 修事業	【2021年度】 79.6%	【2024年度】 100%	【都市整備部】 河川課
1-5 災害対応の 遅延等により、多 数の要救助者・行 方不明者が発生す る事態	(2)	情報伝達体制の 整備	市公式SNSのフォロ ワー数	【2020年度】 13,865件	【2025年度】 28,000件	【市長政策室】 広報広聴課
2-1 救助・捜索 活動が大量に発生 し、遅延する事態	(4)	市民に対する正 しい応急手当等 の普及・啓発	市内のコンビニエンス ストアへのAED設置割 合	【2020年度】 76%	【2025年度】 80%	【消防本部】 警防課
3-1 沿線建築物 の倒壊等により、 道路・線路が閉塞 する事態	(1)	道路ネットワー クの拡充	西宮下中妻線 整備率	【2020年度】 75%	【2025年度】 90%	【都市整備部】 道路課
	(4)	沿道環境の整備	埼玉県指定の緊急輸送 道路（第一次特定路線 のうち、耐震診断義務 化路線）沿道建築物の 耐震化（母数；4棟）	【2020年度】 2棟	【2025年度】 概ね解消	【都市整備部】 建築安全課

起きては ならない 最悪の事態 (リスク シナリオ)	施策プログラム		重要業績指標			
			重要業績指標	現状値	目標値	担当課
4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	(1)	防犯対策の推進	市内における犯罪発生件数	【2019年度】 1,647件	【2025年度】 1,000件	【市民生活部】 交通防犯課
5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	(1)	自立分散型エネルギー社会の構築	世帯あたりの太陽光発電設置割合	【2019年度】 4.7%	【2025年度】 5.9%	【環境経済部】 環境政策課
			省エネ対策推進奨励金申請件数（次世代自動車）	【2019年度】 12件/年	【2025年度】 24件/年	【環境経済部】 環境政策課
5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態	(1)	上水道施設・管路の整備	配水管の耐震化率	【2019年度】 28.5%	【2025年度】 31.5%	【上下水道部】 水道施設課
			浄水場施設の耐震化率	【2019年度】 0%	【2025年度】 41.4%	【上下水道部】 水道施設課
5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	(1)	公共下水道施設・管路の整備及び耐震・耐水化対策	下水道管路の耐震化	【2020年度】 40.7%	【2025年度】 45.7%	【上下水道部】 下水道施設課
6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・農業の生産力が低下する事態	(3)	企業の事業継続体制の整備	中小企業サポート件数（単年度実績数）	【2019年度】 159件	【2025年度】 175件	【環境経済部】 商工課
8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	(3)	廃棄物処理に向けた市民への広報・啓発の実施	1人1日あたりのごみ排出量（家庭部門）	【2018年度】 673g	【2025年度】 627g	【環境経済部】 環境政策課
8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	(1)	荒廃農地の低減対策	荒廃農地の面積	【2020年度】 14%	【2025年度】 減少	【環境経済部】 農政課
8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	(2)	保育体制の整備	保育所の待機児童人数	【2021年度】 14人	【2025年度】 0人	【子ども未来部】 保育課
	(3)	ボランティア受入れ体制の整備	災害ボランティア育成人数	【2021年度】 97人	【2025年度】 200人	【健康福祉部】 福祉総務課
9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、被害（逃げ遅れ、延焼等）が拡大する事態	(1)	地域コミュニティの醸成	地域活動やボランティア活動に参加している割合	【2018年度】 28.8%	【2023年度】 30%	【市民生活部】 市民協働推進課
	(2)	地域の防災組織の育成・支援	地域防災訓練の実施率	【2019年度】 94%	【2025年度】 100%	【総務部】 危機管理防災課

【資料編】 4. 参考資料**■上尾市国土強靱化地域計画策定委員会設置規程**

令和3年1月20日訓令第3号

本庁

出先機関

上尾市国土強靱化地域計画策定委員会

(設置)

第1条 本市の国土強靱化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。次条第1号において「法」という。）第13条に規定する国土強靱化地域計画をいう。次条において同じ。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市国土強靱化地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市の国土強靱化地域計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市の国土強靱化（法第1条に規定する国土強靱化をいう。以下この条において同じ。）の基本的な課題の検討に関する事。
- (2) 国土強靱化に関する施策及びその事例の調査研究に関する事。
- (3) 国土強靱化に関する基礎資料の収集に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員7人をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部次長の職にある者（総務部次長の職にある者が複数いる場合にあっては、総務部危機管理防災課の事務を分掌する総務部次長の職にある者）をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年5月17日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

行政経営部行政経営課長 健康福祉部健康増進課長 市民生活部交通防犯課長
 環境経済部西貝塚環境センター所長 都市整備部河川課長 消防本部警防課長
 上下水道部水道施設課長

一部改正〔令和3年訓令12号〕

■上尾市国土強靱化地域計画策定委員会

所属	職名	氏名
総務部	次長	◎関根 郁夫
行政経営部行政経営課	課長	本郷 美代子
健康福祉部健康増進課	課長	樋浦 雅紀
市民生活部交通防犯課	課長	小川 紀之
環境経済部西貝塚環境センター	所長	佐藤 健一
都市整備部河川課	課長	○奥隅 雄一
上下水道部水道施設課	課長	内堀 真人
消防本部警防課	課長	本田 茂人

◎委員長、○副委員長

■策定経過

日付	会議等	主な内容
令和3年		
令和3年2月10日	第1回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会	・基本目標について
令和3年5月24日	第2回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会	・骨子案について
令和3年5月31日	第1回上尾市防災会議	・骨子案について
令和3年6月10日 ～6月30日	庁内照会	・強靱化に関わる事業について
令和3年7月28日 ～8月24日	庁内照会	・脆弱性評価・推進方針について
令和3年8月26日	第3回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会	・脆弱性評価・推進方針について
令和3年8月26日	第2回上尾市防災会議	・重点化案について
令和3年10月6日	第4回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会	・検討状況について（中間報告）
令和3年10月25日 ～11月2日	庁内照会	・素案について
令和3年11月16日	第5回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会	・計画素案について
令和3年11月29日 ～12月7日	庁内照会	・計画案について
令和3年12月14日	第6回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会	・計画案について
令和4年		
令和4年1月4日 ～2月3日	パブリックコメント	・計画案について
令和4年2月15日	第7回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会	・計画案について
令和4年3月3日	第3回上尾市防災会議	・計画案について

上尾市国土強靱化地域計画

発行年月 令和4年3月

発行編集 上尾市総務部危機管理防災課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-5140 FAX 048-775-9927

<https://www.city.ageo.lg.jp>

